

（仮称）中央区こども計画
（第三期中央区子ども・子育て支援事業計画）
<骨子修正案>

第1章～第3章

中央区

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置づけ	5
3 計画の期間	6
4 計画の策定体制	6
第2章 中央区の子ども・子育て・若者を取り巻く現状と課題	10
1 子ども・子育て・若者を取り巻く状況	10
2 子どもへのアンケート結果	17
3 保護者へのアンケート結果	32
4 子ども・子育て支援策の現状	44
5 施策の推進に向けた課題	59
第3章 計画の基本的考え方	62
1 計画の基本理念	62
2 計画策定の視点	63
3 計画の方向性	64
4 計画の体系	66

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の経緯

(1) 社会情勢と国の動向

【少子化の現状】

わが国の出生数は、「第2次ベビーブーム」期の昭和48(1973)年の209万人をピークに減少し、平成28(2016)年には初めて100万人を割り込みました。近年では、少子化のスピードがさらに加速し、令和5(2023)年には過去最少の727,277人まで減少しています。少子化の急速な進行は、人口(特に生産年齢人口)の減少と高齢化を通じて、労働供給の減少、将来の経済や市場規模の縮小、経済成長率の低下、地域・社会の担い手の減少、現役世代の負担の増加、行政サービスの水準の低下など、結婚しない人や子どもを持たない人を含め、社会経済に多大な影響を及ぼすことが懸念されています。

【「こどもまんなか社会」の実現に向けて～「こども家庭庁」の創設、「こども基本法」の成立】

このような少子化の現状を食い止めるため、政府は令和3(2021)年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」を閣議決定しました。基本方針では、常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて(「こどもまんなか社会」)、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする方針と、実現のための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設する(令和5(2023)年4月発足)ことが示されました。

そして、令和4(2022)年6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が成立(令和5(2023)年4月1日施行)しました。同法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべてのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

【「こども大綱」、「こども未来戦略」の策定】

また、令和5(2023)年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」と、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向をまとめた、「こども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」を閣議決定しました。

「こども大綱」では、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができる社会を目指すとしています。

「こども未来戦略」では、令和6(2024)年度から令和8(2026)年度までの3年間で集中的に取り組む「加速化プラン」として、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」、「共

働き・子育ての推進」、「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」が提示されました。具体的な施策としては、児童手当の抜本的拡充、出産等の経済的負担軽減、保育所等の1歳児及び4・5歳児の職員配置基準の改善や保育士等の処遇改善、「こども誰でも通園制度(仮称)」の創設などが盛り込まれています。

【児童福祉法の一部改正】

加えて、令和6(2024)年4月には、児童虐待相談対応件数が令和4年度に21万9,170件(速報値)で過去最多を更新するなど、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、児童福祉法が一部改正されました。改正法では、児童等に対する家庭及び養育環境の支援を強化し、児童の権利の擁護が図られた児童福祉施策を推進するため、要保護児童等への包括的かつ計画的な支援の実施の市町村業務への追加、市町村における児童福祉及び母子保健に関し包括的な支援を行うこども家庭センターの設置の努力義務化等が示されました。



コラム

子どもの権利条約とは

子どもの権利条約は、平成元(1989)年11月20日、国連総会において採択されました。「締約国・地域」の数は196で、世界で最も広く受け入れられている人権条約です。

子どもの権利条約は、子ども(18歳未満の人)が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にしました。子どもがおとなと同じように、ひとりの人間としてもつ様々な権利を認めるとともに、成長の過程にあって保護や配慮が必要な、子どもならではの権利も定めています。



(2) 東京都の動向

【「チルドレンファースト」の社会実現に向けて】

東京都では、令和元(2019)年12月、今後の都政運営の新たな指針として「『未来の東京』戦略ビジョン」を取りまとめました。ビジョンでは、2040年代の目指す姿として「子供の笑顔と子供を産み育てたい人で溢れ、家族の絆と社会が支える東京」を掲げ、令和12(2030)年に向けた戦略として、「子供の目線に立って、あらゆる負担を徹底的にサポートする」、「子供に身近な地域のまちづくりや政策を、都が徹底支援する」、「『チルドレンファースト』を社会に浸透させる」ことを掲げています。

こうした状況やこれまでの都の子供・子育て支援に係る取組の成果を踏まえ、令和2(2020)年3月に「東京都子供・子育て支援総合計画(第2期)」を策定(令和4(2022)年度中間見直し実施)しました。その後、令和3(2021)年3月には、明るい未来の東京を切り拓くための都政の新たな羅針盤となる「『未来の東京』戦略」を策定しました。

【「東京都子ども基本条例」の制定、「こども未来アクション」の策定】

さらに、令和3(2021)年4月に「東京都子ども基本条例」を施行しました。この条例は、「子どもの権利条約」の精神にのっとり、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にすることを基本理念として明確化し、子供の安全安心、遊び場、居場所、学び、意見表明、参加、権利擁護等多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定しています。加えて、令和4(2022)年4月には、都政の政策全般を子供目線で捉え直し、政策を総合的に推進する体制を構築するため、「子供政策連携室」を設置しました。

また、令和5(2023)年度の予算方針として「チルドレンファーストの社会の実現に向けた施策の強化」を掲げ、“東京から少子化に歯止めをかける”として、「018 サポート」(0～18歳まで所得制限なしの子ども1人当たり月5千円の支給)、「第二子の保育料無償化」など、様々な子育て支援施策を新たに展開しています。

そして、令和5(2023)年7月には、「チルドレンファーストの社会の実現に向けた子供政策強化の方針 2023」を策定し、子どもを取り巻く環境を踏まえた子ども政策の課題と今後の政策強化の方向を示しています。令和6(2024)年2月には、子ども目線で捉え直した政策の現在地と、子どもとの対話を通じた継続的な政策のバージョンアップの指針となる「こども未来アクション 2024」を策定しました。

(3) 中央区の動向

【中央区の人口の推移】

中央区(以下、「本区」という。)の人口は、近年30・40歳代の子育て世代を中心に増加傾向にあり、令和5(2023)年1月に、本区の最大人口を70年振りに更新する174,074人を記録し、令和6(2024)年1月からは、晴海地区で、東京2020大会選手村跡地住宅の入居が開始されたことを受け、同年4月時点の人口は181,845人となっています。今後も人口増加の傾向は続き、令和10(2028)年に20万人を突破し、令和15(2033)年には214,932人に達すると想定しています。また、出生数は平成28(2016)年から令和3(2021)年まで2,000人を超え、令和5(2023)年は1,813人、令和4(2022)年の合計特殊出生率は1.31で、6年連続23区中1位となっています。

【中央区における取組】

本区では、平成27(2015)年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、「中央区子ども・子育て支援事業計画」を平成27(2015)年3月に策定し、安心して子どもを産み育ていける環境づくり、本区にふさわしい子ども・子育て支援策を総合的に推進しています。計画期間終了となる令和2(2020)年3月には、「教育・保育施設」及び「地域子ども・子育て支援事業」の需要量の見込みと確保方策を中心に見直しを行い、「第二期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定(令和4(2022)年8月中間見直し実施)しました。

また、「中央区基本構想」(平成29(2017)年6月策定)に掲げた20年後の将来像「輝く未来へ橋をかける一人が集まる粋なまち」の実現に向けた取組を総合的・計画的に展開していくため、令和5(2023)年3月に「中央区基本計画 2023」を策定しました。なお、基本計画が示す施策の方向性は、SDGs(持続可能な開発目標)と軌を一にしており、計画に掲げる取組の推進により、持続可能なまちの実現につながることを示しています。

このような計画的な子ども・子育て支援策の着実な推進により、仕事と子育てを両立できる保育環境の整備として、平成 21(2009)年 4 月には 15 園(定員 1,505 人)であった認可保育所を令和 6(2024)年 4 月までの 15 年間で約 5 倍の 83 園(定員 6,526 人)に増設(認定こども園(長時間保育含む))し、5,021 人の定員拡大を図ったことにより、平成 29(2017)年 4 月時点で 324 人であった保育所待機児童数は、令和 4(2022)年 4 月に 0 人を達成しました。また、小学生の子どもの放課後の居場所づくりとして、令和 5(2023)年 4 月に民設民営学童クラブを誘致するとともに、令和 6(2024)年 4 月には区立小学校内に学童クラブ(学校内学童クラブ)を設置し、学童クラブ所属児童と放課後子ども教室(プレディ)所属児童が一緒に過ごすことができる「プレディプラス」事業を新たに実施するなど、放課後児童対策の拡充を図っています。

さらに令和 6(2026)年 7 月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設 4 階に移転し、子どもと子育て家庭に対する総合的な相談・支援体制の強化や育ちの相談・サポート機能の充実を図るなど、常に子どもの視点に立ち、子育て支援の各種サービスの充実や環境整備など総合的な子育て支援策を全庁的に展開しています。

(4) 計画策定の目的

本区では、令和 2(2020)年 3 月に、第二期中央区子ども・子育て支援事業計画を策定し、「子どもも親も笑顔が輝き、地域で安心して子育てができるまち 中央区」を基本理念に、子ども・子育て支援策を計画的に推進してきました。

第二期計画の終了に伴い、国や東京都のこども基本法をはじめとした法や方針、第二期計画での進捗状況・実績評価等を踏まえた上で、令和 7(2025)年度から令和 11(2029)年度までの 5 年間で区が取り組むべき子ども・子育て支援施策を示す「(仮称)中央区こども計画(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)(以下、「本計画」という。))」を新たに策定しました。



コラム

SDGs とは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットで採択された令和 12(2030)年を年限とする国際目標です。SDGs は持続可能な世界を実現するための 17 のゴールから構成され、先進国を含むすべての国々の共通目標となっています。SDGs 達成のためには、「誰一人取り残さない」包摂的な社会をつくっていくことが重要であると強調されており、国家レベルだけではなく自治体レベルでの取組が期待されています。

《SDGs の 17 の目標》



2 計画の位置づけ

(1) 法的位置づけ

本計画は、こども基本法第10条に基づく「市町村こども計画」に位置づけるとともに、子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」、**こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「市町村こどもの貧困の解消に向けた対策計画」**、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」を内包しています。

こども基本法(市町村こども計画)

第十条(抜粋)

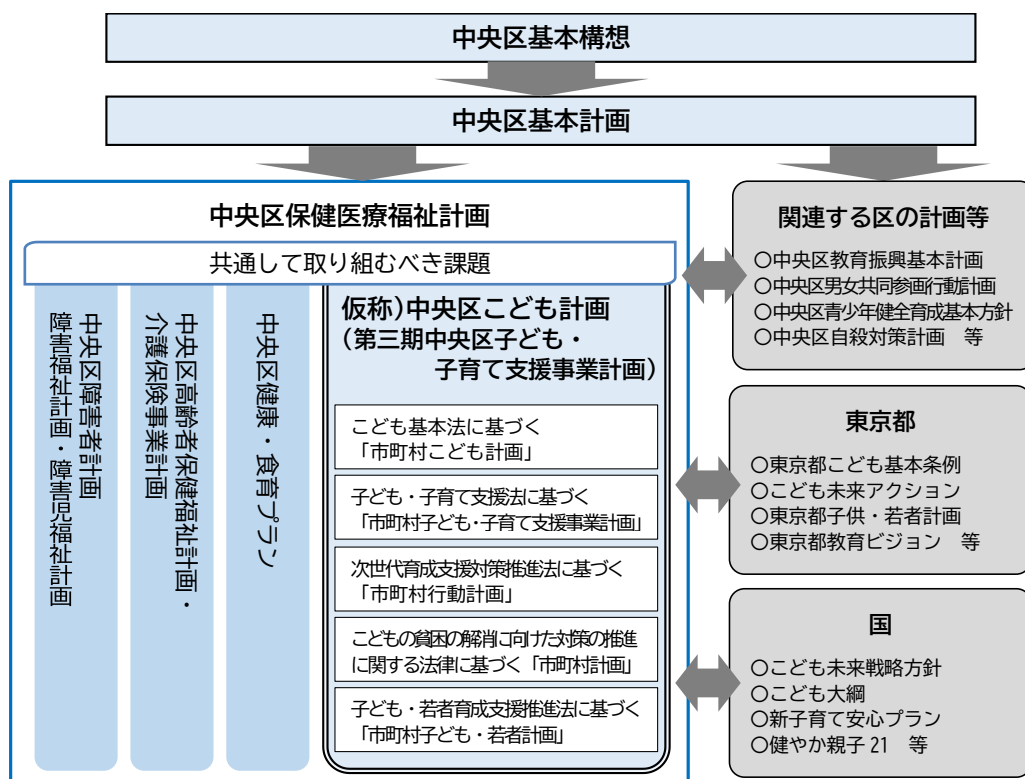
- 2 市町村は、こども大綱(都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画)を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画(以下この条において「市町村こども計画」という。)を定めるよう努めるものとする。
- 5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

※本計画における「子ども」は、若者も対象に含めて捉えています。

(2) 中央区における計画体系

本計画は、「中央区基本構想」、「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・都・区の関連する計画等と整合性のある計画とします。

《 中央区における計画体系 》



3 計画の期間

本計画は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間を計画期間とするものです。
ただし、子ども・若者を取り巻く社会状況の変化などにより、必要に応じて、計画期間中に見直しを行う場合があります。

令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)	令和6 (2024)	令和7 (2025)	令和8 (2026)	令和9 (2027)	令和10 (2028)	令和11 (2029)	令和12 (2030)
第二期中央区子ども・子育て支援事業計画										
					(仮称)中央区こども計画 (第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)					
		●中間の 見直し		●改定					●改定	次期計画

4 計画の策定体制

(1) 中央区子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第72条第1項に、教育・保育施設及び地域型保育事業の利用定員を定める際や、市町村計画を策定・変更する際の合議を行う機関の設置が努力義務として定められました。

本区においても、本計画の策定にあたり子育て当事者等の意見を反映するため、公募による区民代表や子育て支援事業者、学識経験者などの構成員からなる「中央区子ども・子育て会議」を設置し、本計画に係る審議をいただきながら検討・策定を進めました。

◎ 中央区子ども・子育て会議委員名簿は、P●●を参照

子ども・子育て支援法(市町村等における合議制の機関)
第七十二条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。
一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。
二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。
三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。
四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(2) 子どもへの意見聴取

こども基本法第11条では、こども施策の策定等にあたり、こどもの意見の反映に係る必要な措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付けられています。

本計画の策定にあたっては、本区の子どもたちの意見を聴取するため、以下のアンケート調査を実施し、その結果を計画策定の基礎資料として活用しました。また、計画策定時における意見聴取として、子ども向けのパブリックコメントを実施しました(詳細についてはP●●参照)。

こども基本法(こどもへの意見聴取)

第十一条(抜粋) 国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

◇ (仮称)中央区こども計画(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)策定に向けた子ども向けアンケート

◆ 調査目的

中央区に住む小学生、中学生、高校生世代の生活の状況や放課後の居場所、子どもの権利の認知度、悩みごととその相談先等を把握し、本計画の策定の基礎資料として活用するため。

◆ 調査対象・調査方法

調査区分	調査対象	調査方法
小学生	区立小学校に通う小学6年生 429人 (京橋地域1校、日本橋地域1校、 月島地域2校 計4校)	学校経由でちらしを配布し、GIGA スクール端末(タブレット)を通 じて回答
中学生	中央区に居住する中学2年生 650人 (住民基本台帳から対象者を無作為に抽出)	はがき(二次元コード付き)を郵 送し、インターネットで回答
高校生世代	中央区に居住する高校2年生世代 650人 (住民基本台帳から対象者を無作為に抽出)	はがき(二次元コード付き)を郵 送し、インターネットで回答

◆ 調査期間

令和6(2024)年5月21日(火)～6月4日(火)

◆ 回収数(回収率)

調査区分	発送・配布数	回答数(率)
小学生	429票	413票 (96.3%)
中学生	650票	134票 (20.6%)
高校生世代	650票	151票 (23.2%)

(3) 各種調査

本計画策定の基礎資料として活用するため、令和5(2023)年度に以下の調査を実施しました。

① 中央区子育て支援に関するニーズ調査

◆ 調査目的

「第三期中央区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、区民の子育てニーズや確保を図るべき教育・保育施設・子育て支援サービスの量の見込みなどの算定の基礎となる資料を収集するため。

◆ 調査対象

調査名	調査対象
子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童保護者調査)	就学前児童を持つ保護者、5,262人 (調査時0～5歳人口の約50%)
子育て支援に関するニーズ調査 (小学校児童保護者調査)	小学校児童を持つ保護者、4,887人 (調査時6～11歳人口の約50%)

◆ 調査方法

郵送配布－郵送回収・インターネット回答(督促礼状1回送付)

◆ 調査期間

令和5(2023)年10月30日(月)～11月24日(金)

◆ 回収数(回収率)

調査名	発送数	回収・回答数 (率)	内訳	
			郵送 回収数(率)	インターネット 回答数(率)
子育て支援に関するニーズ調査 (就学前児童保護者調査)	5,262票	2,384票 (45.3%)	979票 (18.6%)	1,405票 (26.7%)
子育て支援に関するニーズ調査 (小学校児童保護者調査)	4,887票	2,130票 (43.6%)	920票 (18.8%)	1,210票 (24.8%)

② ひとり親家庭実態調査

◆ 調査目的

「第三期中央区子ども・子育て支援事業計画」の策定に向けて、区内在住のひとり親家庭の生活実態を把握し、ひとり親家庭の自立支援の推進に関わる施策検討の基礎資料とするため。

◆ 調査対象

区内在住の児童育成手当受給資格者、801人(悉皆調査。ただし、「子育て支援に関するニーズ調査」の対象者として抽出された者を除く)

◆ 調査方法

郵送配布－郵送回収・インターネット回答(督促礼状1回送付)

◆ 調査期間

令和5(2023)年10月30日(月)～11月24日(金)

◆ 回収数(回収率)

発送数	回収・回答数 (率)	内訳	
		郵送 回収数(率)	インターネット 回答数(率)
801 票	296 票 (37.0%)	145 票 (18.1%)	151 票 (18.9%)

(4) パブリック・コメントの実施<令和6年12月実施予定>

計画素案がまとまった段階で、区民の皆様から広くご意見をいただくため、令和●年●月●日から令和●年●月●日にかけてパブリック・コメントを実施し、計画に反映しました。実施にあたっては、子どもたちからも意見を述べやすいよう、子ども向けの計画素案を用意し、子ども向けパブリックコメントも合わせて実施しました。

第2章 中央区の子ども・子育て・若者を取り巻く現状と課題

1 子ども・子育て・若者を取り巻く状況

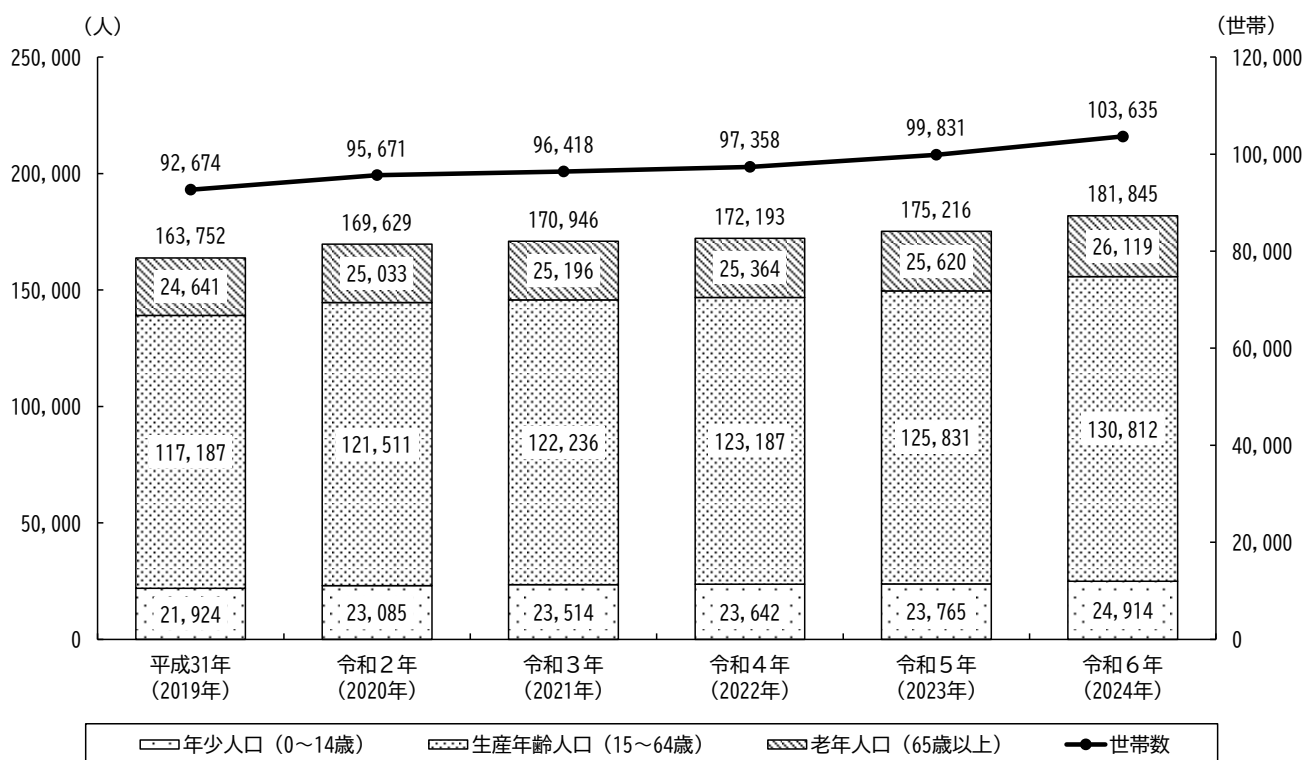
(1) 中央区の人口・世帯数の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本区の人口・世帯数は増加傾向にあり、総人口は、平成31（2019）年からの5年間で約11.0%増加し、令和6（2024）年4月1日現在で181,845人、世帯数は103,635世帯となっています。

年齢3区分別の人口は、どの区分も増加傾向にあり、令和6（2024）年では年少人口は24,914人、生産年齢人口は130,812人、老年人口は26,119人（高齢化率14.4%）となっています。

年齢3区分別人口・世帯数の推移

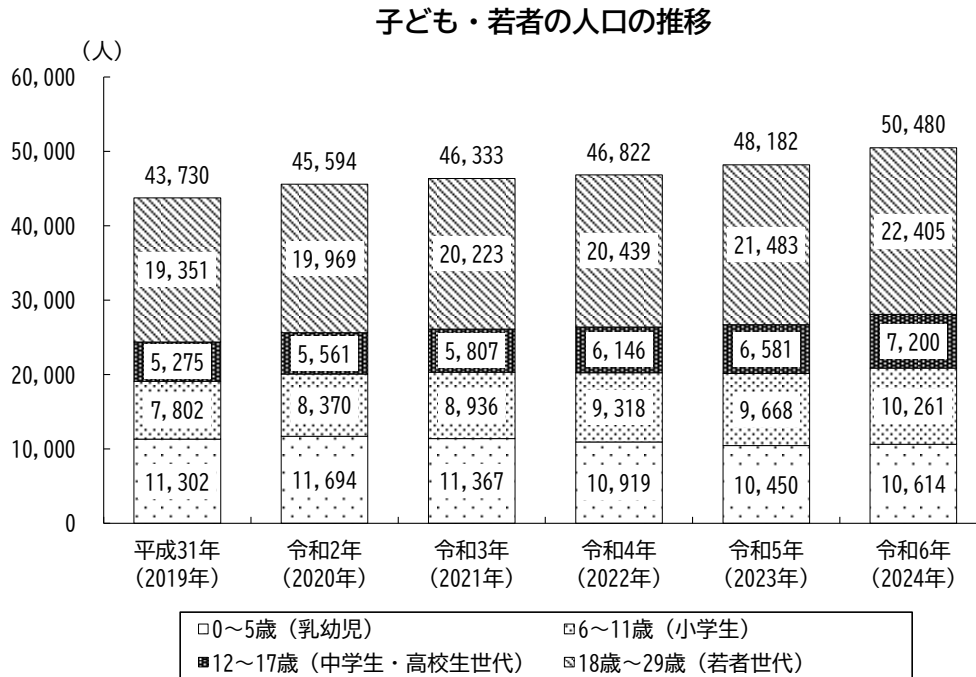


出典：中央区「住民基本台帳」各年4月1日現在

② 子ども・若者の人口の推移

0～29歳の子ども・若者の人口は増加傾向にあり、平成31（2019）年からの5年間で15.4%増加し、令和6（2024）年4月1日現在で50,480人となっています。

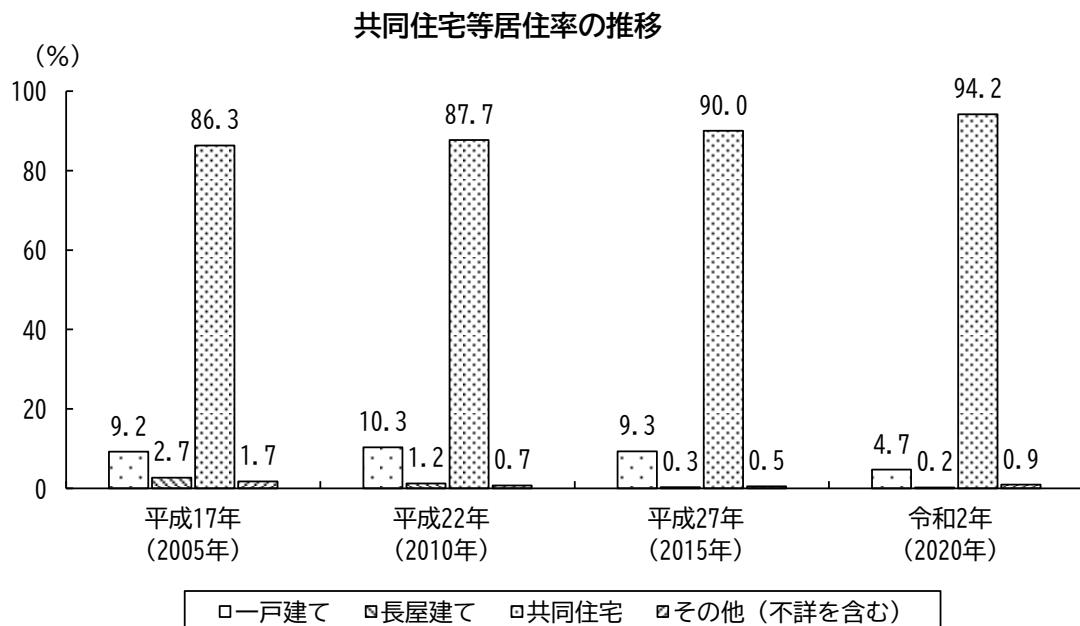
年齢別にみると、6歳以上の人口は平成31（2019）年から一貫して増加傾向にありますが、0～5歳人口については、増加と減少を繰り返しており、平成31（2019）年と令和6（2024）年を比べると、688人減少しています。



出典：中央区「住民基本台帳」各年4月1日現在

（2）住宅の状況

本区の共同住宅に居住する区民の割合は高く、令和2（2020）年には94.2%が共同住宅に居住しています。



出典：総務省「国勢調査」（令和2（2022）年）

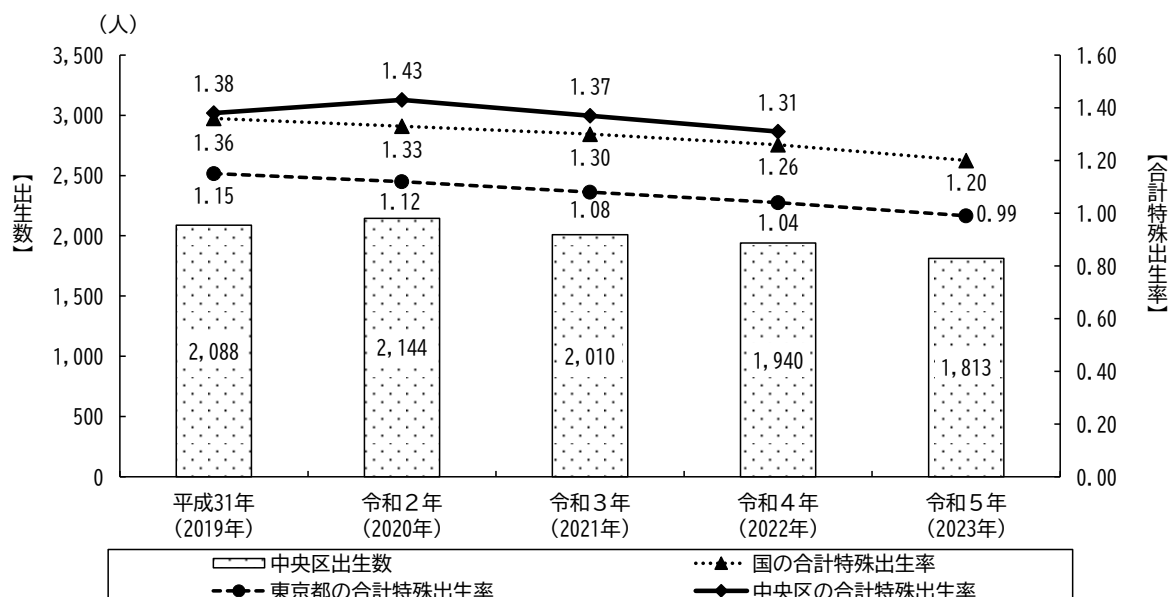
(3) 中央区の子ども・子育て家庭の状況

① 出生数、合計特殊出生率

本区の年間あたりの出生数は、令和3(2021)年まで2,000人を越え、令和4(2022)年は1,940人、令和5(2023)年は1,813人となっています。

合計特殊出生率は、国、東京都の水準と比較すると、一貫して高くなっています。

出生数(区)、合計特殊出生率の推移



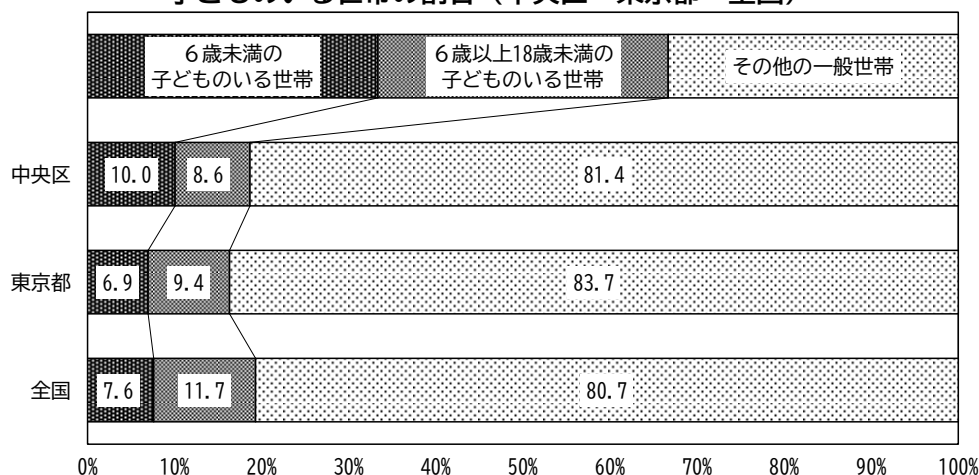
出典:出生数は中央区資料、合計特殊出生率は厚生労働省「人口動態統計(確定数)の概況」および東京都「人口動態統計年報(確定数)」による

※令和5年(2023年)の合計特殊出生率は、厚生労働省「人口動態統計月報年計(概数)の概況」による

② 子どものいる世帯の状況

本区の6歳未満の子どものいる世帯が全世帯に占める割合は10.0%、6歳以上18歳未満の子どものいる世帯が全世帯に占める割合は8.6%となっており、6歳未満の子どものいる世帯の割合は全国、東京都の水準を上回っています。

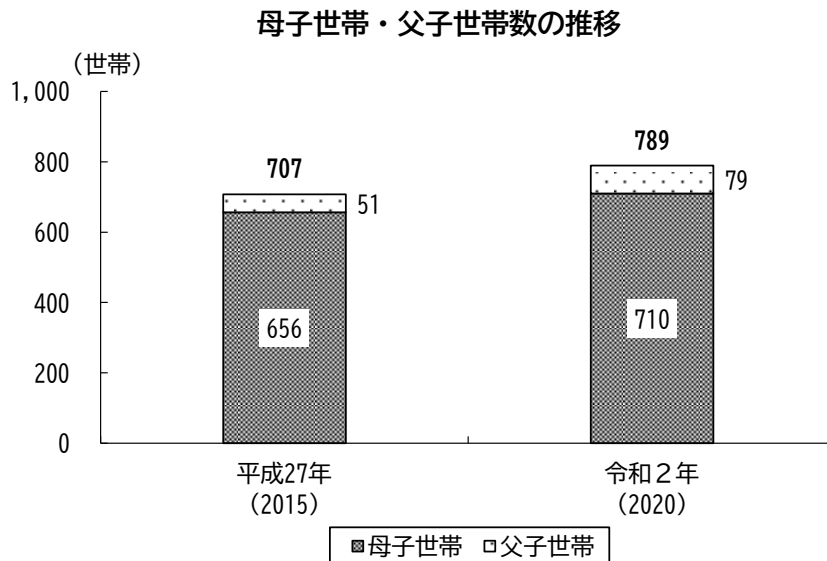
子どものいる世帯の割合(中央区・東京都・全国)



出典:総務省「国勢調査」(令和2(2022)年)

③ 母子世帯・父子世帯の推移

本区の母子世帯・父子世帯は増加しており、令和2年では母子世帯が710世帯、父子世帯が79世帯となっています。



※母子世帯：未婚、死別又は離別の女親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

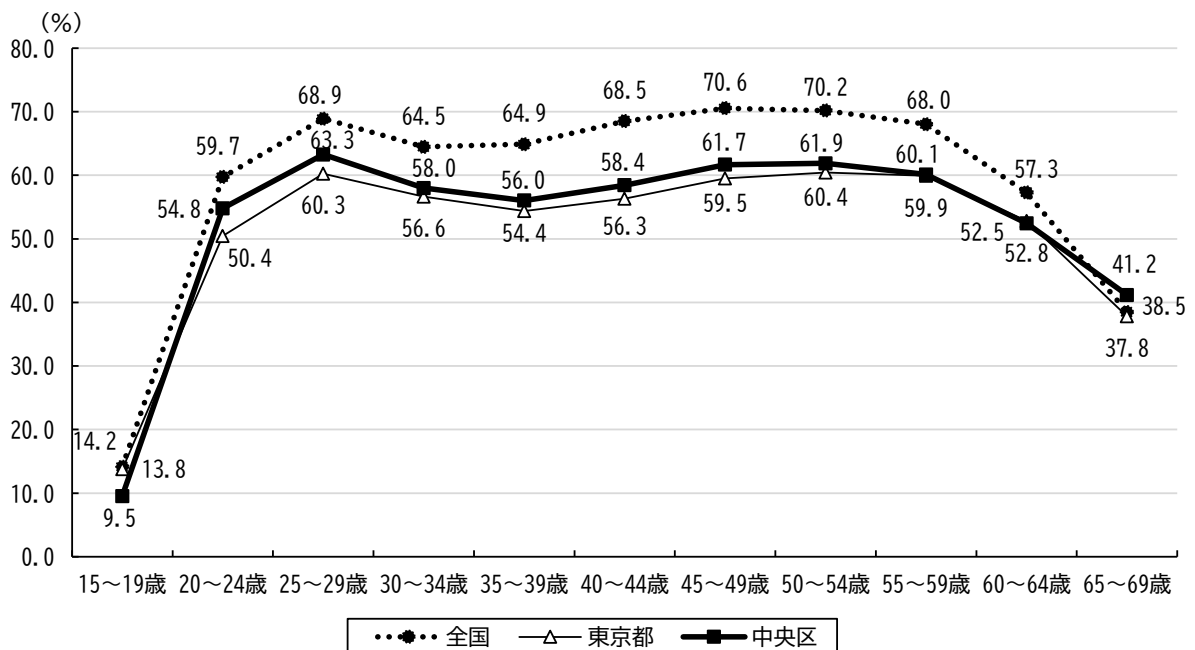
※父子世帯：未婚、死別又は離別の男親と、その未婚の20歳未満の子どものみから成る一般世帯

出典：総務省「国勢調査」(令和2(2022)年)(各年10月1日時点)

④ 女性の就業状況

本区の女性の年代別就業率は、20～50歳代で全国より低く、東京都より高くなっています。

女性の年代別就業率（令和2（2020）年）（中央区、東京都、全国）

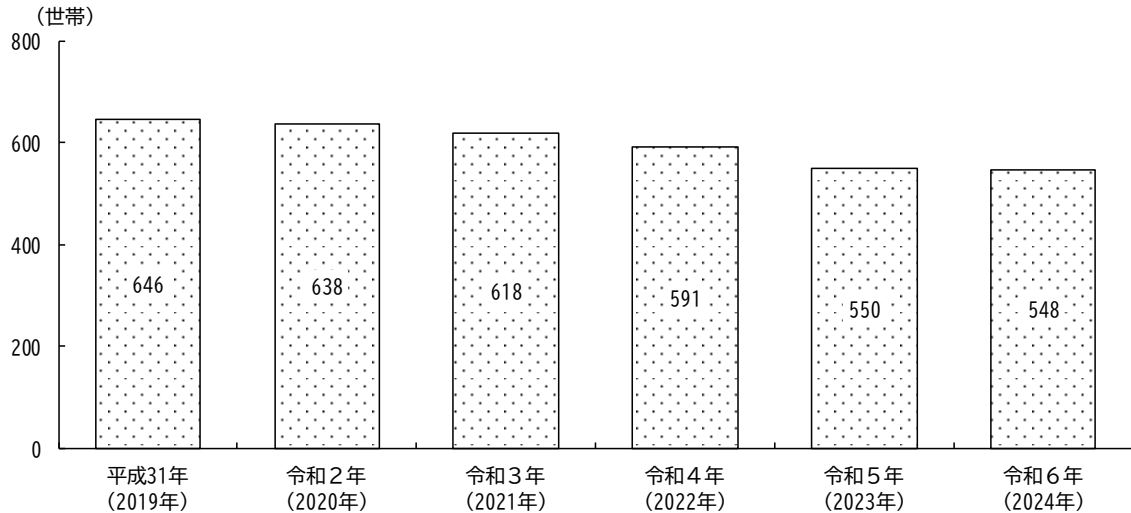


出典：総務省「国勢調査」(令和2(2022)年)

⑤ 児童扶養手当受給世帯数

児童扶養手当受給世帯数は、減少傾向にあり、令和6（2024）年は548世帯となっています。

児童扶養手当受給世帯数の推移

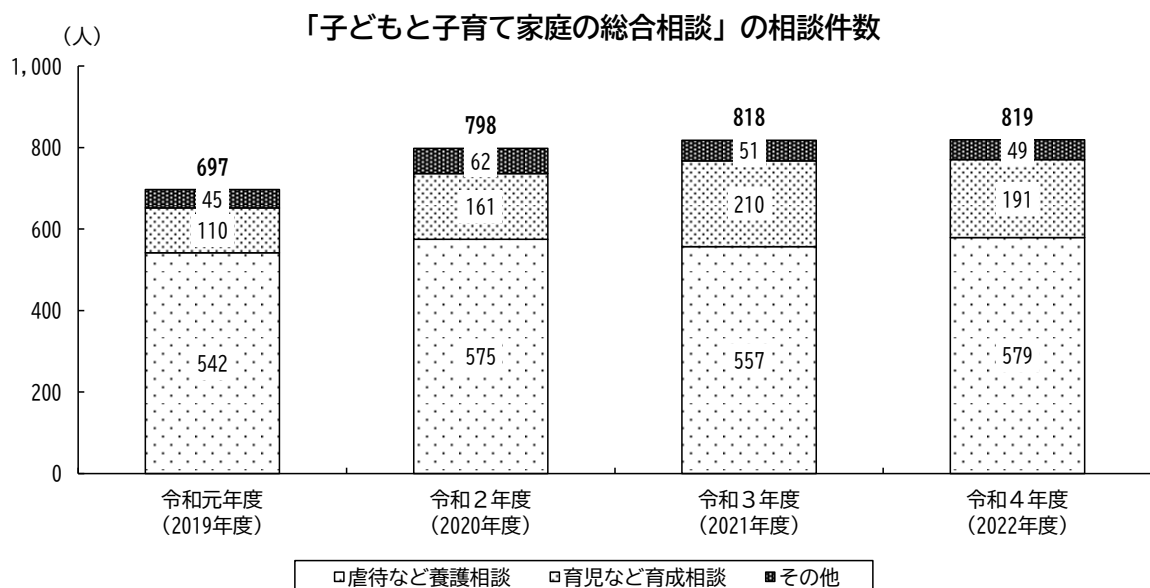


出典：中央区政年鑑（各年3月31日現在）

（４）相談の状況

① 「子どもと子育て家庭の総合相談」の相談

「子どもと子育て家庭の総合相談」は、子ども家庭支援センターにおいて18歳未満の子どもと子育て家庭に関するさまざまな相談に応じ、必要により専門機関の紹介等を行っています。相談件数は、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度まで800件前後となっています。令和4年度の819件のうち、虐待などの養護相談が579件であり70.7%を占めています。



出典：中央区資料

② 教育相談・子ども電話相談

教育センターによる教育相談は、令和2(2020)年度から令和4(2022)年度までケース件数が350件前後、延べ相談件数が3,000件前後となっています。子ども電話相談は、令和4(2022)年度は令和3(2021)年度の2倍以上の156件となっています。

教育相談・子ども電話相談件数

	来所相談		電話相談
	ケース件数	延べ相談件数	相談件数
令和元年度(2019年度)	337	2,984	75
令和2年度(2020年度)	351	3,242	118
令和3年度(2021年度)	337	2,984	75
令和4年度(2022年度)	351	3,094	156

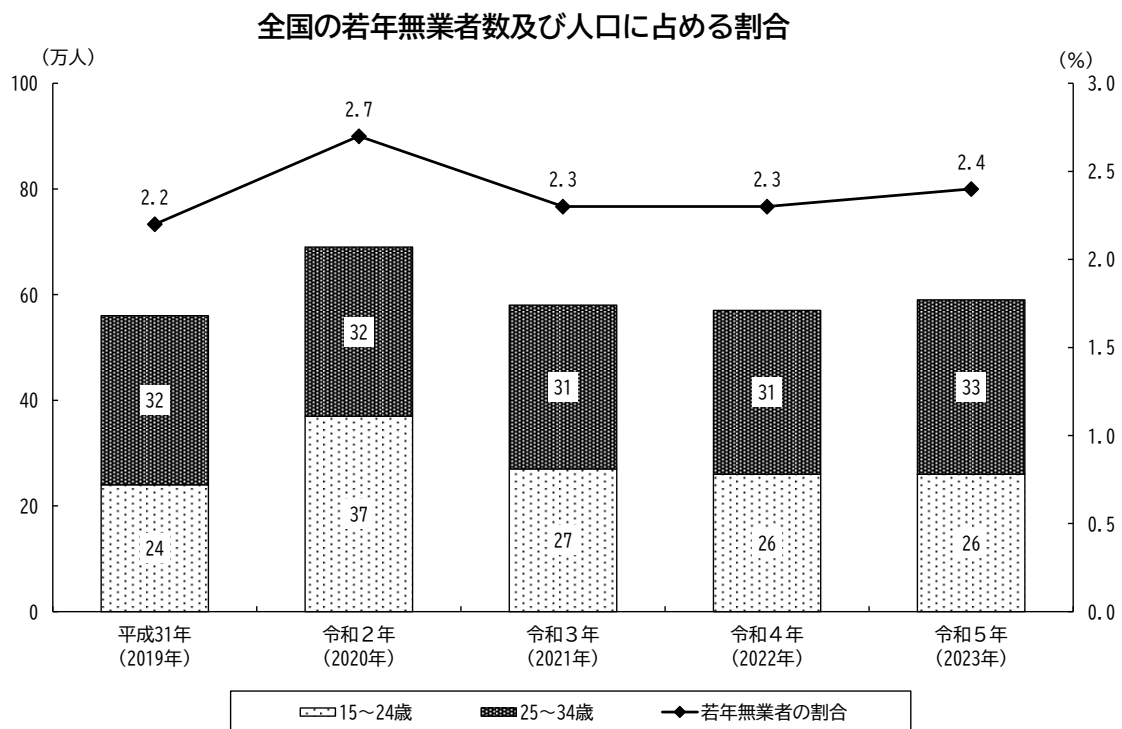
出典：中央区資料

(5) 子ども・若者の状況

① 若年無業者（全国）

全国の若年無業者※数は、令和5(2023)年平均で59万人と、令和4(2022)年に比べ2万人の増加となっています。若年無業者の人口に対する割合は令和4(2022)年に比べ0.1ポイントの上昇となっており、令和5(2023)年で2.4%となっています。

※若年無業者：ここでは、15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者とした。



出典：総務省「労働力調査（基本集計） 2023年（令和5年）平均結果の概要」

② ひきこもり状態の方の割合（全国）

内閣府の「こども・若者の意識と生活に関する調査（令和4（2022）年度）」によると、15～39歳対象調査では、広義のひきこもり※の割合は2.05%となっています。なお、15～39歳を対象にした内閣府の「若者の生活に関する調査（平成28（2016）年度）」では、広義のひきこもりの割合は1.57%となっているため、その割合は上昇しています。

15～39歳のひきこもりに関する状況（内閣府調査）

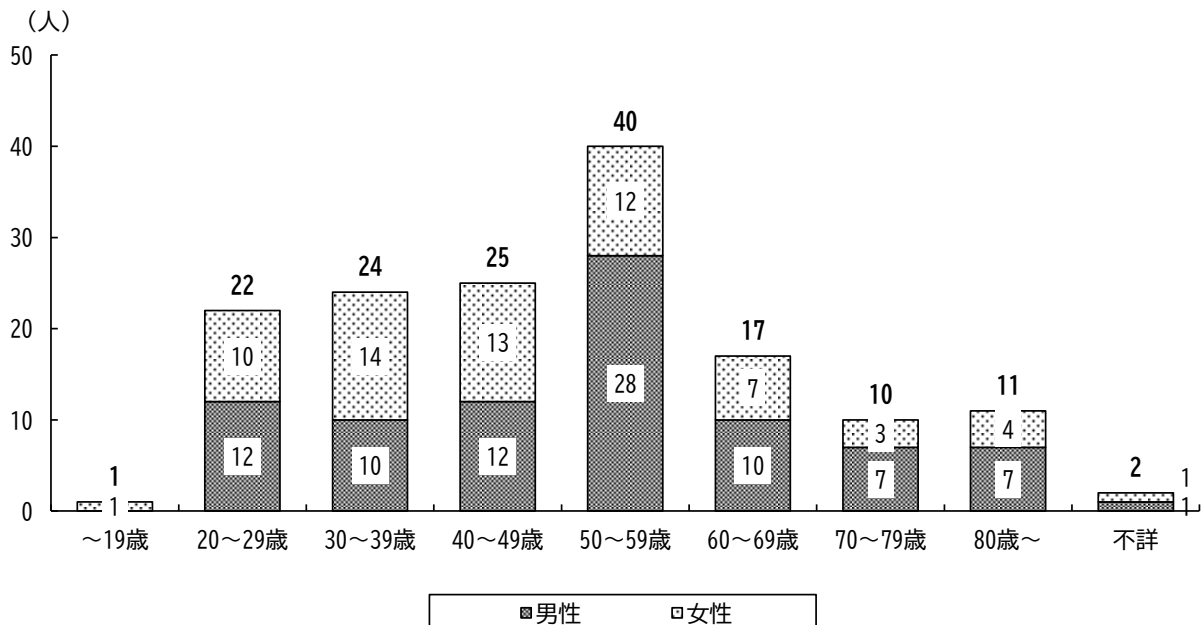
	令和4（2022）年度 こども・若者の意識と 生活に関する調査 (有効回収数 7,035 人)	平成28（2016）年度 若者の生活に 関する調査 (有効回収数 3,115 人)
① 普段は家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する	0.95%（67 人）	1.06%（33 人）
② 普段は家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	0.74%（52 人）	0.35%（11 人）
③ 自室からは出るが、家からは出ない	0.30%（21 人）	0.16%（5 人）
④ 自室からほとんど出ない	0.06%（4 人）	
広義のひきこもり（※）	2.05%（144 人）	1.57%（49 人）

※広義のひきこもり：外出状況が上記の①～④、かつ、その状況が6カ月以上続いていると回答したもの（その状況になった理由で病気、妊娠等、または就労状況で専業主婦・主夫等と回答した人、普段自宅ですべての家事・育児等と回答したものをのぞく等）。

③ 自殺者数

本区の自殺者数（平成30（2018）年～令和4（2022）年までの合計）を年代別にみると、29歳以下の合計は23人となっており、他の年代と比べても決して低くない状況です。

中央区の年代別自殺者数（平成30（2018）年～令和4（2022）年までの合計）



出典：地域における自殺の基礎資料（厚生労働省）

2 子どもへのアンケート結果

(1) ふだんの生活と思い

●小学生で学校以外の勉強をしている時間が多く、高校生世代でテレビ・インターネットを毎日2時間以上見ている人が6割、体を動かしていない人は3割

◇ふだんの活動

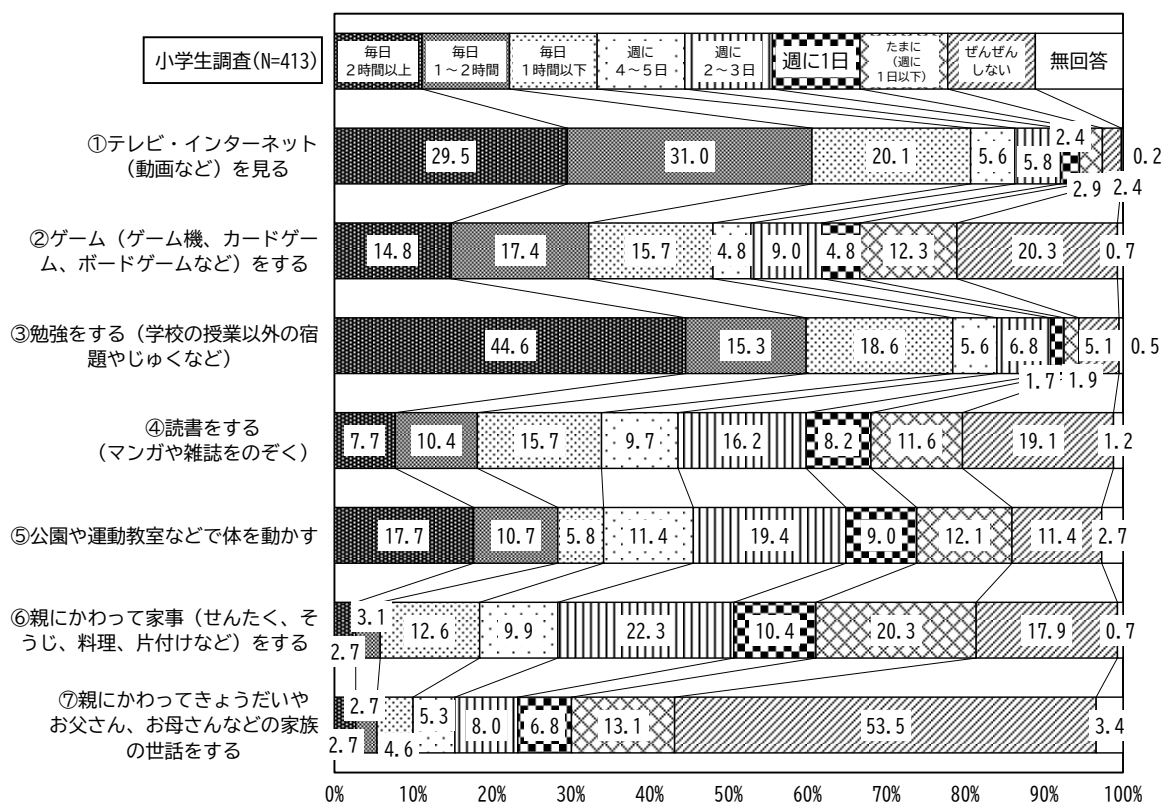
ふだんの活動について、『①テレビ・インターネット（動画など）を見る』について、「毎日2時間以上」の割合は、小学生調査では29.5%、中学生調査では47.8%、高校生世代調査では64.9%であり、年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

『③勉強をする（学校の授業以外の宿題や塾など）（小学生）』、『③勉強をする（学校の授業以外の宿題や塾・予備校など）（中・高校生世代）』については、『毎日1時間以上』（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」の合計）の割合は、小学生調査では59.9%、中学生調査では59.0%、高校生世代調査では56.3%となっており、いずれの調査も5割を超えています。

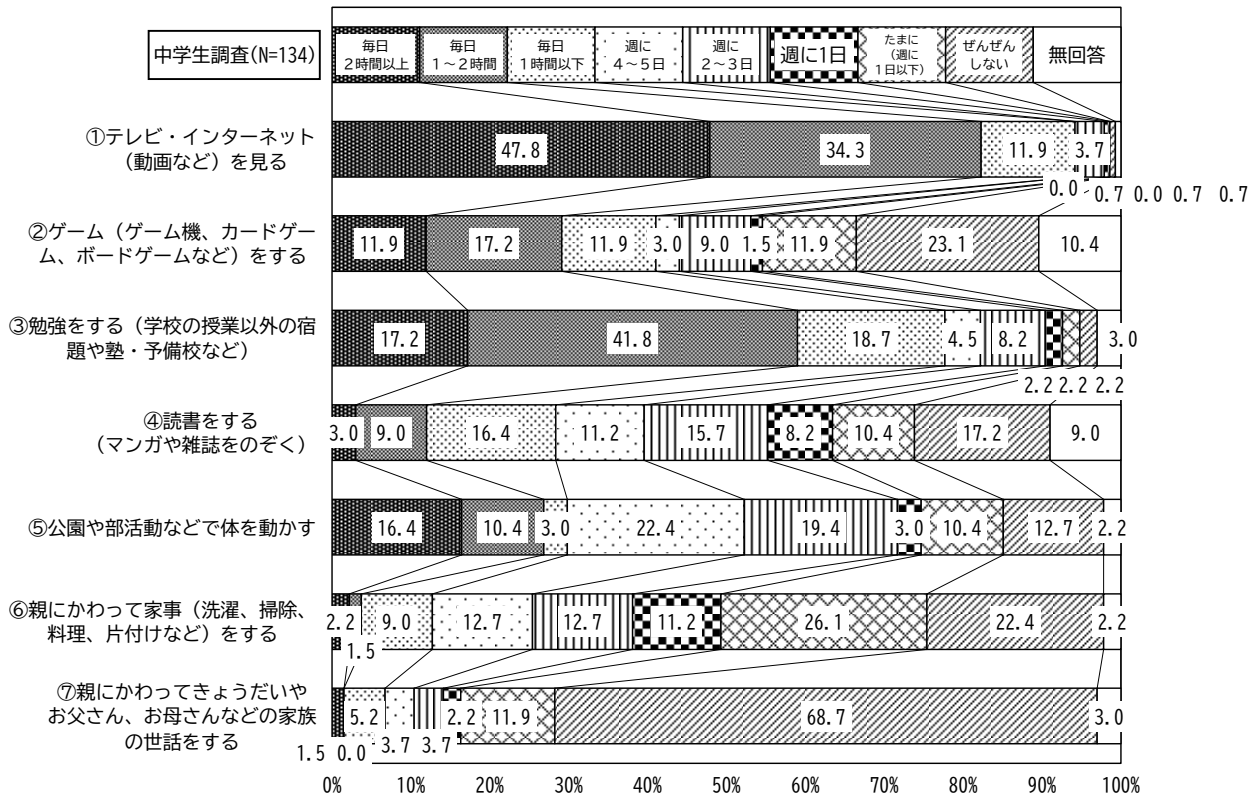
『⑤公園や運動教室などで体を動かす（小学生）』、『⑤公園や部活動などで体を動かす（中・高校生世代）』について、『週に4～5日以上』（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」、「毎日1時間以下」、「週に4～5日」の合計）の割合は、小学生調査では45.6%、中学生調査では52.2%、高校生世代調査では34.3%となっています。

『⑥親にかわって家事（洗濯、掃除、料理、片付けなど）をする』について、『毎日する』（「毎日2時間以上」、「毎日1～2時間」、「毎日1時間以下」の合計）の割合は、小学生調査では18.4%、中学生調査では12.7%、高校生世代調査では16.5%となっています。

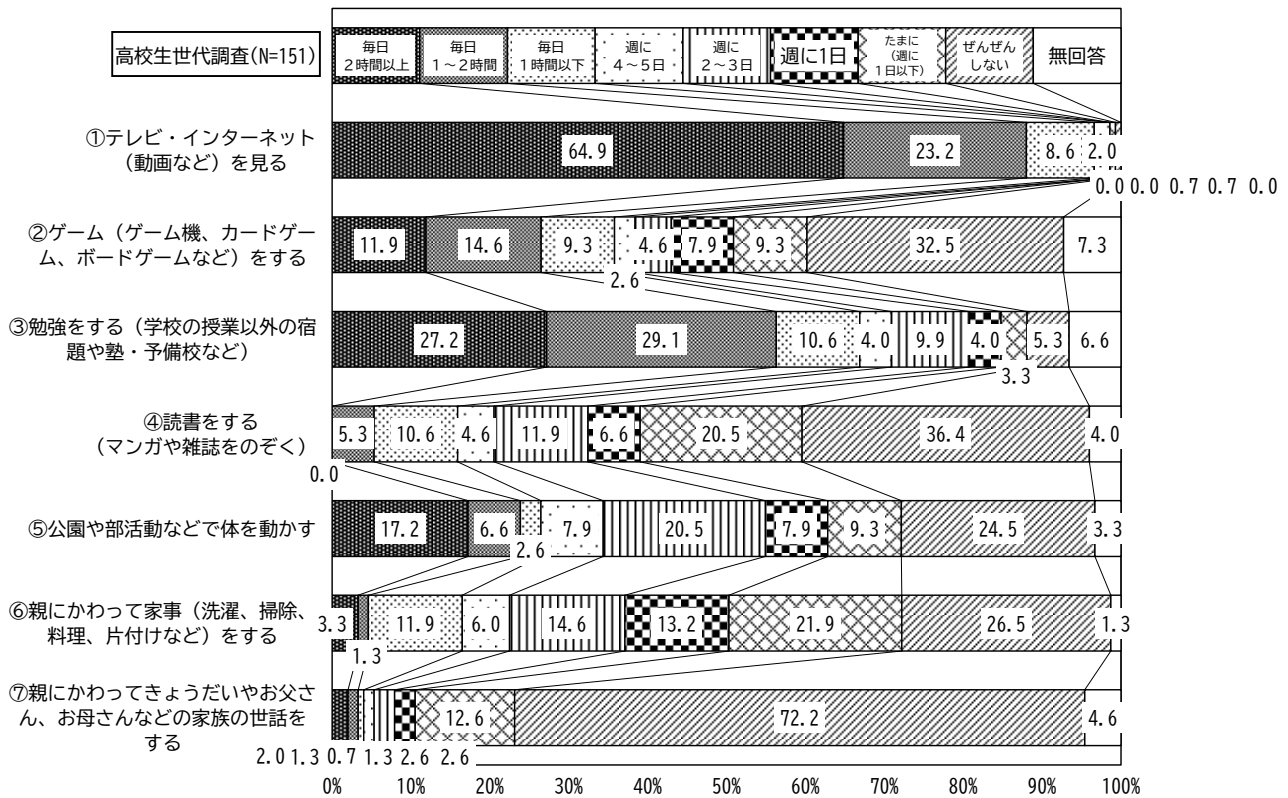
【小学生調査】



【中学生調査】



【高校生世代調査】



●自分のことが好きな人はいずれの調査でも6割前後、孤独やさみしさを感じる人はいずれの調査でも2～3割

◇自分への思い、家族と学校、周囲への思い

自分への思い、家族と学校、周囲への思いは、『①今の生活に満足している』について、『《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合は、小学生調査では86.5%、中学生調査では91.8%、高校生世代調査では78.8%と、いずれの調査も75%を超えています。

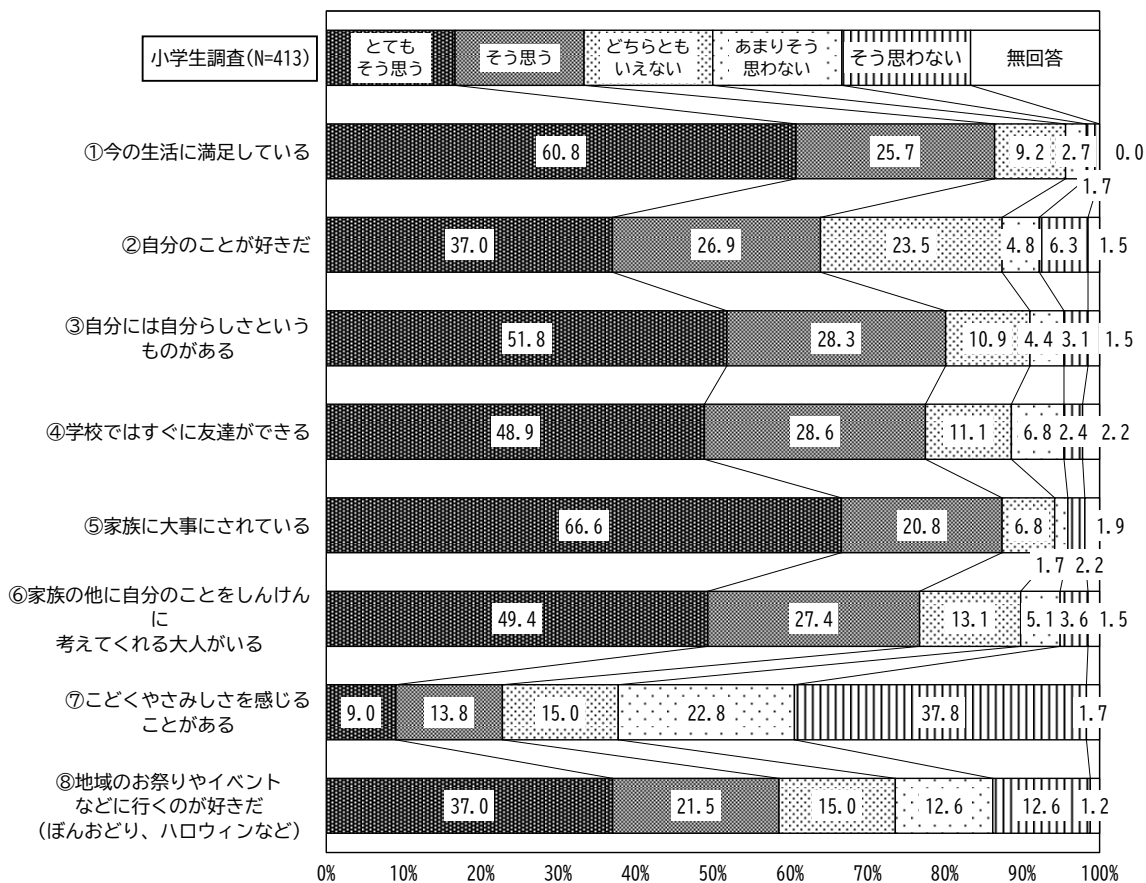
『②自分のことが好きだ』について、『《そう思う》の割合は、小学生調査では63.9%、中学生調査では58.2%、高校生世代調査では62.9%となっています。

『③自分には自分らしさというものがある』について、『《そう思う》の割合は、小学生調査では80.1%、中学生調査では73.9%、高校生世代調査では70.2%と、いずれの調査も7割を超えています。

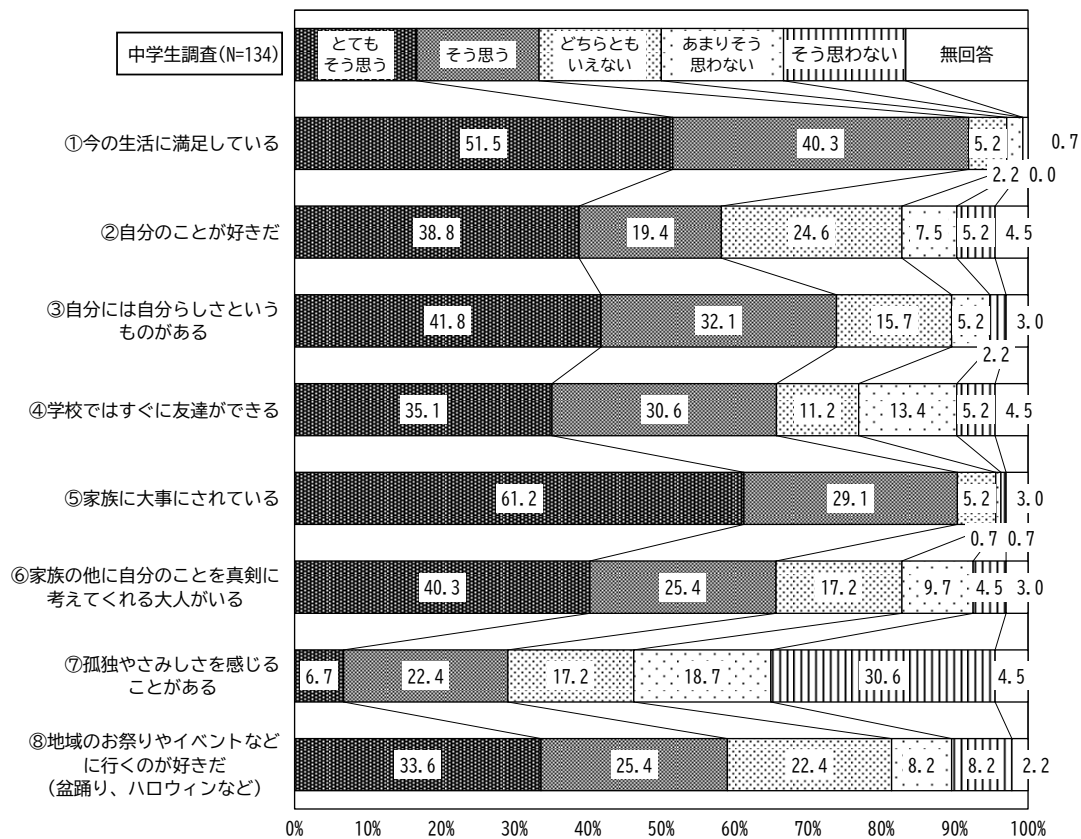
『④学校ですぐに友達ができる』について、『《そう思う》の割合は、小学生調査では77.5%、中学生調査では65.7%、高校生世代調査では64.9%と年齢が高くなるにつれて割合が低くなっています。

『⑦孤独やさみしさを感じる』について、『《そう思う》の割合は、小学生調査では22.8%、中学生調査では29.1%、高校生世代調査では32.5%と年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

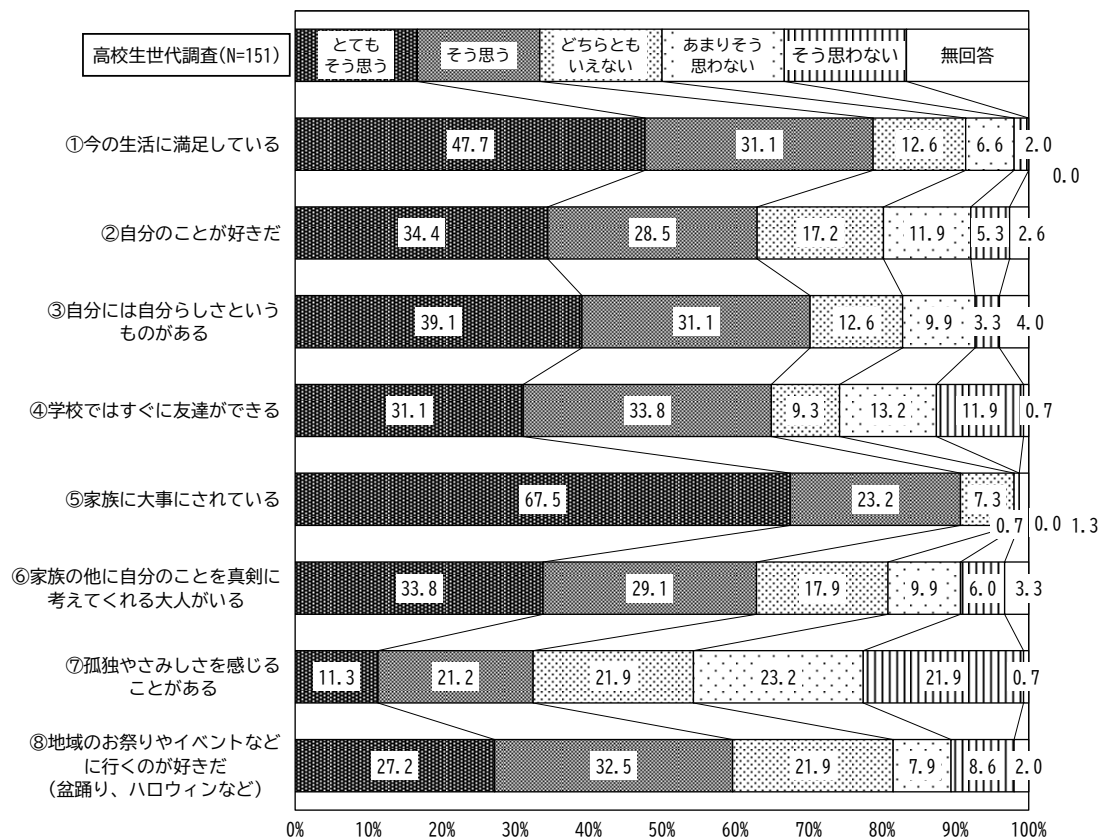
【小学生調査】



【中学生調査】



【高校生世代調査】



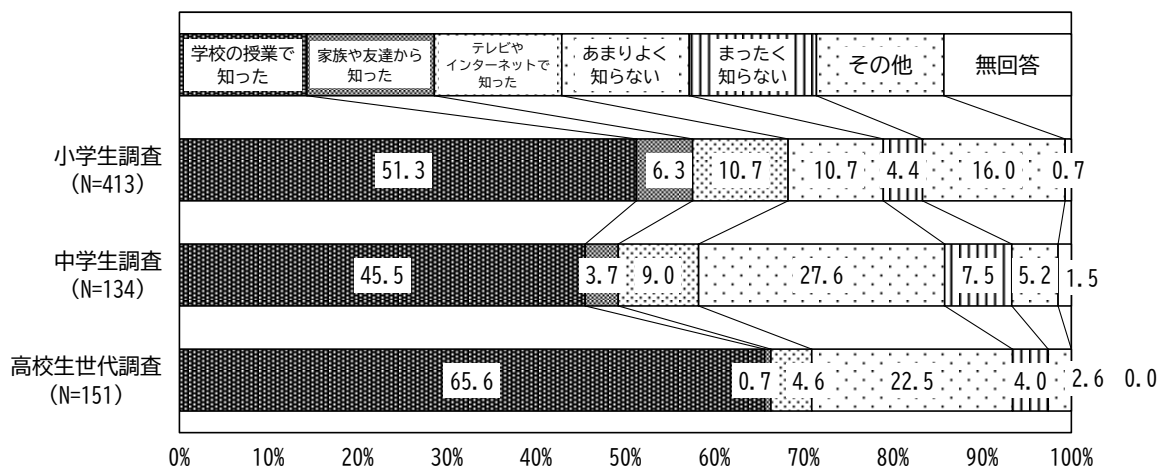
(2) 子どもの権利について

●子どもの権利について知っているのは小学生で6割台、中学生で5割台、高校生世代では7割

◇子どもの権利の認知度

子どもの権利について、《知っている》（「学校の授業で知った」、「家族や友達から知った」、「テレビやインターネットで知った」の合計）の割合が、小学生調査では 68.3%、中学生調査では 58.2%、高校生世代調査では 70.9%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】



※小学生調査の「その他（16.0%）」の回答の内、ほとんどが〔塾で知った〕（14.3%）

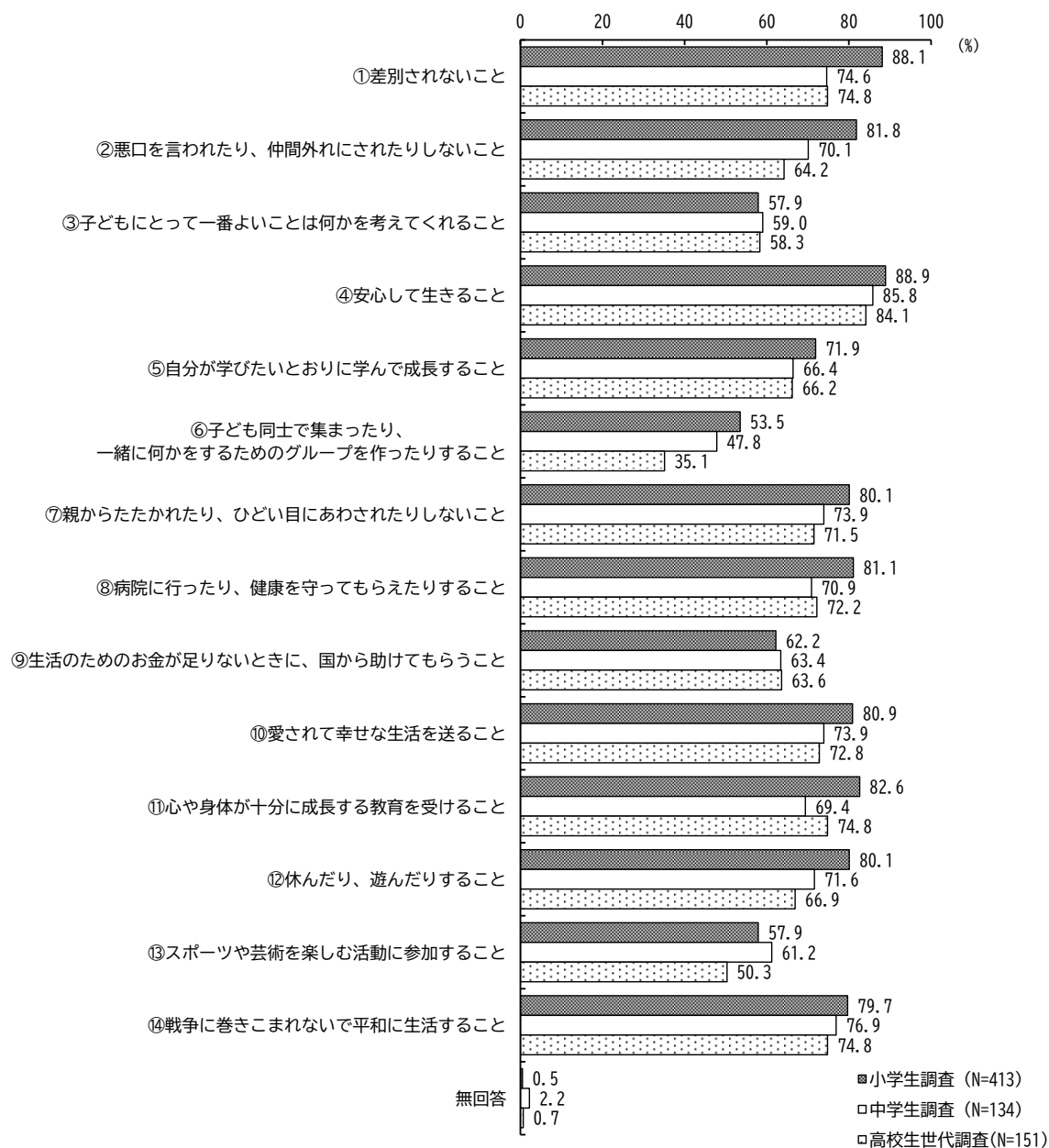
※資料：令和6年度（仮称）中央区こども計画策定に向けた子どもへのアンケート調査結果

●子どもの権利として大切だと思うことは、いずれの調査でも「安心して生きること」が最も高い

◇子どもの権利として大切だと思うこと

子どもの権利として大切だと思うことについて、いずれの調査でも「④安心して生きること」が最も高くなっています。次点は、小学生調査、高校生世代調査では、「①差別されないこと」、中学生調査では、「⑭戦争に巻きこまれないで平和に生活すること」となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



(3) 困っていることや悩んでいること

●困っていることや悩んでいることは、「勉強」、「受験、進学先」、「将来のこと」が多い

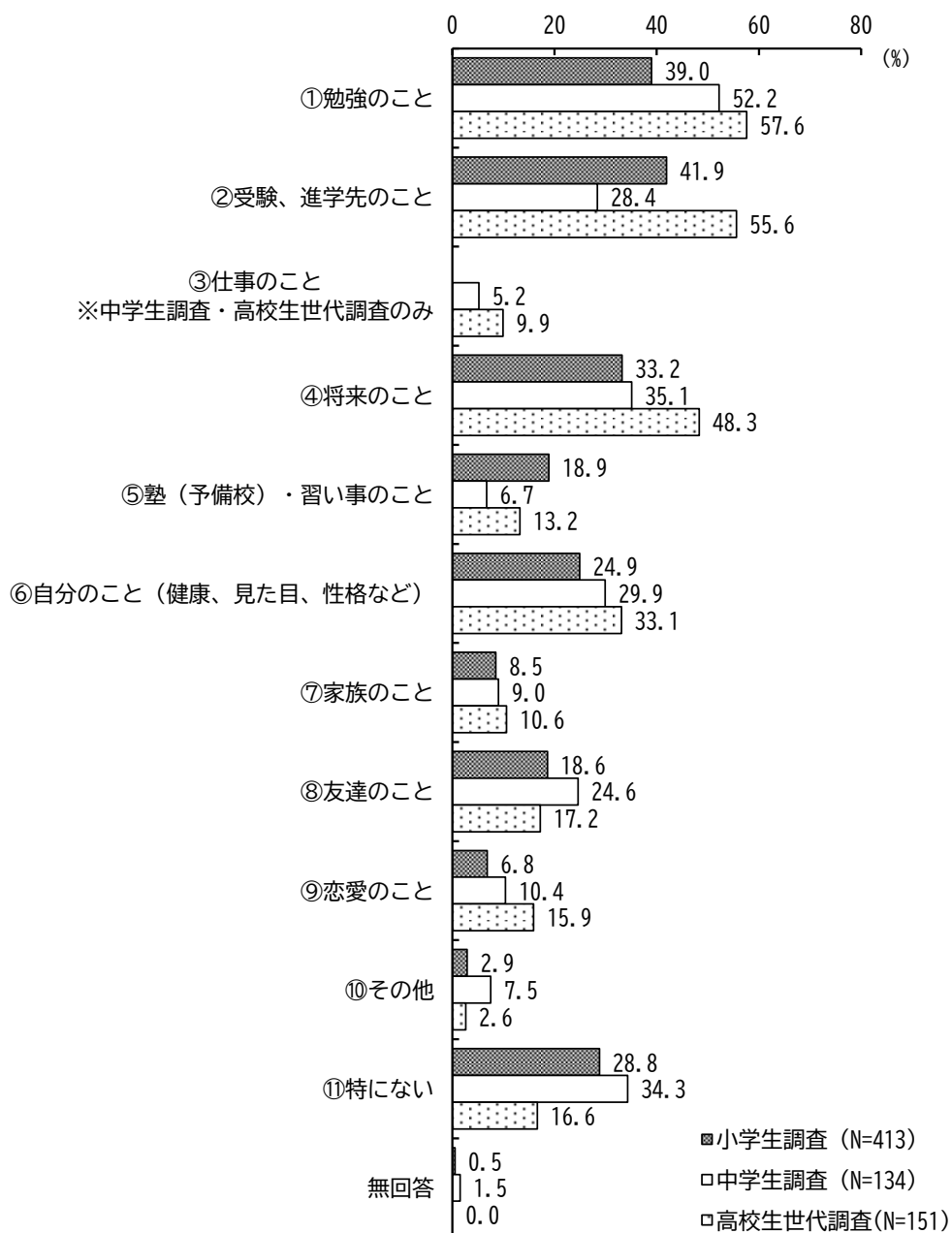
◇困っていることや悩んでいること

困っていることや悩んでいることについて、小学生調査では、「②受験、進学先のこと(41.9%)」が最も高く、「①勉強のこと(39.0%)」、「④将来のこと(33.2%)」が続いています。

中学生調査では、「①勉強のこと(52.2%)」が最も高く、「④将来のこと(35.1%)」、「⑪特にない(34.3%)」が続いています。

高校生世代調査では、「①勉強のこと(57.6%)」が最も高く、「②受験、進学先のこと(55.6%)」、「④将来のこと(48.3%)」が続いています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



●話を聞いてくれる人がいるのは、いずれの調査でも7割を超えている

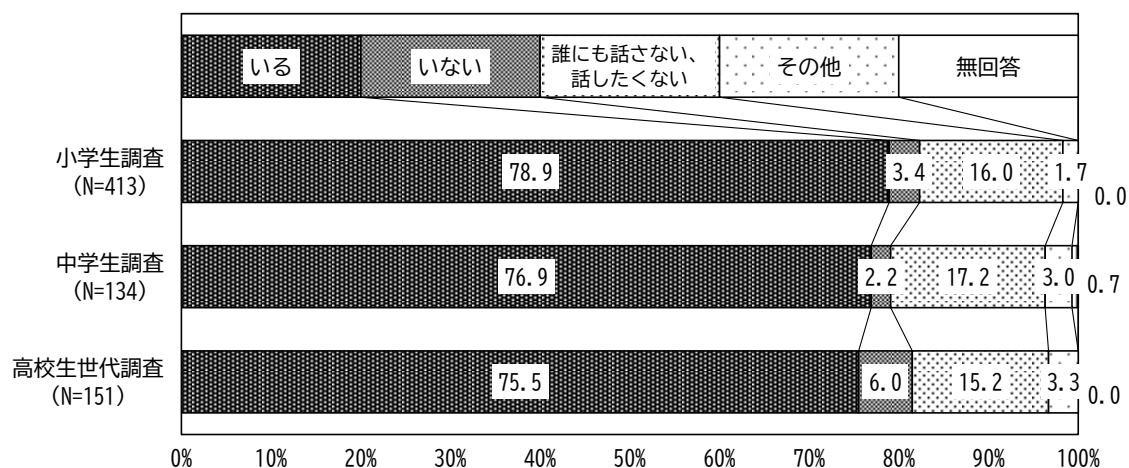
◇話を聞いてくれる人の有無

困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人の有無は、「いる」は、小学生調査では78.9%、中学生調査では76.9%、高校生世代調査では75.5%となっており、いずれの調査も75%を超えています。

「いない」は、小学生調査では3.4%、中学生調査では2.2%、高校生世代調査では6.0%となっています。

「誰にも話さない、話したくない」は、小学生調査では16.0%、中学生調査では17.2%、高校生世代調査では15.2%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】

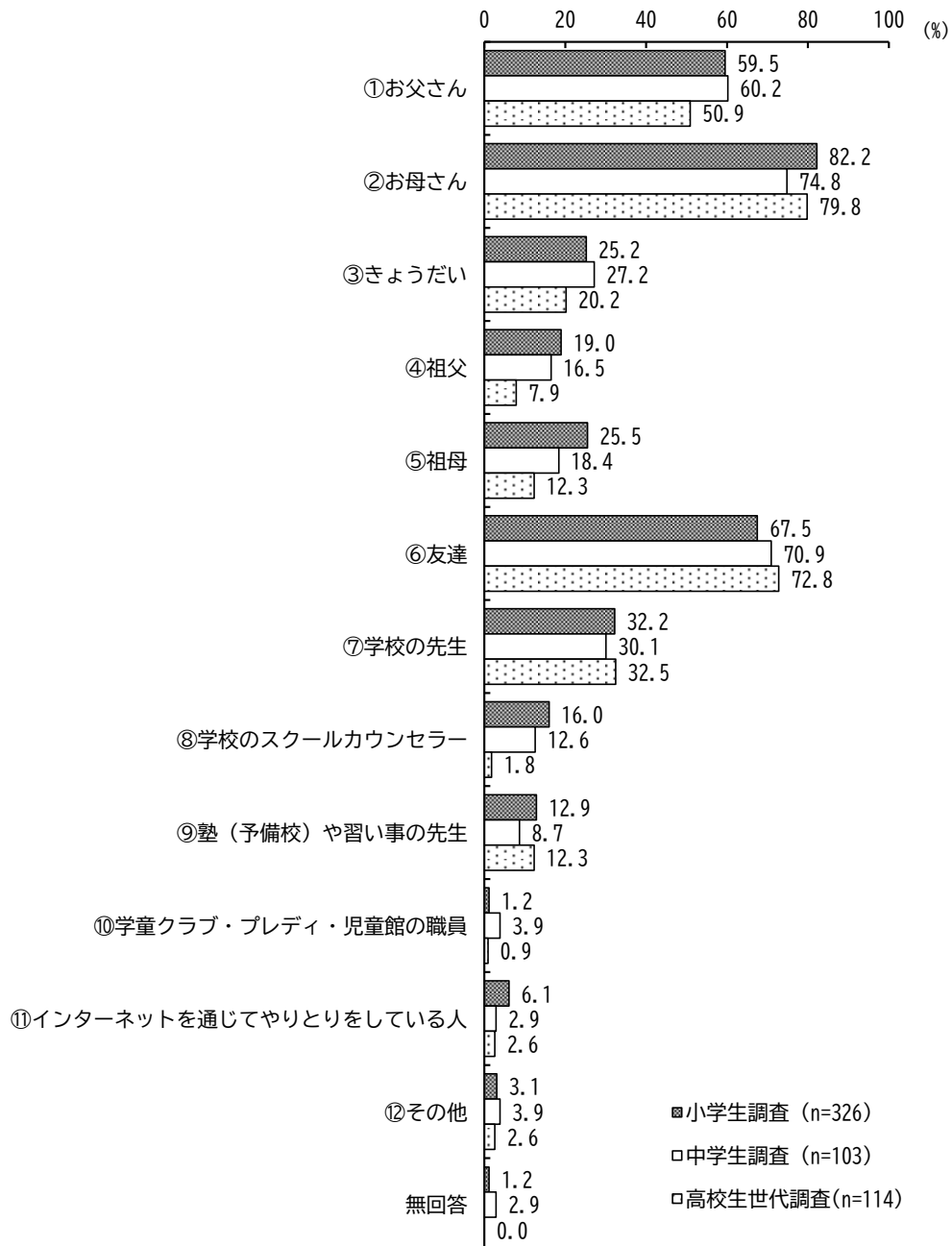


●話を聞いてくれる人は、いずれの調査でも「お母さん」、「友達」が高い

◇困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人

困っていることや悩んでいることがあるときに話を聞いてくれる人がいると回答した人に、それは誰かたずねたところ、いずれの調査でも「②お母さん」が最も高く、次点は「⑥友達」となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】:複数回答



●いじめられたことがあると回答した割合は小学生で17.4%、中学生で18.0%、高校生世代で11.3%

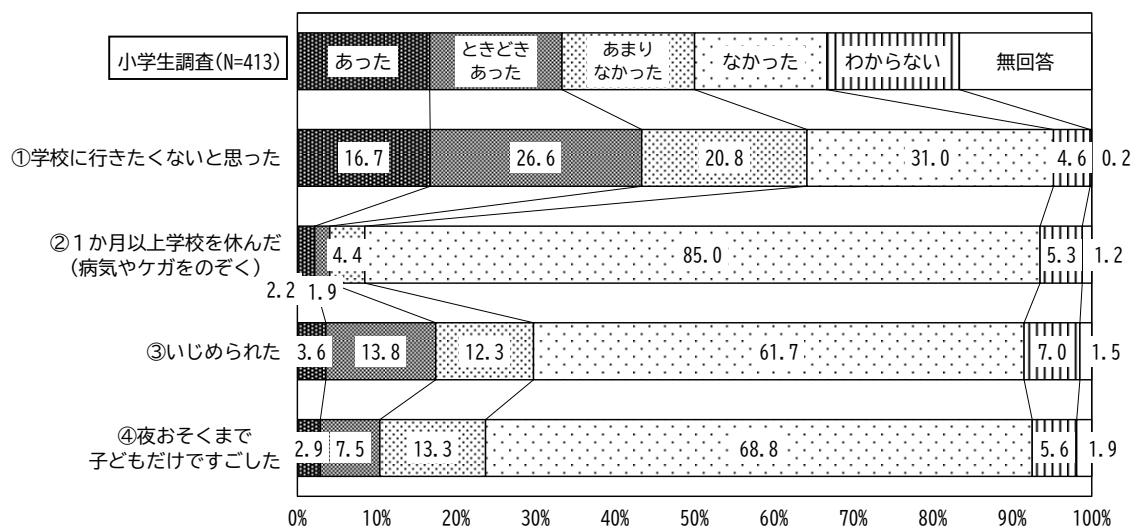
◇不登校やいじめ等の経験

不登校やいじめ等の経験について、『①学校（高校生世代は仕事を含む）に行きたくないと思った』について、『あった』（「あった」と「ときどきあった」の合計）の割合が、小学生調査では43.3%、中学生調査では52.2%、高校生世代調査では56.2%と年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

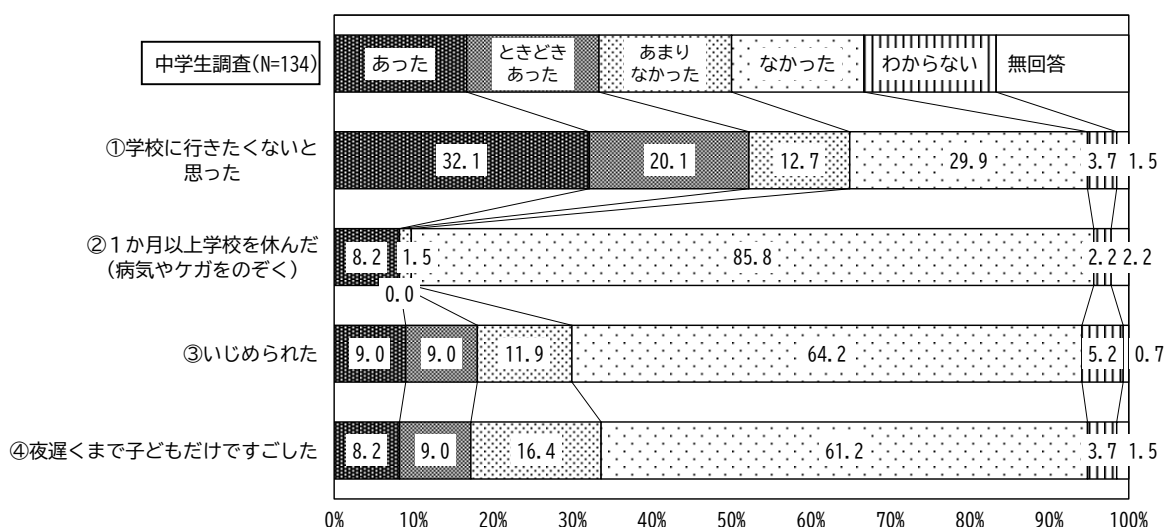
『②1か月以上学校を休んだ（病気やケガをのぞく）（高校生世代は仕事を含む）』について、『あった』の割合が、小学生調査では4.1%、中学生調査では8.2%、高校生世代調査では6.0%となっています。

『③いじめられた』について、『あった』の割合が、小学生調査では17.4%、中学生調査では18.0%、高校生世代調査では11.3%となっています。

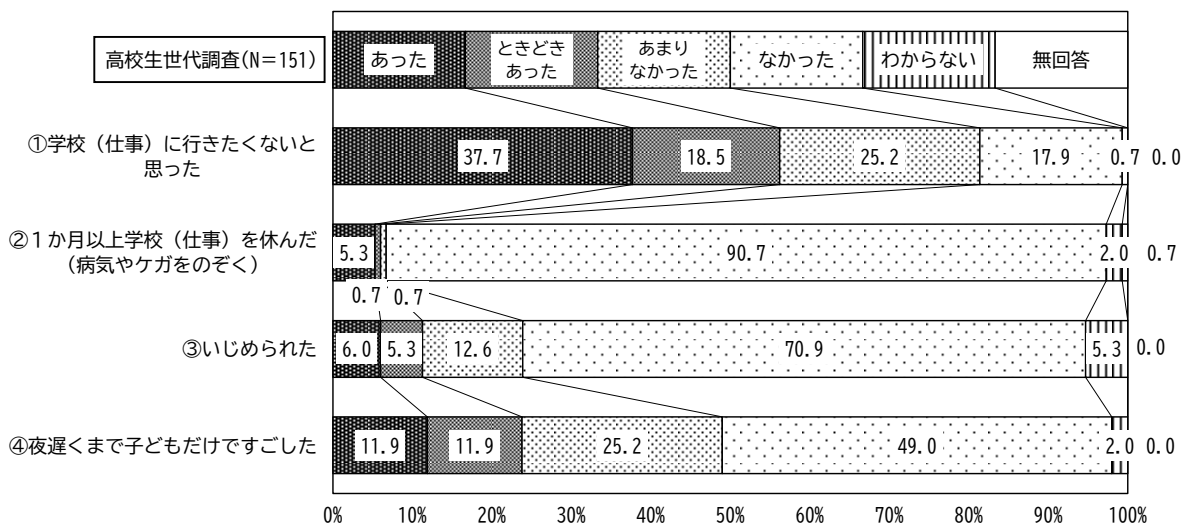
【小学生調査】



【中学生調査】



【高校生世代調査】



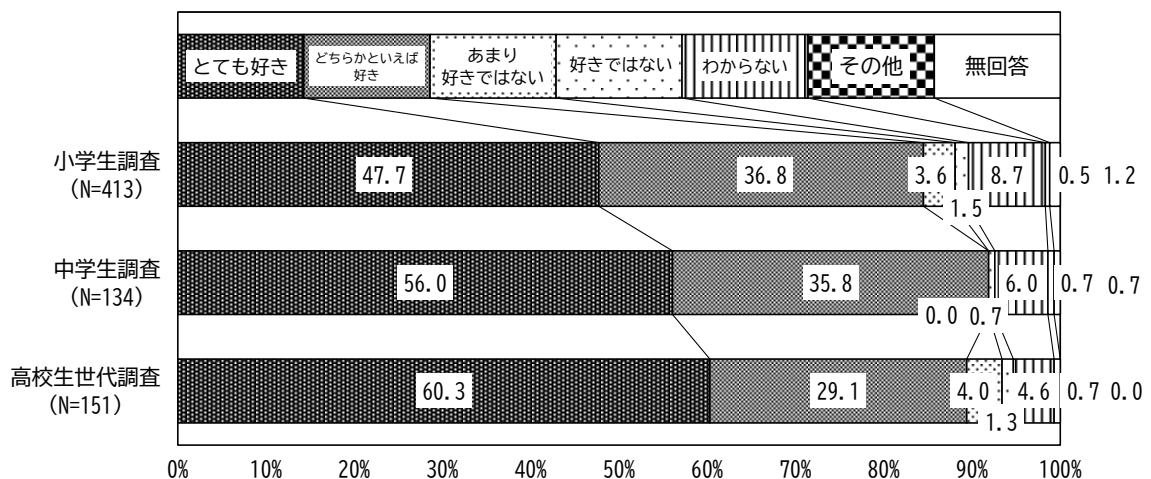
(4) 中央区について

●中央区が好きな割合はいずれの調査でも8割を超えている

○中央区が好きか

中央区が好きかたずねたところ、《好き》（「とても好き」、「どちらかといえば好き」の合計）の割合が、小学生調査では84.5%、中学生調査では91.8%、高校生世代調査では89.4%となっており、いずれの調査でも8割を超えています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】

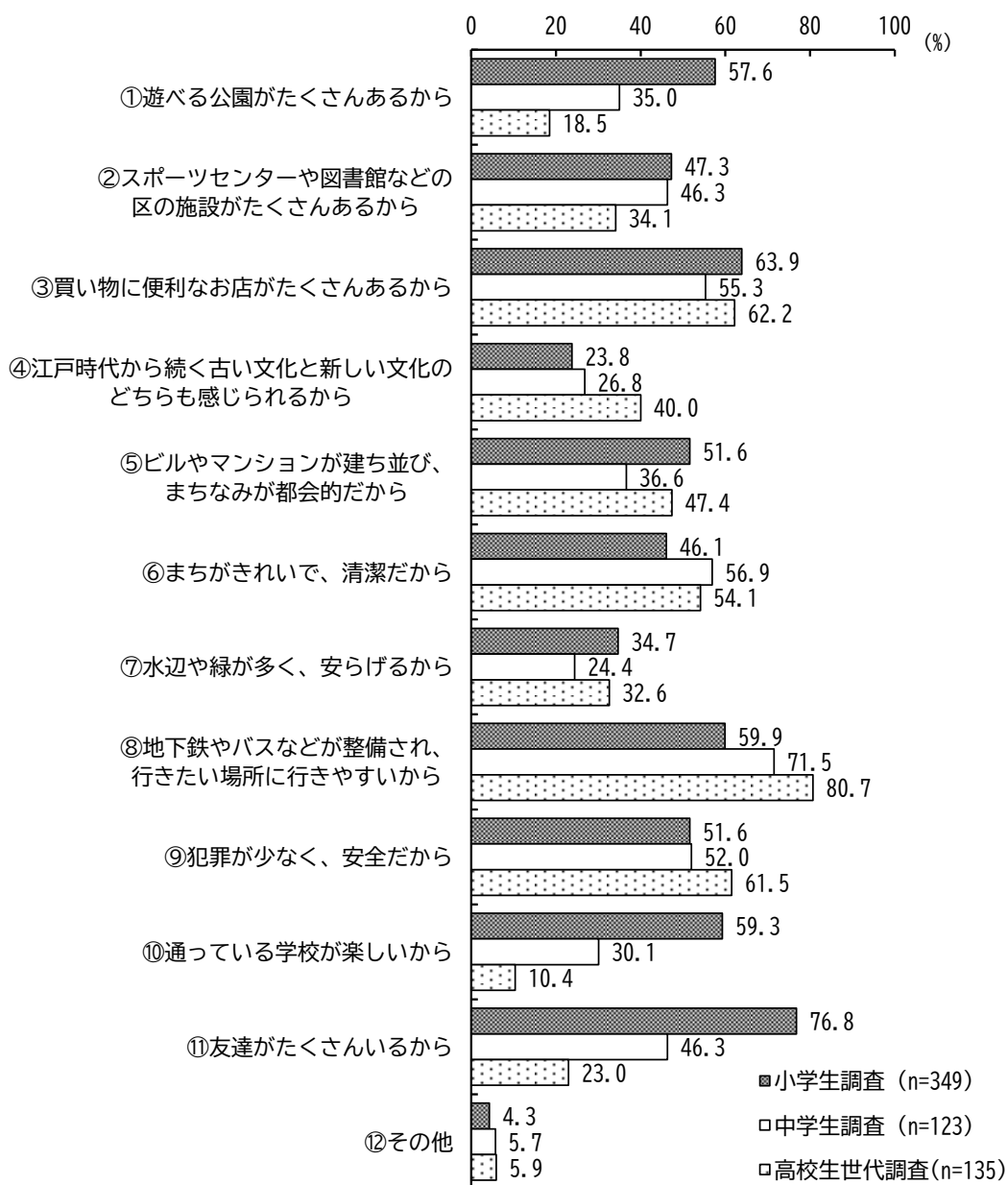


●中央区が好きな理由は小学生で「友達がたくさんいるから」、中学生と高校生世代で「地下鉄やバスなどが整備され、行きたい場所に行きやすいから」が最も高い

○中央区が好きな理由

中央区が好きと回答した人に、中央区が好きな理由をたずねたところ、小学生調査では、「⑪友達がたくさんいるから（76.8%）」が最も高く、中学生調査と高校生世代調査では、「⑧地下鉄やバスなどが整備され、行きたい場所に行きやすいから」が最も高く、中学生調査では71.5%、高校生世代調査では80.7%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】：複数回答



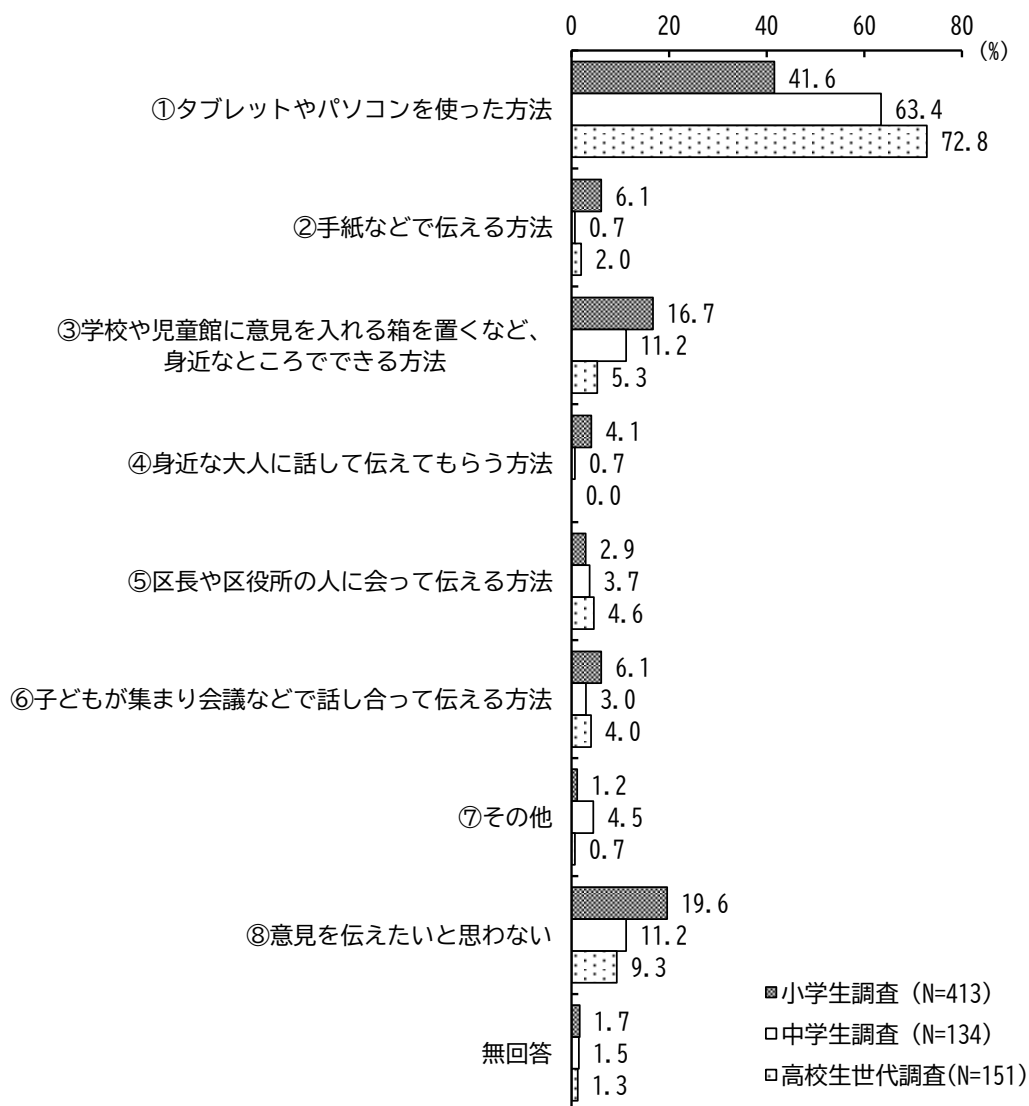
●中央区に対して意見を伝えやすい方法は、いずれの調査でも「タブレットやパソコンを使った方法」が最も高い

○中央区に対して意見を伝えやすい方法

中央区に対して意見を伝えやすい方法については、いずれの調査でも、「①タブレットやパソコンを使った方法」が最も高く、小学生調査では41.6%、中学生調査では63.4%、高校生世代調査では72.8%となっています。

次点では、「③学校や児童館に意見を入れる箱を置くなど、身近なところでできる方法」がいずれの調査でも高く、小学生調査では16.7%、中学生調査では11.2%、高校生世代調査では5.3%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】：複数回答



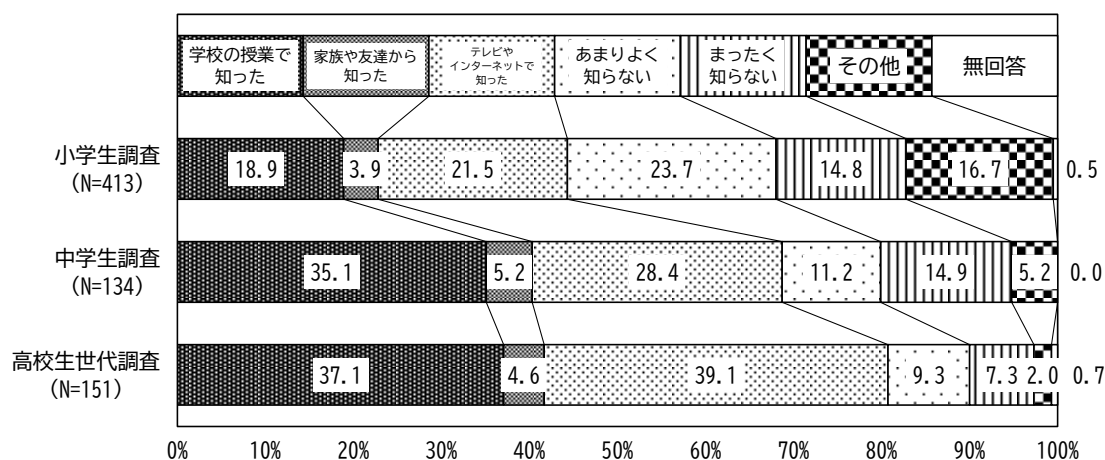
(5) ヤングケアラーについて

●ヤングケアラーについて知っているのは小学生で4割台、中学生で6割台、高校生世代で8割

◇ヤングケアラーの認知度

ヤングケアラーの認知度について、《知っている》（「学校の授業で知った」、「家族や友達から知った」、「テレビやインターネットで知った」の合計）の割合が、小学生調査では44.3%、中学生調査では68.7%、高校生世代調査では80.8%と年齢が高くなるにつれて割合が高くなっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】



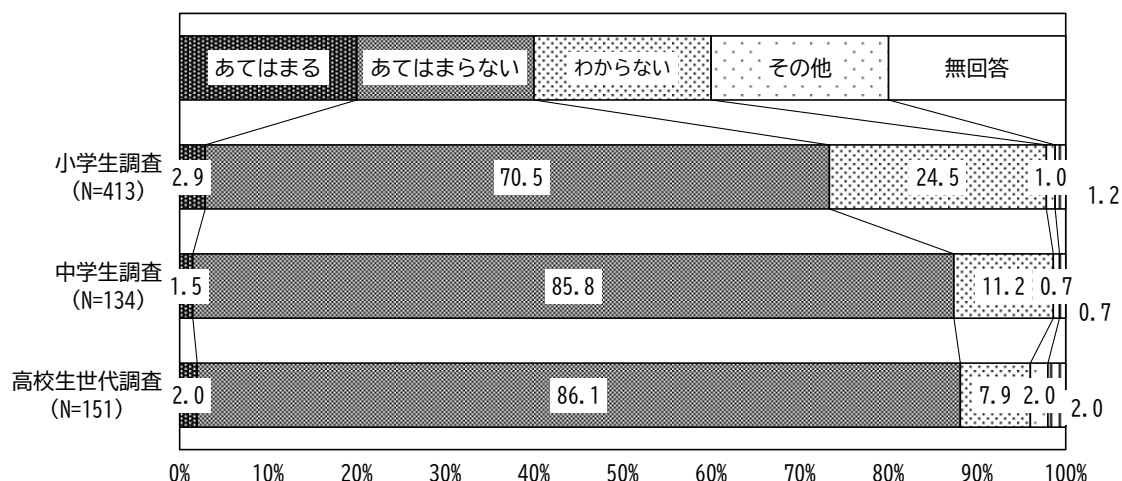
※小学生調査について、「その他（16.7%）」の回答の内、多くが「塾で知った」（11.4%）となっている。

●ヤングケアラーにあてはまると思うのは、小学生で2.9%、中学生で1.5%、高校生世代で2.0%

◇ヤングケアラーにあてはまると思うか

ヤングケアラーにあてはまると思うかたずねたところ、『あてはまる』の割合が、小学生調査では2.9%、中学生調査では1.5%、高校生世代調査では2.0%となっています。

【小学生調査、中学生調査、高校生世代調査】



(6) 将来について

●20年後に『生きがい、やりがいを見つけている』と思うのは中学生、高校生世代ともに7割、『子どもを育てている』と思うのは中学生調査で5割、高校生世代で4割台

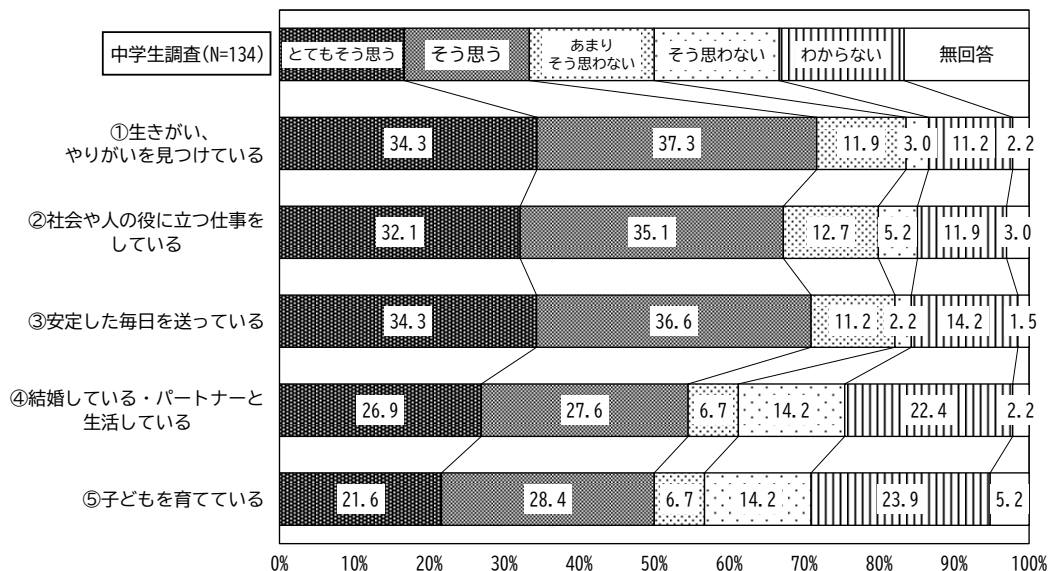
◇20年後の自分のイメージ

20年後の自分のイメージは、『《そう思う》（「とてもそう思う」と「そう思う」の合計）の割合が、『①生きがい、やりがいを見つけている（中学生調査:71.6%、高校生世代調査:70.9%）』、『②社会や人の役に立つ仕事をしている（中学生調査:67.2%、高校生世代調査:70.8%）』、『③安定した毎日を送っている（中学生調査:70.9%、高校生世代調査:70.8%）』について、いずれの調査でも6割を超えています。

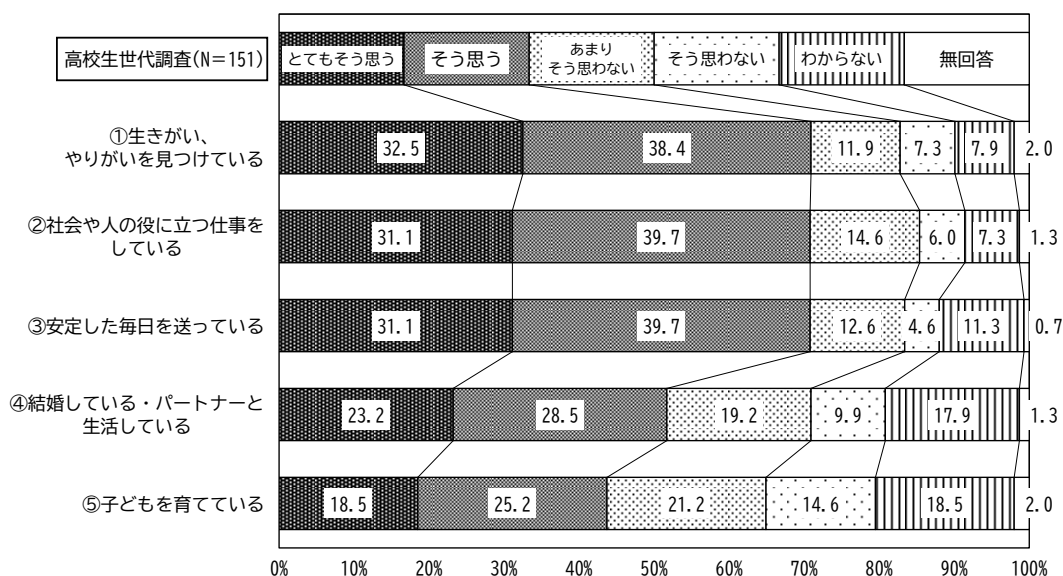
『④結婚している・パートナーと生活している』について、『《そう思う》の割合が、中学生調査では54.5%、高校生世代調査で51.7%となっており、いずれの調査も5割を超えています。

『⑤子どもを育てている』について、『《そう思う》の割合が、中学生調査では50.0%、高校生世代調査では43.7%となっています。

【中学生調査】



【高校生世代調査】



3 保護者へのアンケート結果(「子育て支援に関するニーズ調査」、 「ひとり親家庭実態調査」より)

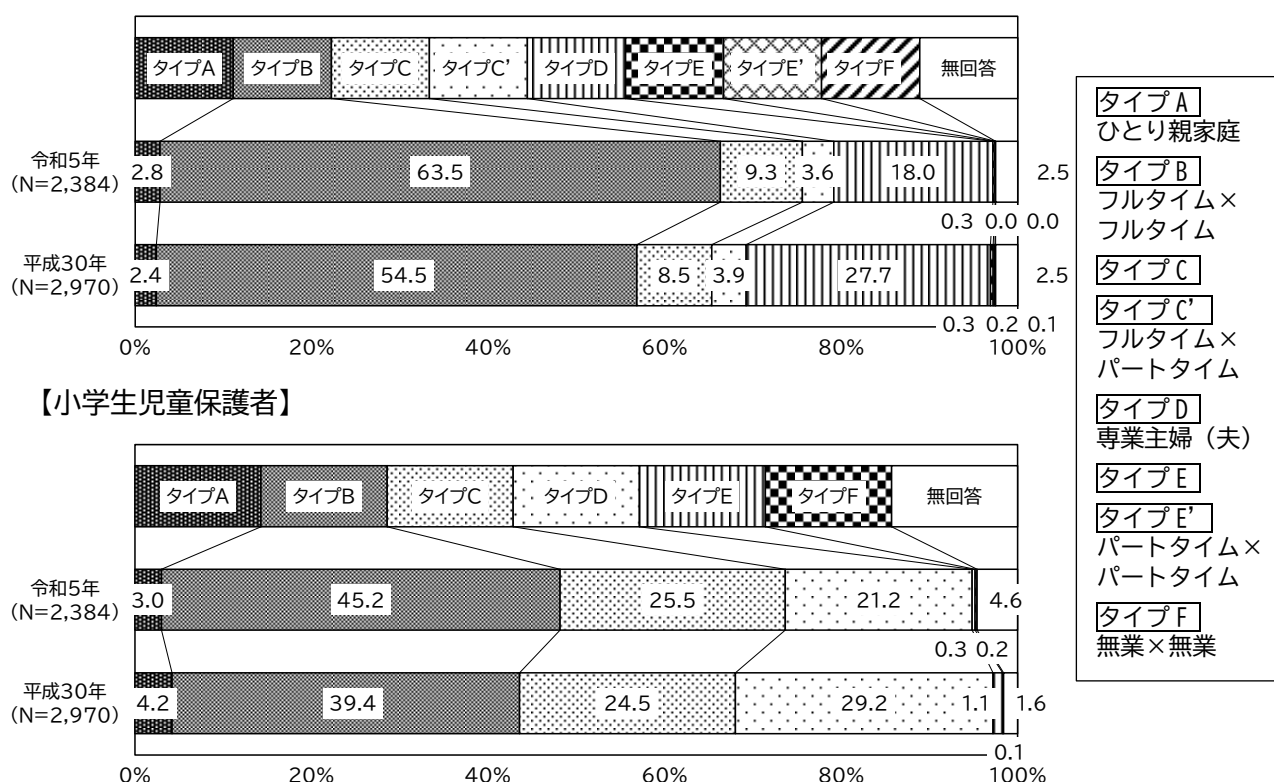
(1) 生活実態の変化

●フルタイム共働きの家庭の割合が前回より高くなっている

◇保護者の就労状況から分類した家庭類型について

保護者の就労状況から分類した家庭類型は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では、「タイプB：フルタイム×フルタイム」の割合が高くなり、「タイプD：専業主婦（夫）」の割合が低くなっています。

【就学前児童保護者】

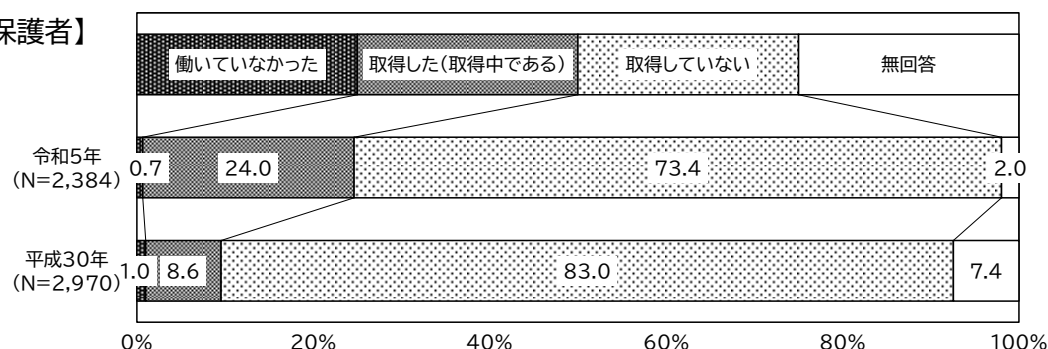


●育児休業を取得した父親の割合が前回より高くなっている

◇父親の育児休業の取得状況

父親の育児休業の取得状況は、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「取得した（取得中である）（8.6%→24.0%）」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】

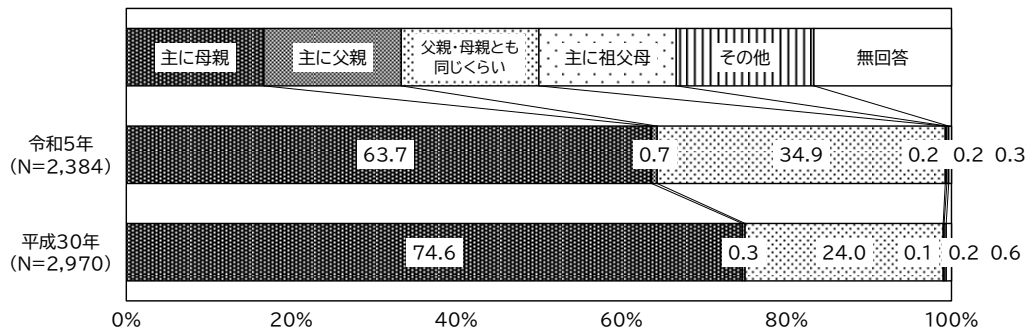


●子育てを主に行っているのは、「父親・母親とも同程度」と答える方の割合が前回より高くなっている

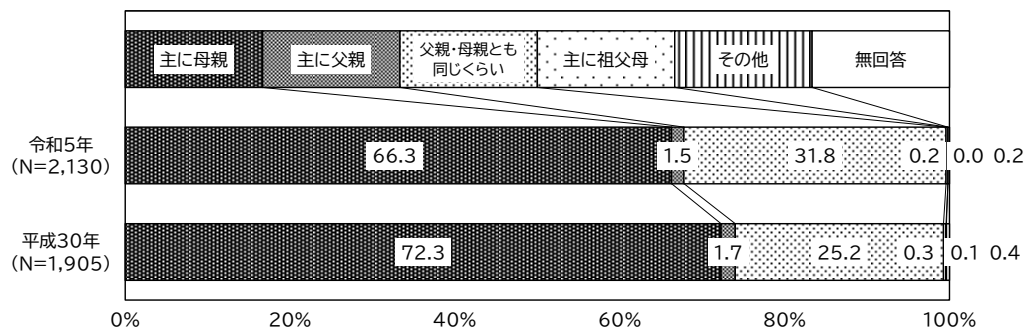
◇子育てを主に行っている人

子育てを主に行っている人は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では、「主に母親」の割合が低くなり、「父親・母親とも同程度」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

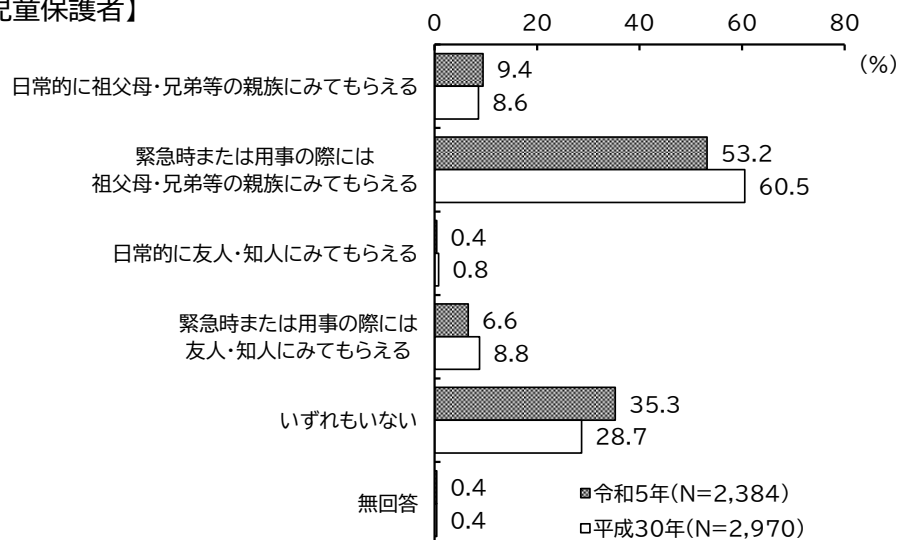


●子どもをみてくれる親族・知人がいないと答える方の割合が3割を超えている

◇子どもを保護者に代わってみてくれる親族・知人の有無

子どもを保護者に代わってみてくれる親族・知人の有無は、就学前児童保護者では、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「いずれもない」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】



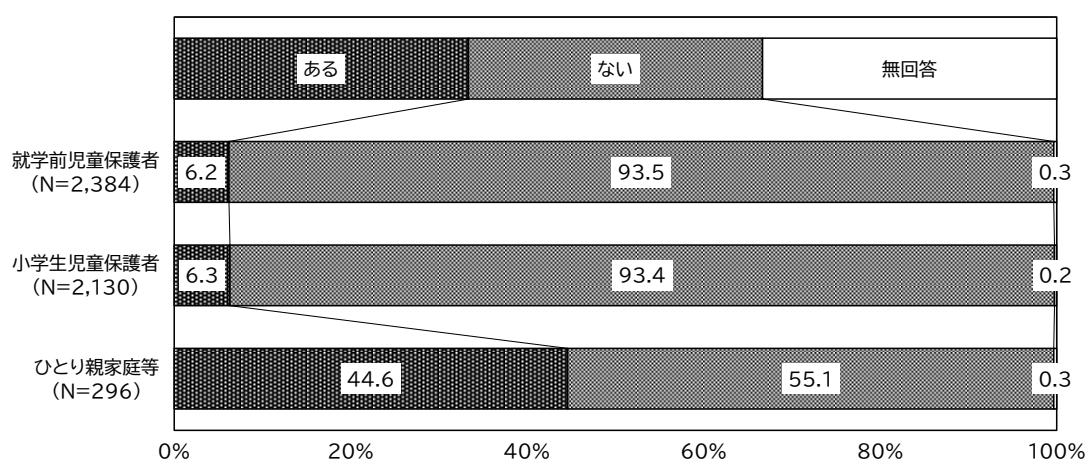
(2) ひとり親の状況

●ひとり親家庭では、経済的な理由による困窮経験がある方は4割超となっている

◇経済的な理由による困窮経験の有無

必要な食料、衣料を買えなかった、公共料金が支払えなかった等の経済的な困窮経験がある方の割合は、就学前児童保護者、小学生児童保護者では6%程度ですが、ひとり親家庭では44.6%となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】

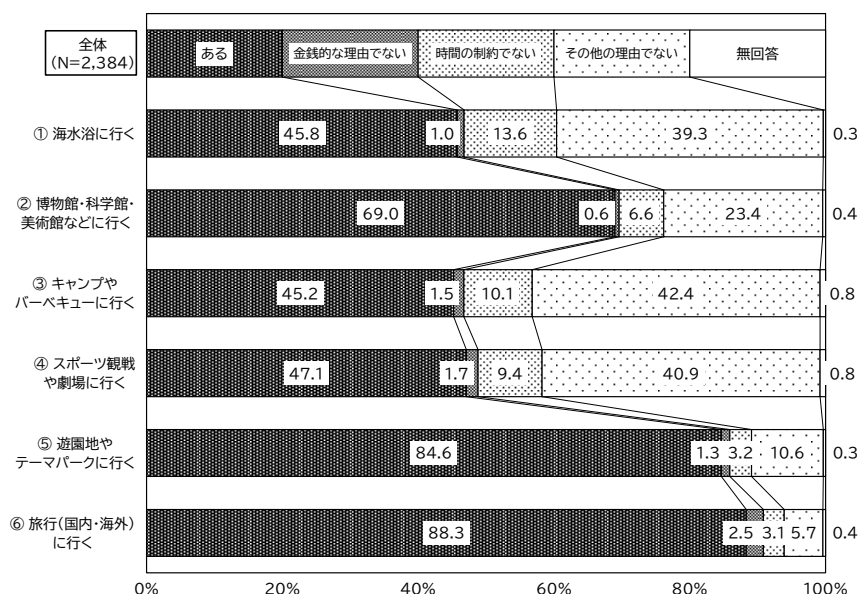


●ひとり親家庭で子どもの多様な経験の状況が《ない》割合が高くなっています

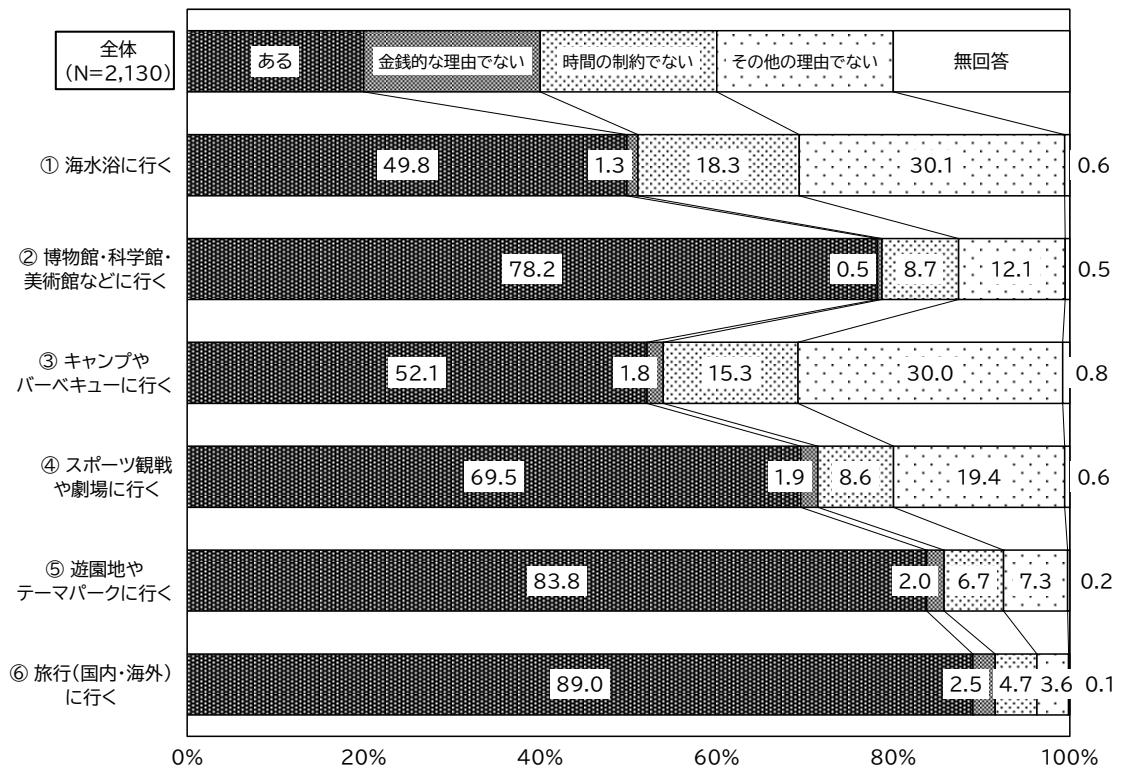
◇子どもの多様な経験の状況

子どもの多様な経験の状況は、就学前児童保護者、小学生児童保護者と比較して、ひとり親家庭で《ない》割合が高く、特に、『⑥旅行（国内・海外）に行く』では、「金銭的な理由でない」の割合が高く、『①海水浴に行く』、『③キャンプやバーベキューに行く』では、「時間の制約でない」の割合が高くなっています。

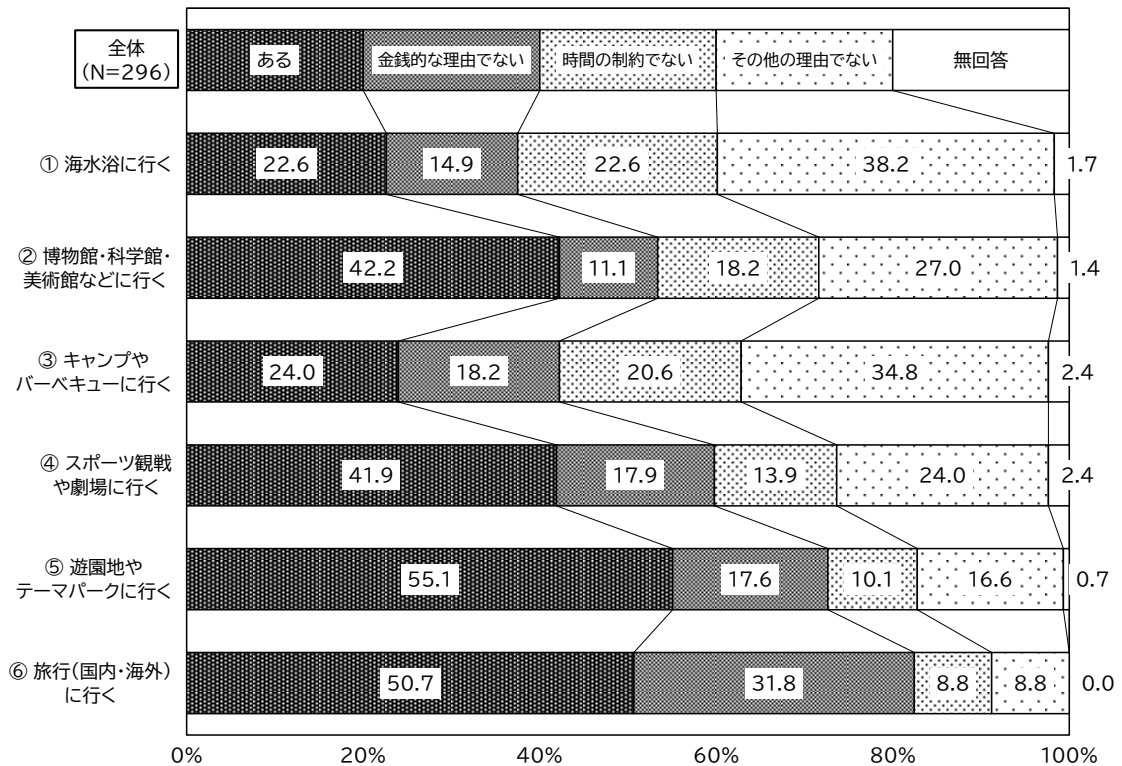
【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】



【ひとり親家庭】

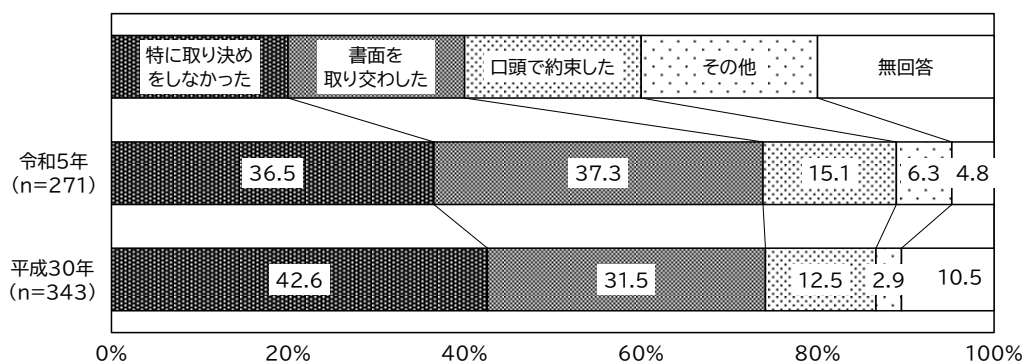


●養育費の約束をしたのは5割、その中でも約束がきちんと守られているのは5割

◇養育費についての約束の有無<ひとり親になった事情が離婚、未婚、その他のいずれかの人>

ひとり親になった事情が離婚、未婚、その他のいずれかと回答した人に、養育費についての約束の有無をたずねたところ、「書面を取り交わした」、「口頭で約束した」、「その他」の合計の割合は、58.7%となっています。一方、「特に取り決めをしなかった」が36.5%となっています。

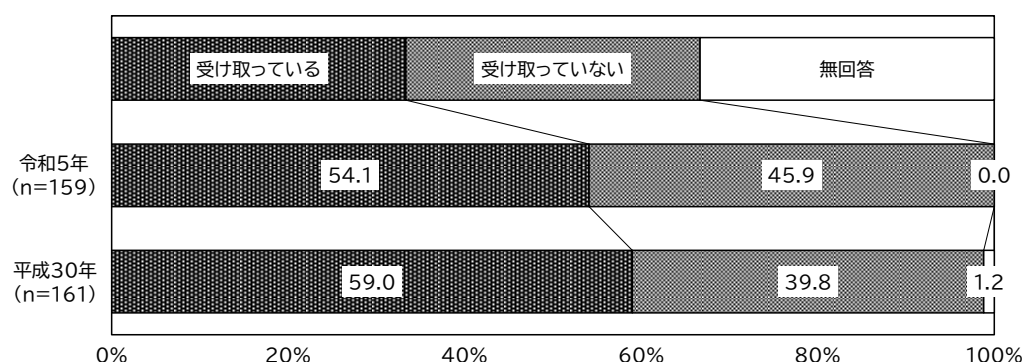
【ひとり親家庭】



◇養育費の受取状況<ひとり親になった事情が離婚、未婚、その他のいずれかの人で養育費の支払いについて何らかの取り決めをした人>

養育費の支払いについて何らかの取り決めをした人で養育費を「受け取っている」のは54.1%となっています。

【ひとり親家庭】



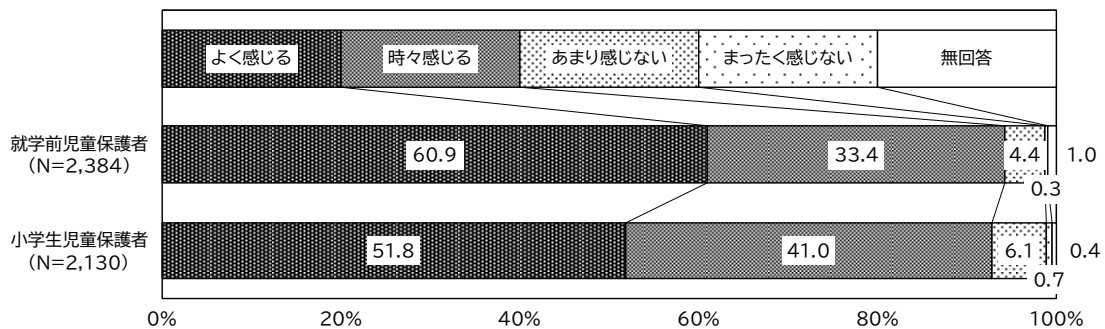
(3) 子育てへの意識

●9割以上の保護者が子育てを楽しんでいる

◇子育てを楽しんでいるか

子育てを楽しんでいる（「よく感じる」と「時々感じる」の合計）のは、就学前児童保護者で94.3%、小学生児童保護者で92.8%と、いずれも9割を超えています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者】



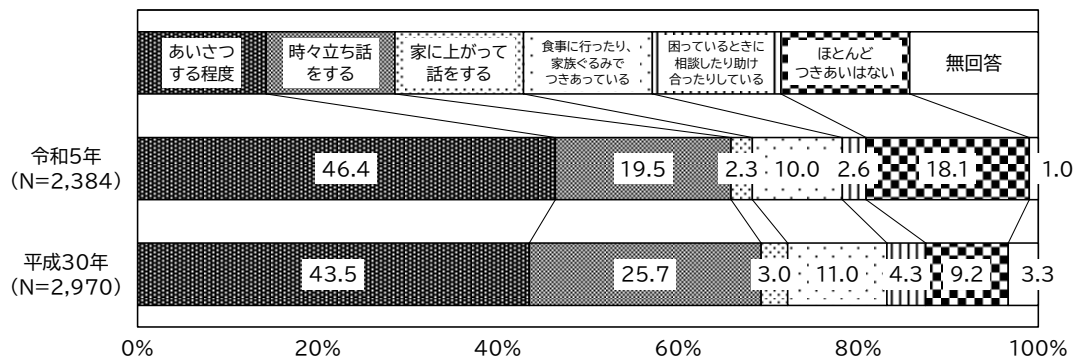
(4) 地域との関係

●「近所づきあいがない」と答える方の割合が前回より高くなっている

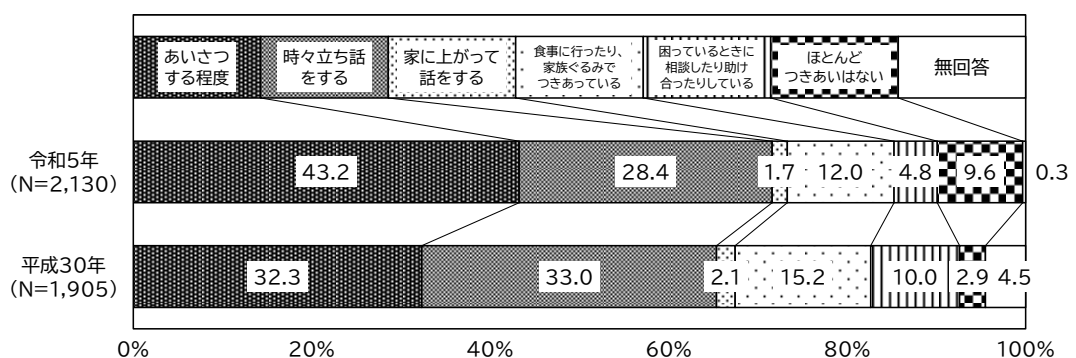
◇近所づきあいの程度

近所づきあいの程度は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、平成30年調査と比較すると、令和5年調査では「ほとんどつきあいはない」の割合が高くなっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

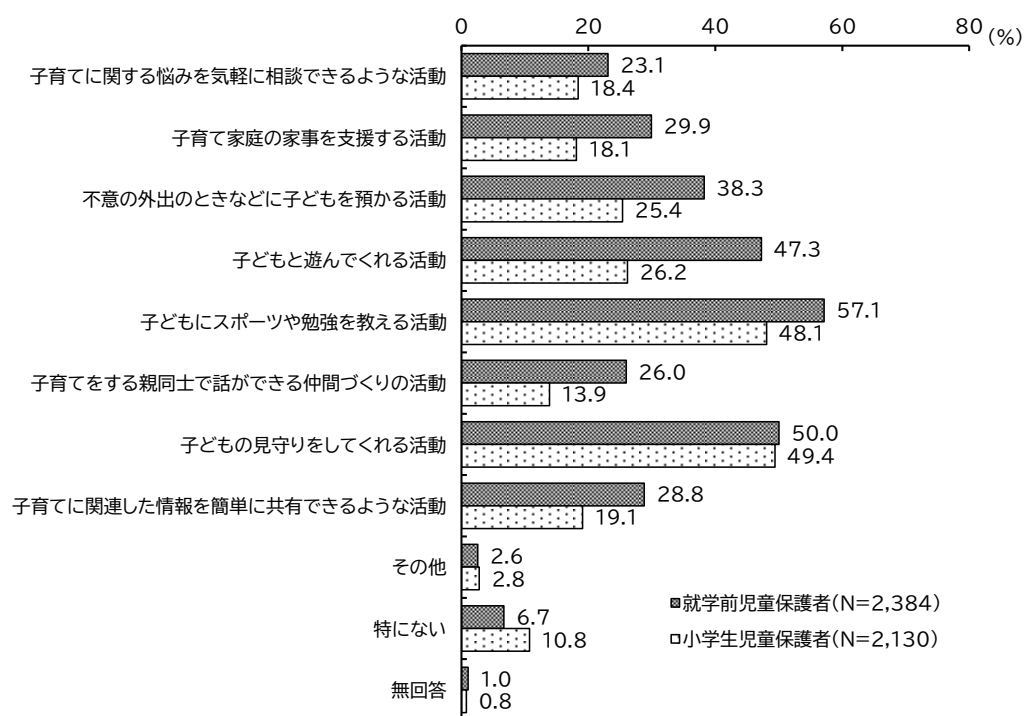


●地域住民に期待する活動は、「子どもにスポーツや勉強を教える活動、見守り活動」

◇期待する地域住民による子ども・子育て支援活動

期待する地域住民による子ども・子育て支援活動は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに、「子どもにスポーツや勉強を教える活動」、「子どもの見守りをしてくれる活動」、「子どもと遊んでくれる活動」が上位となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者】：複数回答

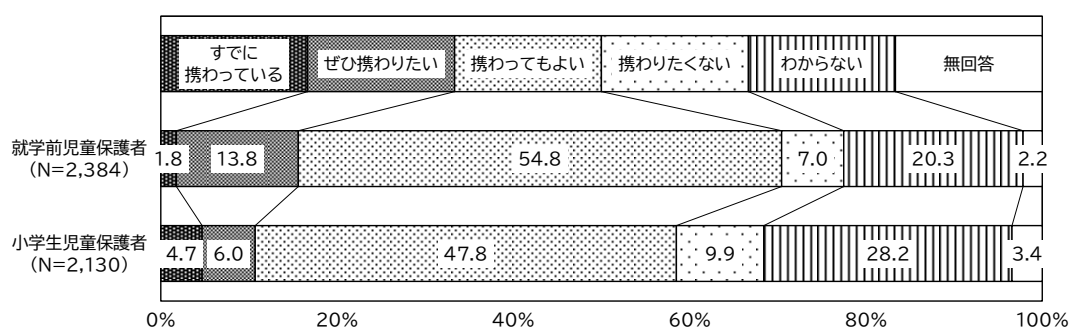


●地域住民による子ども・子育て支援活動への参加意向のある方は5割以上

◇地域住民による子ども・子育て支援活動に将来的に携わってもよい

地域住民による子ども・子育て支援活動に将来的に携わってもよいかたずねたところ、「すでに携わっている」、「ぜひ携わりたい」、「携わってもよい」を合計した携わる意向がある人は、就学前児童保護者では70.4%、小学生児童保護者では58.5%となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者】



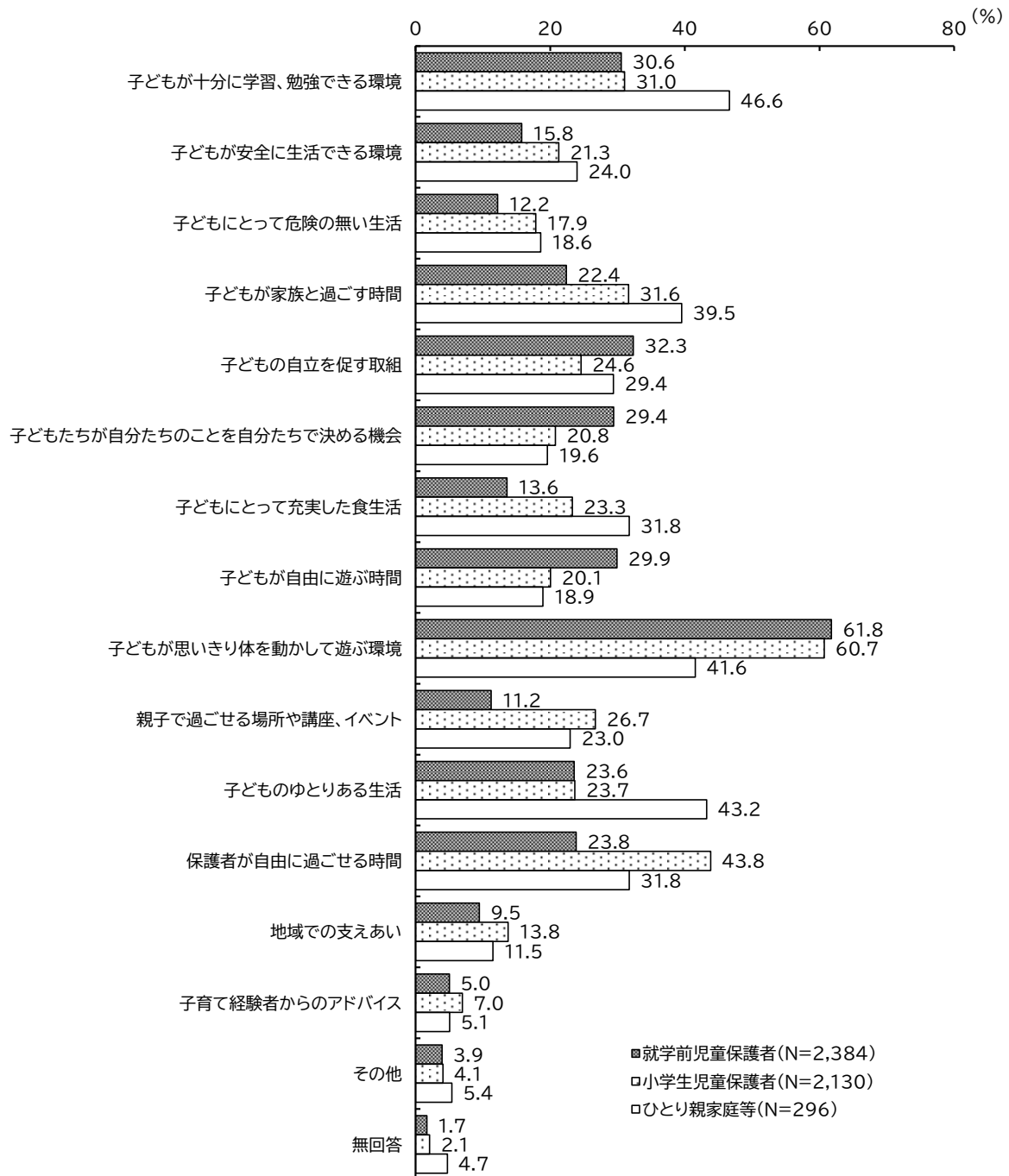
(4) 子育て施策への評価、希望

●子育てをする上で足りないことは「思いきり体を動かして遊ぶ環境」が高くなっている

◇子育てをする上で足りていないと感じること

子育てをする上で足りていないと感じることは、就学前児童保護者、小学生児童保護者では「子どもが思いきり体を動かして遊ぶ環境」が最も高く、ひとり親家庭では「子どもが十分に学習、勉強できる環境」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】：複数回答

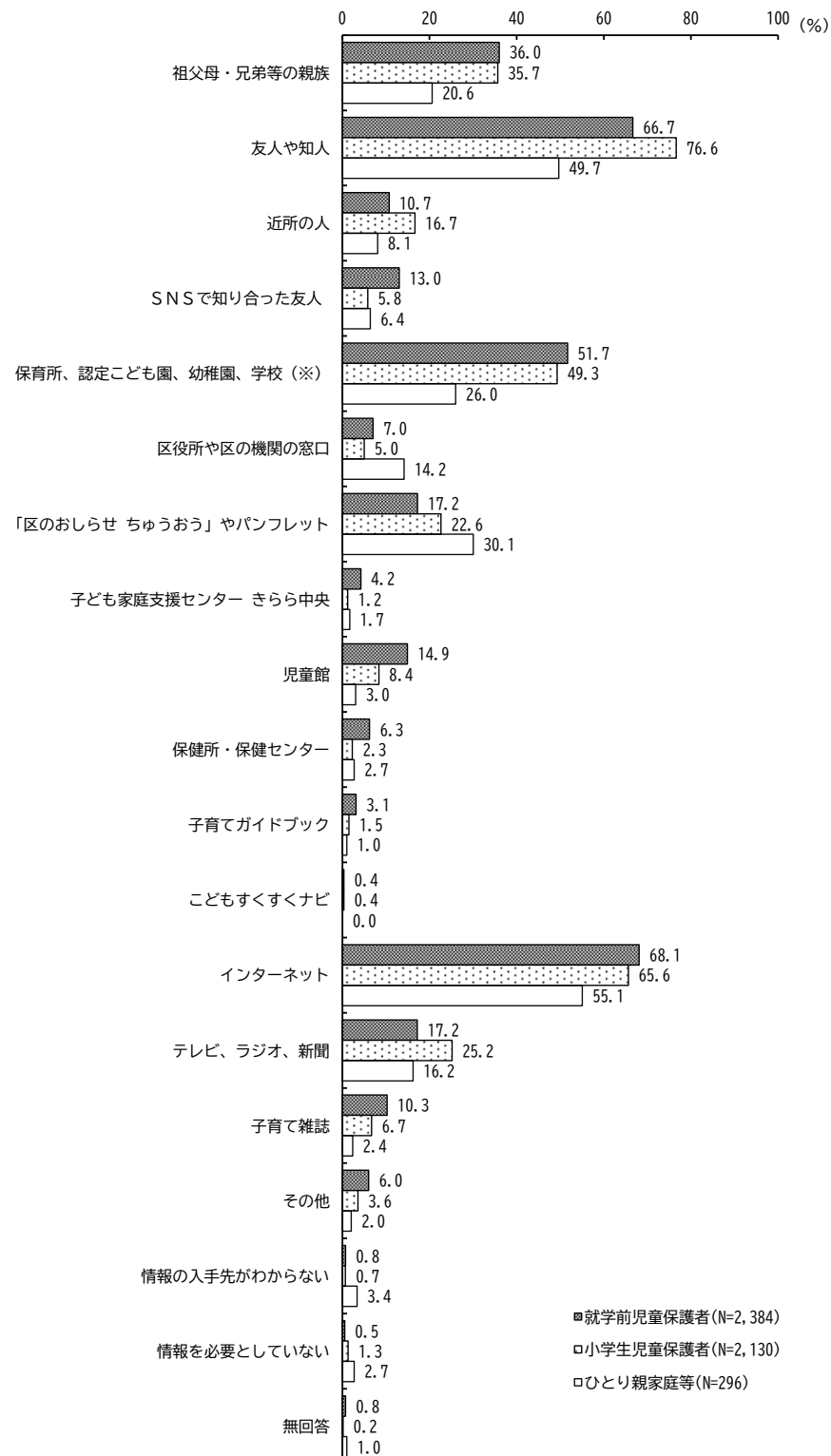


●子育て情報の入手先は「インターネット」、「友人や知人」が上位となっており、欲しい情報は、「子ども向けイベント情報」が高くなっている

◇子育てに関する情報の入手先

子育てに関する情報の入手先は、就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭ともに「インターネット」、「友人や知人」が上位となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】：複数回答

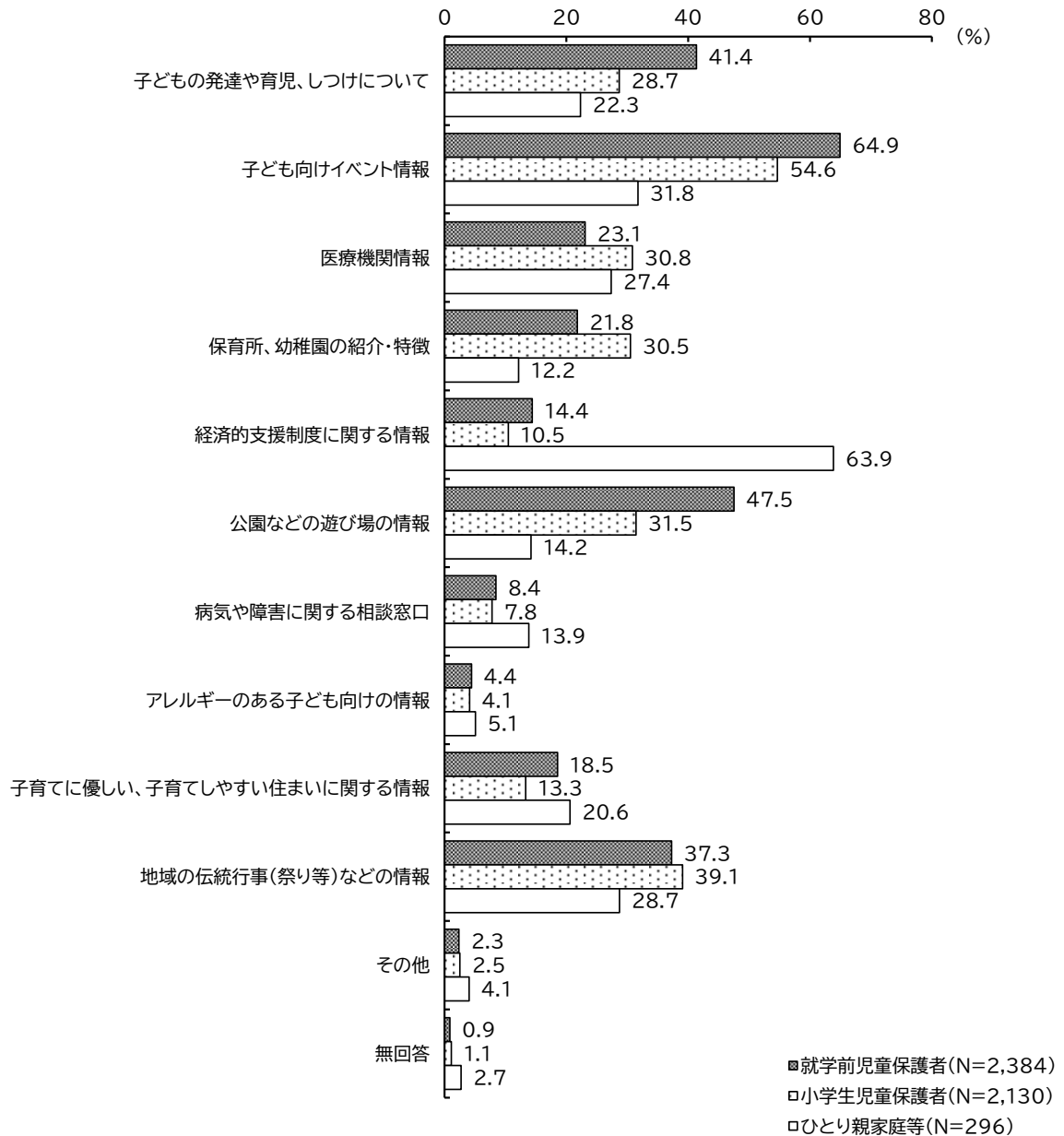


※この選択肢はひとり親家庭等で、就学前保護者は「保育所、認定こども園、幼稚園」、小学生は「学校」となっている。

◇子育てに関してほしい情報

子育てに関してほしい情報は、就学前児童保護者、小学生児童保護者ともに「子ども向けイベント情報」が最も高く、ひとり親家庭では「経済的支援制度に関する情報」が最も高くなっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】：複数回答

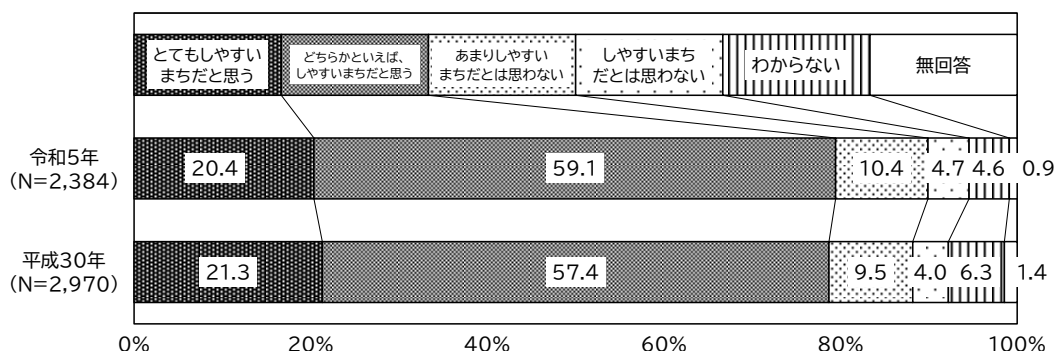


●「中央区は子育てしやすいまち」だと思われる方の割合は8割前後

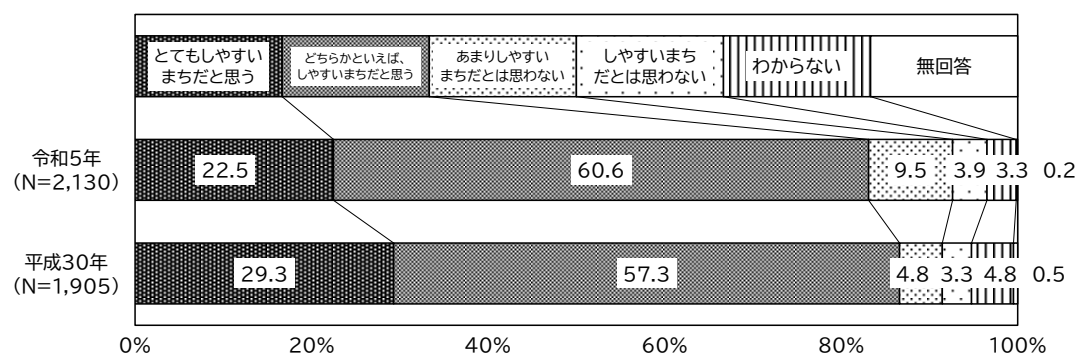
◇中央区は子育てしやすいまちか

中央区は子育てしやすいまちかたずねたところ、《しやすいまちだと思う》（「とてもしやすいまちだと思う」と「どちらかといえば、しやすいまちだと思う」の合計）の割合は、就学前児童保護者では79.5%、小学生児童保護者では83.1%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生児童保護者】

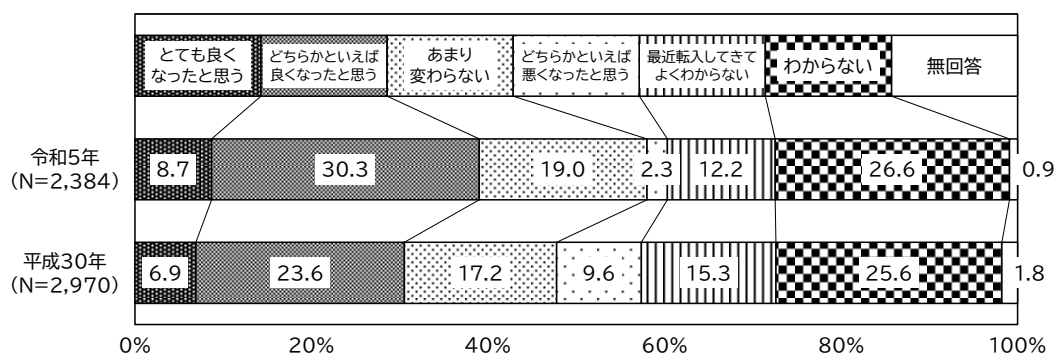


●「中央区の子育て環境がよくなった」と感じる方の割合は4割前後

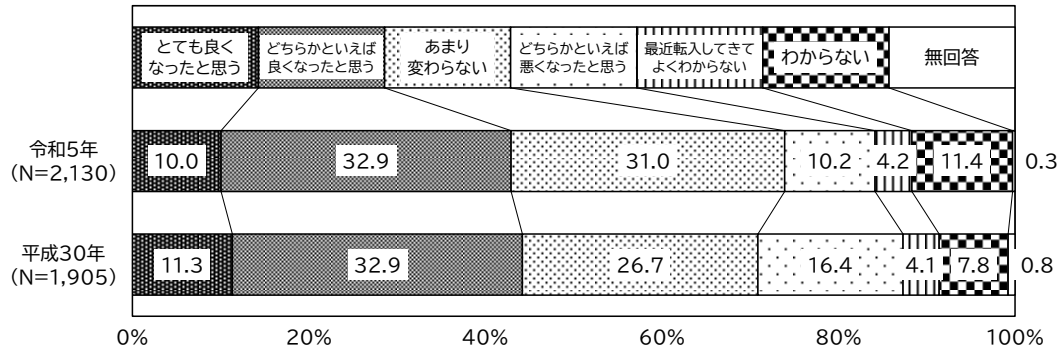
◇以前に比べ中央区の子育て環境は良くなったか

以前に比べ中央区の子育て環境は良くなったかたずねたところ、《よくなったと思う》（「とてもよくなったと思う」と「どちらかといえばよくなったと思う」の合計）の割合は、就学前児童保護者では39.0%、小学生児童保護者では42.9%となっています。

【就学前児童保護者】



【小学生保護者調査】

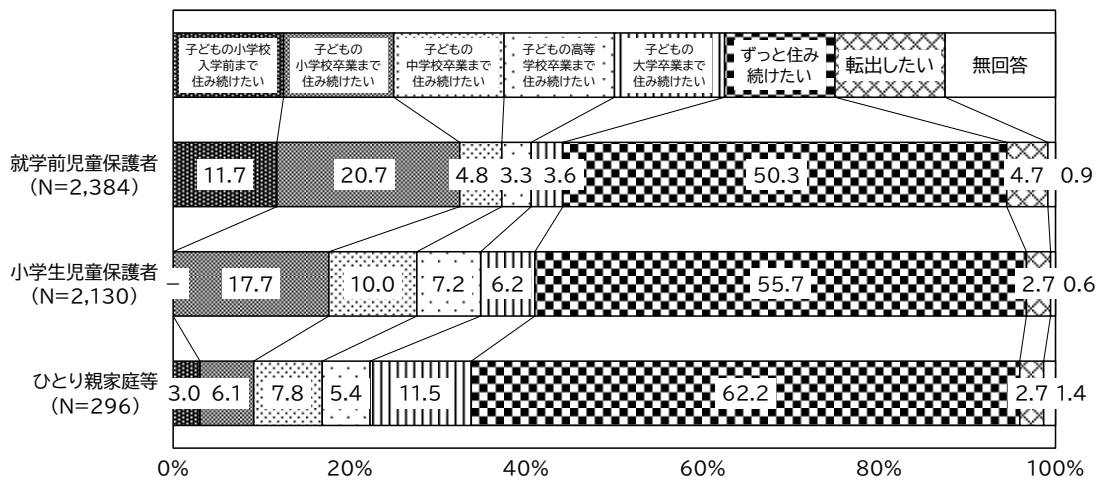


●「中央区へずっと住み続けたい」と考える方の割合は5割以上

◇居住意向

居住意向は、「ずっと住み続けたい」の割合は、就学前児童保護者では 50.3%、小学生児童保護者では 55.7%、ひとり親家庭では 62.2%となっています。

【就学前児童保護者、小学生児童保護者、ひとり親家庭】



※小学生児童保護者では「子どもの小学校入学前まで」は非聴取

4 子ども・子育て支援策の現状

(1) 教育・保育施設の現状

①主な施設一覧

令和6年10月1日現在

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
認可保育所等 85園	17園	28園	40園
区立認可保育所 14園	●桜川保育園 ●明石町保育園 ●築地保育園 ●八丁堀保育園 4園	●十思保育園 ●堀留町保育園 ●人形町保育園 ●日本橋保育園 ●浜町保育園 5園	●つくだ保育園 ●月島保育園 ●かちどき西保育園 ●勝どき保育園 ●晴海保育園 5園
私立認可保育所 63園	●まなびの森保育園銀座 ●ブライツ保育園東京入船 ●TKチルドレンズファーム湊校 ●ぼけっとランド明石町保育園 ●さくらさくみらい 新富町 ●さくらさくみらい 築地 ●太陽の子新川保育園 ●アイگران保育園新川 ●ミアヘルサ保育園ひびき八丁堀 9園	●にじいろ保育園小伝馬町 ●ほっぺるランド日本橋堀留町 ●さくらさくみらい 人形町 ●まちのてらこや保育園 ●アイگران保育園日本橋 ●かふう保育園日本橋 ●モニカ人形町園 ●グローバルキッズかきから園 ●アイگران保育園水天宮 ●キッズラボ水天宮前園 ●THREE STAR NURSERY 蛸殻町園 ●コビープリスクールはこざき ●テンダーラビング保育園東日本橋 ●ミアヘルサ保育園ひびき東日本橋 ●ほっぺるランド東日本橋 ●さくらさくみらい 東日本橋 ●ナーサリールームベリーベアー日本橋 ●AIAI NURSERY 日本橋浜町 ●キッズハウス浜町公園 ●グローバルキッズ浜町園 ●EDO 日本橋保育園 ●ほっぺるランド茅場町 22園	●さくらさくみらい 佃 ●さくらさくみらい つくだ大通り ●ほっぺるランド佃 ●保育所まあむ月島駅前園 ●みちてる保育園 ●ほっぺるランド相生橋つくだ ●ほっぺるランド佃大橋 ●太陽の子月島保育園 ●アンジェリカ月島保育園 ●クオリスキッズ月島保育園 ●月島雲母保育園 ●さくらさくみらい 東仲通り ●さくらさくみらい 月の岬 ●月島聖ルカ保育園 ●勝どきちとせ保育園 ●まなびの森保育園勝どき ●ほっぺるランド勝どき ●ほっぺるランド清澄通り勝どき ●さくらさくみらい パークタワー勝どき ●さくらさくみらい 勝どき ●アスク勝どき保育園 ●ベネッセ勝どき保育園 ●ほっぺるランド新島橋かちどき ●勝どきえほん保育園 ●ニチキッズさわやか勝どき6丁目保育園 ●太陽の子晴海トリトン保育園 ●ポピンズナーサリースクール晴海 ●さくらさくみらい 晴海 ●小学館アカデミー晴海保育園 ●アスク晴海3丁目保育園 ●ポピンズナーサリースクール ララテラス HARUMI FLAG ●ポピンズナーサリースクール HARUMI FLAG PORT VILLAGE 32園
区立認定こども園 2園	●京橋こども園 1園	—	●晴海こども園 1園
私立認定こども園 4園	●昭和こども園 1園	●阪本こども園 1園	●小学館アカデミー勝どきこども園 ●晴海西こども園 2園
地域型保育事業所 2園	●キャリア保育園八丁堀 ●Kuukids(クーキッズ) 2園	—	—
認証保育所 (東京都認証保育所) 11園	●ポピンズナーサリースクール 京橋 ●グローバルキッズ新川園 2園	●アスクバイリンガル保育園 人形町駅前 ●グローバルキッズ水天宮前園 ●ニチキッズさわやか日本橋浜町保育園 3園	●マミーズエンジェル月島保育園 ●ちゃいれっく月島駅前保育園 ●さくらさくみらい月島 ●ピノキオ幼児舎月島園 ●ニチキッズさわやかプラザ勝どき保育園 ●アスク晴海保育園 6園
区立幼稚園 14園(休園中1園)	●泰明幼稚園 ●中央幼稚園 ●明石幼稚園 ●京橋朝海幼稚園 ●明正幼稚園 5園	●常盤幼稚園(休園中) ●日本橋幼稚園 ●有馬幼稚園 ●久松幼稚園 4園	●月島幼稚園 ●月島第一幼稚園 ●月島第二幼稚園 ●晴海幼稚園 ●豊海幼稚園 5園

②保育所・幼稚園等の入所状況

令和2年度と令和6年度を比較すると、保育ニーズは全体で48.1%から54.9%に上昇しており、年齢別にみると、1～2歳、3～5歳で5ポイント以上上昇しています。

3～5歳の保育ニーズ率と幼稚園等の入園率を比較すると、保育ニーズ率の方が高く、令和2年度は約20ポイント差でしたが、令和6年度には37.6ポイント差まで広がっています。

<令和2年度>

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	2,053人	2,011人	1,981人	1,911人	1,895人	1,843人	11,694人
		3,992人			5,649人		
保育所等入所者数 B	459人	2,021人			2,939人		5,419人
待機児童数 C	34人	166人			2人		202人
小計 D (B+C) 入所希望者数	493人	2,187人			2,941人		5,621人
保育ニーズ率 D/A	24.0%	54.8%			52.1%		48.1%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,788人		
入園率 E/A	—	—	—		31.7%		

<令和3年度>

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,915人	1,955人	1,886人	1,897人	1,869人	1,845人	11,367人
		3,841人			5,611人		
保育所等入所者数 B	449人	2,132人			3,035人		5,616人
待機児童数 C	16人	69人			0人		85人
小計 D (B+C) 入所希望者数	465人	2,201人			3,035人		5,701人
保育ニーズ率 D/A	24.3%	57.3%			54.1%		50.2%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,641人		
入園率 E/A	—	—	—		29.2%		

<令和4年度>

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,907人	1,809人	1,803人	1,770人	1,823人	1,807人	10,919人
		3,612人			5,400人		
保育所等入所者数 B	377人	2,100人			3,076人		5,553人
待機児童数 C	0人	0人			0人		0人
小計 D (B+C) 入所希望者数	377人	2,100人			3,076人		5,553人
保育ニーズ率 D/A	19.8%	58.1%			57.0%		50.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,384人		
入園率 E/A	—	—	—		25.6%		

<令和5年度>

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,771人	1,772人	1,714人	1,718人	1,706人	1,769人	10,450人
		3,486人			5,193人		
保育所等入所者数 B	344人	2,061人			3,020人		5,425人
待機児童数 C	0人	0人			0人		0人
小計 D (B+C) 入所希望者数	344人	2,061人			3,020人		5,425人
保育ニーズ率 D/A	19.4%	59.1%			58.2%		51.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,149人		
入園率 E/A	—	—	—		22.1%		

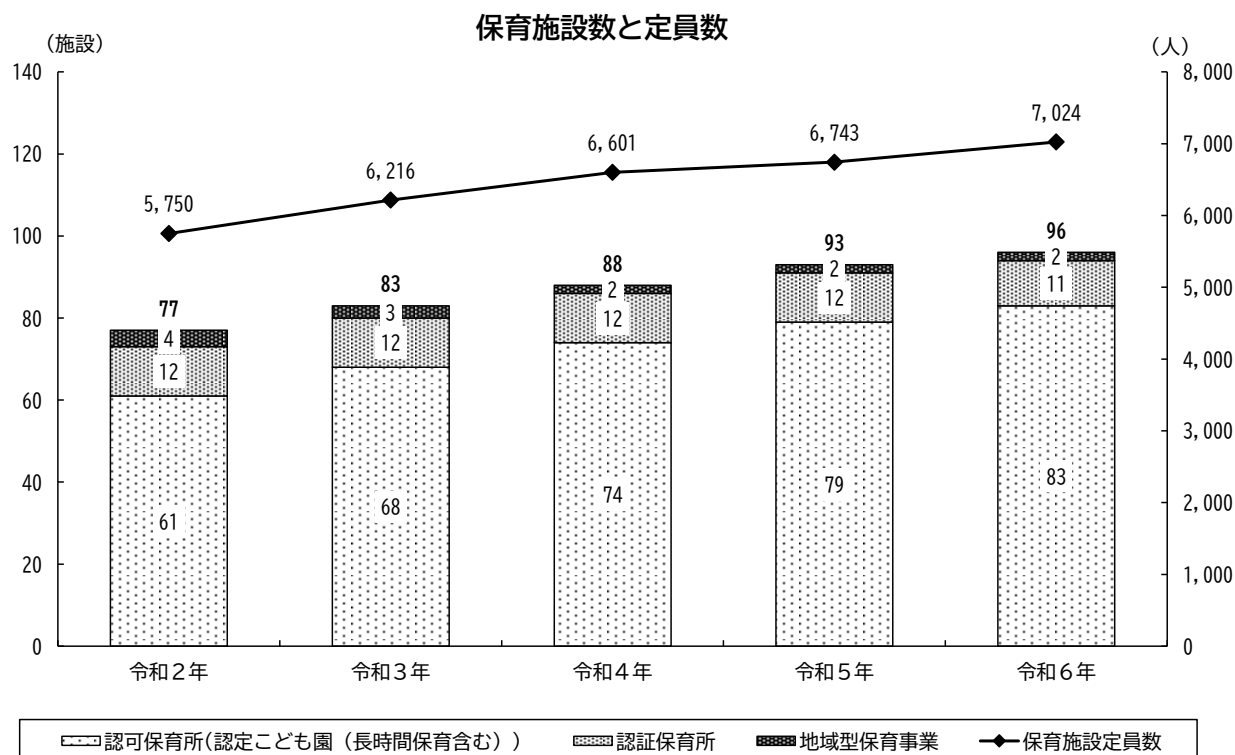
<令和6年度>

学 齢	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	計
乳幼児人口 0～5歳 A	1,769人	1,766人	1,808人	1,728人	1,773人	1,770人	10,614人
		3,574人			5,271人		
保育所等入所者数 B	401人	2,307人			3,121人		5,829人
待機児童数 C	0人	0人			0人		0人
小計 D (B+C) 入所希望者数	401人	2,307人			3,121人		5,829人
保育ニーズ率 D/A	22.7%	64.5%			59.2%		54.9%
幼稚園等入園者数 E	—	—	—		1,140人		
入園率 E/A	—	—	—		21.6%		

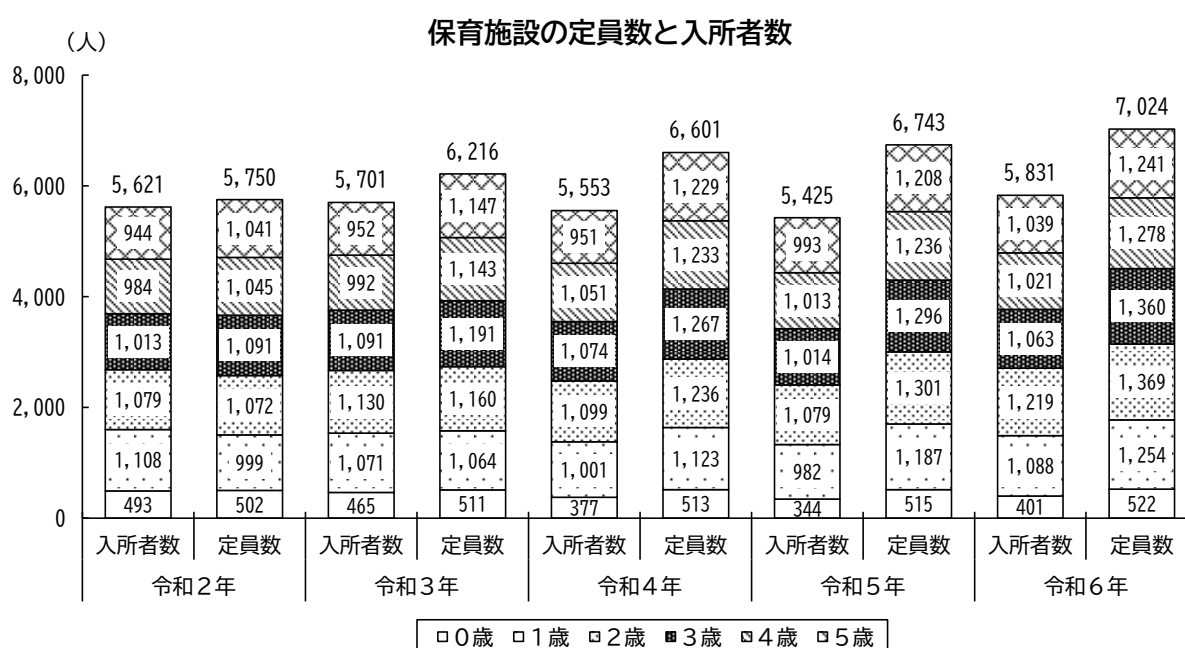
※各年度4月1日現在

③保育施設数と定員数、入所者数

保育施設については、令和2年4月1日から令和6年4月1日までに、認可保育所（認定こども園（長時間保育含む））を新たに22園開設するなど、定員数を1,274人増えています。入所者数は令和4年～令和5年にかけて減少しましたが、令和6年には再び増加しています。



※各年4月1日の実績値

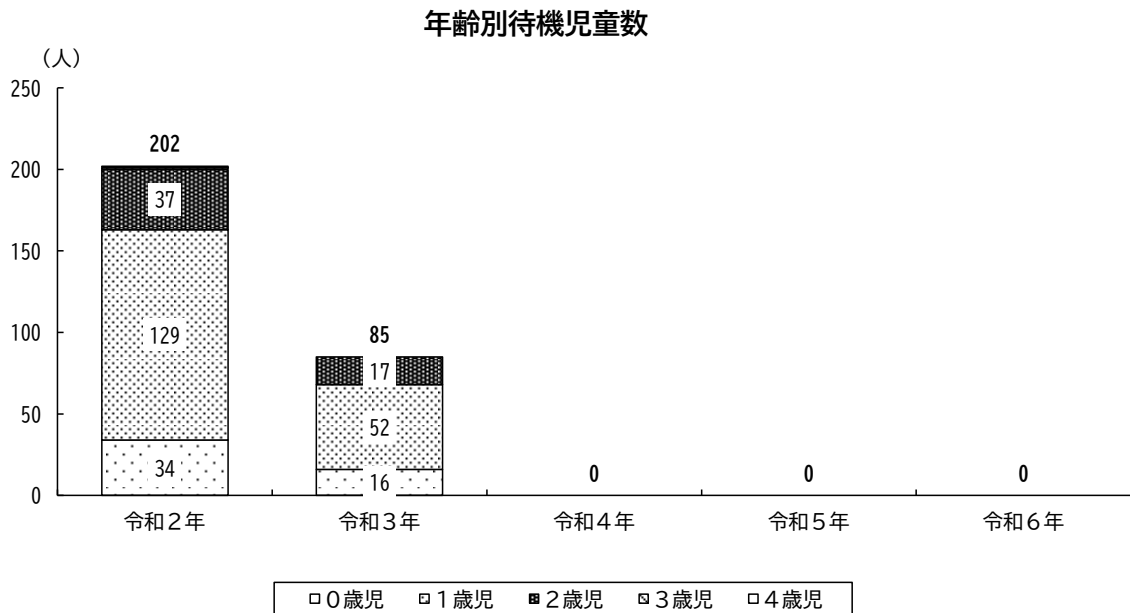


※各年4月1日の実績値

※保育施設定員数は、認可保育所、認証保育所、認定こども園（長時間保育）、地域型保育事業の合計

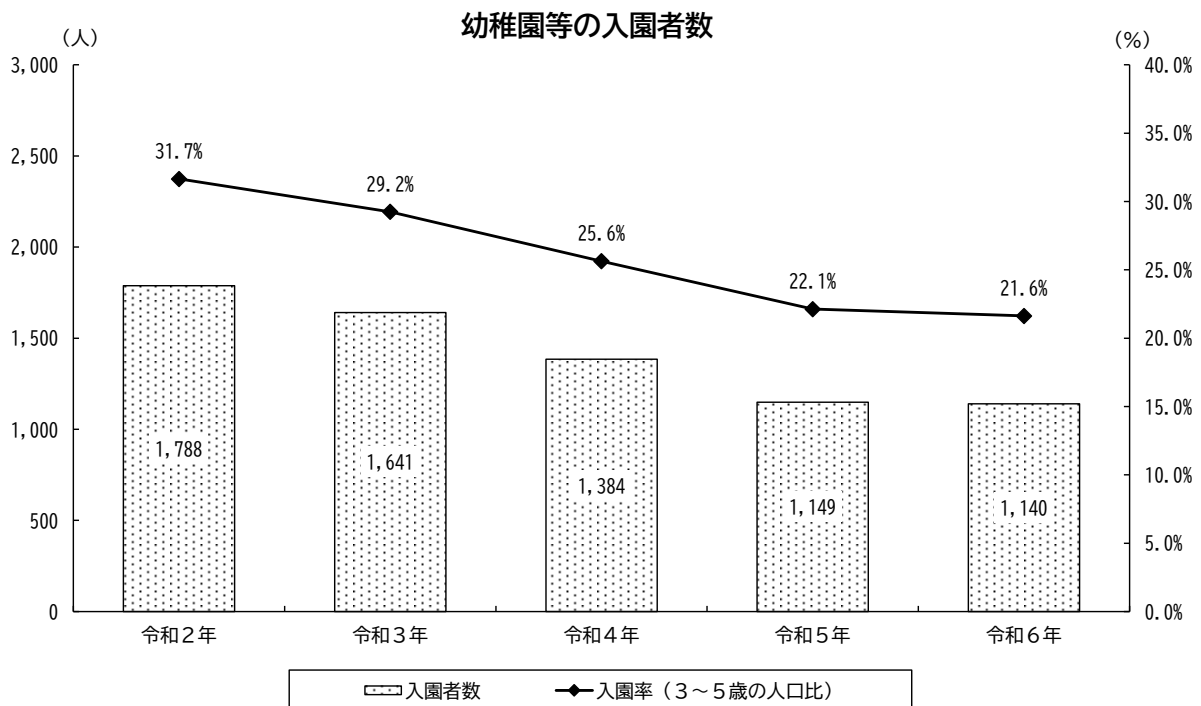
④待機児童の現状

保育施設の整備による定員拡大を進めた結果、令和4年以降すべての年齢で、国の算定基準に基づく保育所の待機児童数は0人となっています。



⑤幼稚園等の現状

区立幼稚園については、現在14園が開設されています（1園休園中）。また、認定こども園については、区立2園、私立4園で短時間保育を行っていますが、入園者数・入園率とも減少傾向となっています。



(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

①主な施設の概要

現在、区内には小学校児童を対象とした放課後の安全・安心な居場所として、学童クラブを8児童館、4小学校、民設民営学童クラブを月島地域の2カ所で、子どもの居場所「プレディ」を13小学校内で実施しています。また、一時預かり保育が5カ所、0～3歳児までの乳幼児とその保護者を対象とした子育て交流サロン「あかちゃん天国」を7カ所、病児・病後児保育を4カ所で実施しています。

◇主な施設一覧

令和6年10月1日現在

施設区分	京橋地域	日本橋地域	月島地域
児童館学童クラブ 8館	●築地児童館 ●新川児童館 2館	●堀留町児童館 ●浜町児童館 2館	●佃児童館 ●月島児童館 ●勝どき児童館 ●晴海児童館 4館
学校内学童クラブ 4小学校	●京橋築地小学童クラブ 1校	—	●月島第一小学童クラブ ●豊海小学童クラブ ●晴海西小学童クラブ 3校
民設民営学童クラブ 2カ所	—	—	●ベネッセ学童クラブ月島 ●ベネッセ学童クラブ晴海 2カ所
子どもの居場所 「プレディ」 13小学校	●プレディ中央 (中央小学校内) ●プレディ明石 (明石小学校内) ●プレディ京築 (京橋築地小学校内) ●プレディ明正 (明正小学校内) 4校	●プレディ日本橋 (日本橋小学校内) ●プレディ有馬 (有馬小学校内) ●プレディ久松 (久松小学校内) 3校	●プレディ佃島 (佃島小学校内) ●プレディ月一 (月島第一小学校内) ●プレディ月二 (月島第二小学校内) ●プレディ月三 (月島第三小学校内) ●プレディ豊海 (豊海小学校内) ●プレディ晴海西 (晴海西小学校内) 6校
一時預かり保育 5カ所	●京橋こども園 1カ所	●子ども家庭支援センター 日本橋分室 ●子ども家庭支援センター 十思分室 2カ所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」勝どき分室 ●晴海こども園 2カ所
子育て交流サロン 「あかちゃん天国」 7カ所	●築地児童館 ●新川児童館 2カ所	●堀留町児童館 ●浜町児童館 2カ所	●子ども家庭支援センター 「きらら中央」勝どき分室 ●月島児童館 ●晴海児童館 3カ所
病児・病後児保育 4カ所	●聖路加国際病院附属保 育所聖路加ナーサリー (病児・病後児) 1カ所	●ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園 (病後児) 1カ所	●勝どき小児クリニック (病後児) ●ゆめみらい (病児・病後児) 2カ所

②各事業の概要

子ども・子育て支援法に規定されている地域子ども・子育て支援事業のうち、現在、中央区内で実施している事業の概要と事業実績を以下に示します。

1) 利用者支援に関する事業（利用者支援）

●保育所申込み等に関する相談体制

保育園長経験者等を窓口配置するほか、日本橋・月島・晴海特別出張所、子ども家庭支援センター「きらら中央」、中央区保健所、日本橋保健センターにおいて出張相談を実施し、保育所の申込みや利用に関する相談に対応しています。また、一時預かり保育等相談者の要望に見合った各種の保育メニューに関する情報提供も行っています。

●子育て交流サロン「あかちゃん天国」

親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

●「妊娠出産に関する相談窓口」

保健所・保健センターにおいて母子保健コーディネーターを配置し、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談を行っています。

(件)

利用者支援実施状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
認可保育所入所申込受付件数		2,870	2,864	2,767	2,935
保育園入園出張相談での相談件数		469	853	767	800
「あかちゃん天国」での相談件数		1,357	1,330	976	870
「妊娠・出産に関する相談窓口」での相談件数		4,945	7,310	8,641	8,522
	妊婦相談（再掲）	1,280	3,603	4,514	3,261

2) 時間外保育事業（延長保育事業）

認可保育所、認定こども園で通常保育の前後の時間に、時間外保育を実施しており、月極利用とスポット利用（1日単位）の2種類があります。さらに京橋こども園では、スポットの夜間保育も実施しています。

●延長時間：通常保育終了時から1時間 概ね午後6時30分から午後7時30分まで

●保育料：月極延長 通常保育料の概ね10%

スポット延長 1回400円

●スポット夜間保育

実施場所：京橋こども園

利用時間および保育料：午後7時30分から午後9時まで 1回1,000円

午後7時30分から午後10時まで 1回1,400円

また、認証保育所では、利用契約により午後7時以降の保育を行っています。

時間外保育利用定員、利用者数等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
時間外保育利用定員数（人）	919	980	1,032	1,099
時間外保育利用者数（人／日）	151	129	87	100
認証保育所19時以降契約者数（人）	55	76	43	21

3) -1 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）

放課後帰宅しても保護者が就労等により家庭にいない児童に対して、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全育成を図る事業です。

中央区では区立児童館8館及び小学校4校で学童クラブ事業を実施しています。

【児童館学童クラブ】

- 対象者：区立小学校に在籍している児童または区内に居住し、区の区域外の小学校に在籍している児童
- 実施場所：築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、佃児童館、月島児童館、勝どき児童館、晴海児童館
- 利用日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
- 利用時間：【平日】下校時から午後6時まで
【土曜日】午前8時30分から午後5時まで
【春・夏・冬休み等】午前8時30分から午後6時まで（土曜日は午後5時まで）
- 利用時間の延長：平日は、保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、最長で午後7時30分まで利用できます。（1回400円、月上限額5,000円）

【学校内学童クラブ】

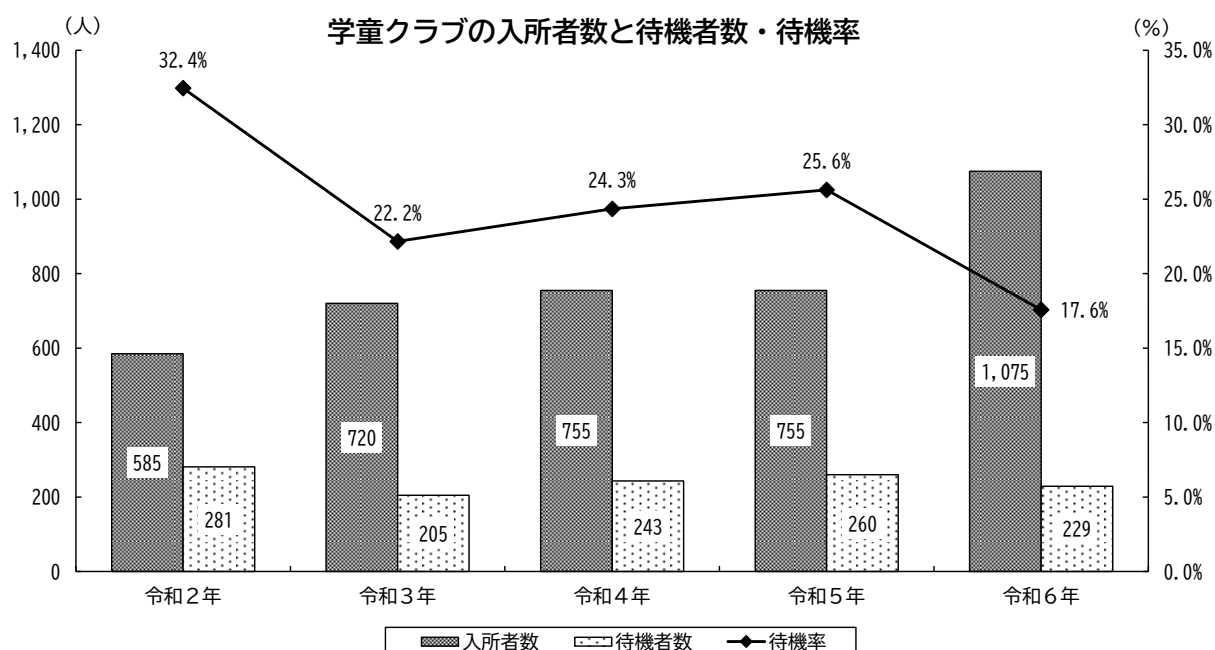
- 対象者：当該小学校に在籍している児童または当該小学区域に居住する児童
- 実施場所：京橋築地小学校、月島第一小学校、豊海小学校、晴海西小学校
- 利用日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。
- 利用時間：【平日】当該学校の放課後から午後6時まで
【土曜日、春・夏・冬休み等】午前8時30分から午後6時まで
- 利用時間の延長：平日は、保護者の勤務の都合など必要と認められる場合は、最長で午後7時30分まで利用できます。（1回400円、月上限額5,000円）

<学童クラブ数・利用可能人数等>

各年度4月当初の人数

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
全体	児童館学童数	8	8	8	8	8
	学校内学童数	—	—	—	—	4
	民設民営学童数	—	—	—	1	2
	クラブ数	13	13	14	15	27
	利用可能人数	585	720	755	795	1,273
	定員数（人）	510	510	510	550	1,028
	暫定定員数	75	75	105	105	105
	登録定数	—	135	140	140	140
	待機者数（人）	278	205	243	260	229
京橋地域	児童館学童数	2	2	2	2	2
	学校内学童数	—	—	—	—	1
	民設民営学童数	—	—	—	0	0
	クラブ数	3	3	3	3	5
	利用可能人数	120	145	150	150	215
	定員数（人）	110	110	110	110	175
	暫定定員数	10	10	10	10	10
	登録定数	—	25	30	30	30
	待機者数（人）	44	43	19	17	45
日本橋地域	児童館学童数	2	2	2	2	2
	学校内学童数	—	—	—	—	0
	民設民営学童数	—	—	—	0	0
	クラブ数	2	2	2	2	2
	利用可能人数	85	105	105	105	105
	定員数（人）	80	80	80	80	80
	暫定定員数	5	5	5	5	5
	登録定数	—	20	20	20	20
	待機者数（人）	38	46	64	46	68
月島地域	児童館学童数	4	4	4	4	4
	学校内学童数	—	—	—	0	3
	民設民営学童数	—	—	—	1	2
	クラブ数	8	8	9	10	20
	利用可能人数	380	470	500	540	953
	定員数（人）	320	320	320	360	773
	暫定定員数	60	60	90	90	90
	登録定数	—	90	90	90	90
	待機者数（人）	196	116	160	197	116

就学児童を対象とした学童クラブの現状としては、待機率は令和6年4月1日現在で17.6%となっています。



※各年4月1日の実績値

※公設学童を希望しても入れていない児童を待機者数としています。

なお、民間学童に通いながら公設学童（児童館＋学校内）を待機している児童もいますが、入所者数に民間学童利用者は含めていません。

3) -2 放課後子供教室（子どもの居場所「プレディ」）

子どもたちの健全育成を図るため、保護者の就労にかかわらず、放課後や土曜日などに学校施設内で児童が安全に安心して過ごせる「子どもの居場所」を確保するための事業です。

中央区では区立小学校17校のうち、13校で「プレディ」を実施しています。

●対象者：区立小学校に在籍している児童または区内に住所を有する児童

●実施場所：中央小学校、明石小学校、京橋築地小学校、明正小学校、日本橋小学校、有馬小学校、久松小学校、佃島小学校、月島第一小学校、月島第二小学校、月島第三小学校、豊海小学校、晴海西小学校

●利用日：月曜日から土曜日。ただし、年末年始および国民の休日等を除く。

●利用時間：【平日】プレディ設置校の放課後から午後5時まで

【土曜日、春・夏・冬休み等】午前8時30分から午後5時まで

●利用時間の延長：保護者の就労など特別な事情がある場合は最長で午後7時30分（土曜日は午後6時）まで利用できます。（午後6時以降の利用は1回400円、月上限額5,000円）

実施校数、利用登録者数等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施校数（校）	12	12	12	12	13
全児童数（人）	7,607	8,126	8,489	8,732	9,262
利用登録者数（人）	2,983	1,401	1,756	2,724	3,040
平日：年間参加延べ人数（人）	44,343	93,682	130,565	166,890	—
平日：1日平均参加人数（人）	217	464	653	826	—

3) -3 プレディプラス事業

区立小学校内に学童クラブを設置し、学童クラブ所属児童とプレディ所属児童が、放課後に使用できる教室を活用し職員の見守りのもと一緒に過ごすことができる「プレディプラス事業」を実施し、全ての児童が放課後を安全に安心して過ごすとともに、多様な体験・活動を行うことができる環境を整えています。

●実施場所：京橋築地小学校、月島第一小学校、豊海小学校、晴海西小学校

4) 子育て短期支援事業（子どもショートステイ）

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合、宿泊により短期間預かる事業です。

中央区では生後57日～中学校3年生の子どもを対象に、区が委託する区外2施設（乳児院、児童養護施設）または区内の協力家庭において実施しています。

●利用泊数

施設：原則6泊7日まで

協力家庭：原則2泊3日まで

●利用料 1泊2日6,000円（以降1日増えるごとに3,000円加算）

（日）

延べ利用日数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳児院（二葉乳児院）	79	60	59	58
養護施設（石神井学園）	10	0	16	59
協力家庭	0	14	3	0

5) 幼稚園預かり保育

区立幼稚園は、文部科学省が定める幼稚園教育要領に基づき、午後2時までを標準的な教育時間として運営しています。さらに、子育て支援策の一環として、通院・介護など、在園児の保護者ニーズに応えるため、区立幼稚園全園および幼保連携型認定こども園で預かり保育を実施しています。

●時 間：区立幼稚園は教育時間終了後、午後4時30分まで

（夏季休業日等は午前9時から午後4時30分まで）

幼保連携型認定こども園は教育時間終了後、午後6時30分まで

（夏季休業日等は午前7時30分から午後6時30分まで）

●対 象：区立幼稚園および幼保連携型認定こども園の在園児

各年度4月当初の人数（人）

預かり保育利用定員等	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録利用定員	72	72	72	72
登録利用者数	72	70	70	62
一時利用定員	1日あたり30人から登録利用者数を除いた人数 ※3歳児は1日あたり8人から登録利用者数を除いた人数			

（件）

年間利用実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録者利用延べ件数	3,909	6,631	7,253	6,368
一時利用延べ件数	4,580	10,801	11,591	12,116
年間利用延べ件数	8,489	17,432	18,844	18,484

6) -1 一時預かり保育

保護者の育児疲れや冠婚葬祭などの理由により一時的に乳幼児（生後 57 日～未就学児）を預かる「一時保育」と、保護者の出産や入院などの緊急の理由により原則 30 日を限度に乳幼児を預かる「緊急保育」の 2 つの事業を実施しています。また、公私連携認定こども園等においても、一時預かり保育を実施しています。

【一時保育】

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園、晴海こども園等
- 利用時間：午前 9 時から午後 5 時まで（1 時間単位での利用）
- 対象：生後 57 日以上未就学児
- 利用料：1 時間 800 円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

【緊急保育】

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、同日本橋分室、同十思分室、京橋こども園
- 利用期間：原則として 2 日以上 30 日以内
- 対象：生後 57 日目以上未就学児
- 利用料：1 日 2,000 円（京橋こども園は実施日により割増料金あり）

(人)

延べ利用人数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
一時保育	12,798	15,330	16,289	15,066
緊急保育	258	202	230	167
合計	13,056	15,532	16,519	15,233

6) -2 子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

保護者が就労等により帰宅が夜間になる場合に、一時的に子どもを預かる事業です。

- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、京橋こども園
- 利用時間：午後 5 時から午後 10 時まで
- 対象：2 歳～小学校 6 年生（京橋こども園は未就学児まで）
- 利用料：1 回 2,000 円

(人)

延べ利用人数	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
幼児室（未就学児）	411	402	368	486
児童室（小学生）	38	73	98	74
合計	449	475	466	560

6)-3 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

依頼会員と提供会員による会員組織を設置し、保育所への送迎や一時的な保育など地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施しています。

- 利用時間：原則として午前7時から午後8時まで
- 対象：生後57日以上小学校6年生以下の子どもを育てている方
- 利用料：1時間800円（早朝、夜間および休日等は1時間1,000円）

(人)

会員数	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
提供会員数	260	275	255	254
両方会員数	147	123	109	92
依頼会員数	1,999	1,935	1,740	1,720

(件)

年間利用実績	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
活動件数	1,800	1,666	1,799	1,779

7) 新生児訪問（赤ちゃん訪問）

生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

中央区では生後4カ月までの乳児がいる全家庭を対象に、保健師および委託訪問指導員（保健師、助産師等）により訪問指導を行うとともに、母親のこころの健康状態の把握に努めています。

訪問実施状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出生数（人）	2,070	2,070	1,902	1,783
訪問対象者数（人） A	1,721	1,765	1,706	1,761
訪問件数（件） B	1,557	1,616	1,650	1,637
乳児健診等による把握数 C（人）	164	149	56	124
訪問率 B/A	90.47%	91.56%	96.72%	92.96%
把握率 (B+C)/A	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※訪問対象者数：出生後、訪問の対象となる時期（3カ月時点）に区民である者。転入・転出等の異動があるため、出生数とは乖離がある。

8) 養育支援訪問事業および要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援を行う事業です。

中央区では保健所等関係機関と連携して養育について支援が特に必要な家庭を把握し、訪問による支援（養育相談、育児・家事援助）を実施しています。

また、児童虐待の予防、早期発見や子どもの適切な保護のために、「要保護児童対策地域協議会」を運営しています。子ども家庭支援センターが調整機関となり、関係機関が円滑に連携できるよう情報管理を行うとともに、個別ケース検討会議や実務者会議などを開催しています。

実施状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養育支援訪問	育児・家事援助(件)	72	11	148	75
	専門的相談支援(件)	1	4	31	5
要保護児童対策地域協議会	代表者会議・実務者会議・個別ケース検討会議開催数(回/年)	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 情報共有会 1回 個別ケース検討会議 57回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 50回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 53回	代表者会議 1回 実務者会議 4回 (講演会1回含む) 個別ケース検討会議 80回

9) 地域子育て支援拠点事業（子育て交流サロン「あかちゃん天国」）

地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や仲間づくり、育児相談等を行う事業です。

中央区では子育て交流サロン「あかちゃん天国」として、親子のふれあいと交流の場を提供するとともに、子育てに関する情報提供や育児相談、助言を行っています。

- 対象者：0歳から3歳になった最初の3月31日までの間にある乳幼児とその保護者、妊娠中の方
- 実施場所：子ども家庭支援センター「きらら中央」勝どき分室、築地児童館、新川児童館、堀留町児童館、浜町児童館、月島児童館、晴海児童館
- 利用時間：午前9時から午後5時まで
- 利用料：無料

実施状況	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
拠点数(力所)	7	7	7	7
乳幼児利用人数(人) A	65,773	64,730	68,178	73,318
保護者利用人数(人) B	63,271	64,050	67,620	74,032
妊娠中の方の利用人数(人) C	129	16	13	23
利用人数(人) 計	129,173	128,796	135,811	147,373
延べ開館日数(日) D	2,100	2,412	2,409	2,419
1力所1日あたり平均利用人数(人) (A+B+C) / D	62	53	56	61

10) 病児保育事業（病児・病後児保育事業）

入院加療の必要のない病中または病気回復期の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、医療機関や保育所等に付設された専用スペース等において、保育士等が一時的に保育する事業です。

中央区では区が委託する医療機関または認証保育所の4施設の保育室で預かる事業を実施しています。

●利用時間：午前9時から午後5時30分まで

●対象：生後7カ月～小学校3年生

●利用料：1日2,000円

(人)

延べ利用人数		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
病児・病後児 保育室	京橋地域 聖路加ナースリー	187	326	336	592
	月島地域 ゆめみらい	142	318	459	423
病後児保育室	日本橋地域 ニチイキッズさわやか 日本橋浜町保育園	50	89	51	304
	月島地域 勝どき小児クリニック	129	326	347	318

11) 妊婦健康診査

母子保健法第13条で、区が必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行うことを規定しています。

中央区では母体や胎児の健康を守るために必要な妊婦健康診査を医療機関に委託して実施しています。そのうち、妊娠確定後の検査（最大14回：国基準、多胎児妊婦は最大19回）・超音波検査（最大4回：国基準）・子宮頸がん検診の費用の一部等を助成しています。

(件)

健康診査実施状況		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
妊娠届出数（母子健康手帳交付件数）		2,301	2,215	2,110	2,117
妊婦健康診 診件数	1回目	2,139	2,062	1,953	1,953
	2～14回目(延べ件数)	20,396	21,033	19,439	19,233

12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保育所・幼稚園などに通う子どもの保護者が支払う日用品・文房具・教材費・行事への参加費用などの一部を補助することで、保護者の経済的な負担軽減を図ります。

(件)

延べ給付件数			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1号 認定	認定こども園 (短時間)	教科書・行事費等 (給食費以外)	1	4	0	12
		給食費 (副食材料費)	31	32	3	42
	幼稚園	教科書・行事費等 (給食費以外)	27	13	4	7
2号 認定	保育所等	教科書・行事費等 (給食費以外)	13	21	35	37
3号 認定	保育所等	教科書・行事費等 (給食費以外)	24	34	41	44

5 施策の推進に向けた課題

施策の推進に向けては、こども基本法の基本理念やこども大綱の方針、**第二期計画の期間における取組状況**等を踏まえつつ、次の5点の課題に対応していきます。

(1) 妊娠期から子育て期まで安心して過ごすための支援

本区の特徴として、30代、40代の子育て期に核家族で転入する家庭が多く、身近に相談できる相手がいないなど、子育てに不安を抱える家庭が多い傾向にあります。また、妊娠中から産後までの時期は、体調や気持ちの変化から、身体的、精神的に不安定になりがちな時期で、子育てに不安を感じたり、自身がもてなくなること等による、孤立化や父母のうつ病などの病気発症等のさまざまなリスクがあり、全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるための環境整備が継続した課題となっています。

第二期計画の期間では、出産・育児を行う保護者が、母子保健や育児に関するさまざまな不安を軽減し、心身ともに健康に子育てしていくため、子ども子育て応援ネットワークを構築し、妊娠期から出産、子育て期に至るまでのきめ細やかで一貫した支援体制を充実させてきました。また、令和6（2024）年7月には、子ども家庭支援センター「きらら中央」を中央区保健所等複合施設4階に移転し、子どもと子育て家庭に対する総合相談機能を強化しています。

今後は、その体制をさらに充実し、育児に対する困難感や不安感等が高い家庭を早期に把握し、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、妊娠期から子育て期に渡り一貫して身近で相談に応じ、様々なニーズに即した必要な支援につなぐ伴走型相談支援を充実していく必要があります。

(2) これからの保育所の役割

本区では待機児童対策のため、認可保育所を中心とした保育所整備を進めて来た結果、令和6年4月1日現在で保育所（認可保育所及び認定こども園・地域型保育所含む）が85カ所となり、入園のしやすさに地域的な差はあるものの、本区の国の算定基準に基づく保育所待機児童数は令和4年度から連続で0人となっています。そのため、保育所に求められる役割は、待機児童対策に限らず、多様な保育ニーズへの対応や子育て支援を担う地域の身近な拠点として、新たな段階にきています。

また引き続き、保育の質を担保する取組や保育士の確保と定着、育成を促進していくことも重要です。

(3) 子どもの居場所の充実

第二期計画の期間中に保育所待機児童数は解消しましたが、近年の急激な小学校児童の人口の増加に伴い、小学生の放課後の居場所となる学童クラブでは、定員を超えるニーズが発生していることが課題です。第二期計画期間中には、民間学童クラブの誘致、令和6（2024）年度から「プレディプラス」事業の順次実施などによる対策を進めており、このような取組を着実に推進し、放課後の安全な居場所を確保するとともに、子どもたちが有意義な時間を過ごせるよう、質の確保に向け、地域・事業者と連携しながら取り組む必要があります。

また、小学生や中学・高校生世代を含む青少年・若者の居場所づくりが求められており、新たに整備されたはるみらいには、あらゆる世代が楽しめるよう様々なスタジオを設置し、晴海図書館には Teens&Youth エリアが設けられました。加えて、子供の学習・生活支援事業においては、学習習慣の定着や社会性の育成のほか、安心できる居場所として実施しています。引き続き、子ども・若者の健全な育成を図るため、自分の能力を発揮できる機会の創出を含めた、青少年・若者の居場所を確保していく必要があります。

（４）子ども・子育て家庭と地域がつながるための支援

「子育て支援に関するニーズ調査」の結果では、「近所づきあいがいい家庭」、「子どもをみってくれる人がいない家庭」が増えている一方、地域活動への参加意向のある方は一定数おり、地域住民に期待する活動では、「子どもにスポーツや勉強を教える活動」、「見守り活動」などがあげられています。そのため、子ども・子育て家庭と地域をつないでいくことが課題となっています。

第二期計画の期間では、地域における子ども・子育て家庭の交流の場として、妊娠中の方や子育て中の親子が地域の身近な場所で交流や仲間づくりができる子育て交流サロン「あかちゃん天国」や社会福祉協議会による地域で自主的・自発的にサロン活動を行う団体への支援の実施や、保育所の施設等を活用し、身近な地域の方々や、他の保育所・幼稚園・小学校の子どもたちとの交流を行う等、地域でのつながりづくりを進めてきました。今後は、より一層子育て家庭が地域とつながるための支援を検討するとともに、地域の保護者同士がつながるための支援の充実が必要です。また、身近な距離にある子ども・子育て支援施設、機関同士が連携を図るとともに、地域と連携することも重要です。

（５）子どもの貧困対策（ひとり親家庭のさらなる支援）

すべての子どもたちが、生まれ育った環境に関わらず、夢や希望を持つことができる地域を実現するため、第二期計画の期間では、経済的支援として、実費徴収に係る補足給付の実施や、子どもの保険診療自己負担分に係る医療費の助成を高校生世代まで拡充しました。また、学習支援として、小学４年生から高校生世代を対象とした学習支援の定員を拡大するとともに、中学３年生及び高校３年生を対象とした受験生チャレンジ支援貸付事業を実施してきました。加えて、ひとり親家庭が精神的・経済的に自立し、安心して子育てができるよう、就労支援、育児支援等の支援を行ってきました。

本区では母子世帯・父子世帯数ともに増加しています。また、「ひとり親家庭実態調査」の結果では、「必要な食料、衣料を買えなかった」、「公共料金が支払えなかった」等の経済的な困窮経験がある方の割合は４割を超えています。加えて、「子どもの多様な経験」が金銭的・時間的な制約等で「ない」方の割合が高くなっていることが分かりました。また、同調査では、ひとり親になった事情が離婚、未婚等の方で養育費の約束をした方は５割にとどまり、その中でも約束がきちんと守られているのは５割となっており、養育費の確保が十分になされていないことにより、経済的に困難を抱える家庭も多くいることが課題となっています。

引き続き、関係機関とも連携しながら、支援を必要とする子ども、保護者が必要な支援を十分に活用できるよう、利用しやすい相談窓口や情報提供の充実、必要な支援を躊躇なく受けられるしくみづくりの充実を図る必要があります。

第3章 計画の基本的考え方

1 計画の基本理念

第二期計画の基本理念を継承しつつ、子ども（若者を含む）を育てる親、子育て関連従事者、地域ボランティア等の地域で子どもの育ちを支える方々が、子どもの成長に喜びや生きがいを感じられるとともに、子どもが、心身の状況や環境に関わらず、健やかに成長でき、親や地域の支える人も子育てを通じて成長していくことを目指すため、計画の基本理念を次のように定め、中央区らしい子どもまんなかのまちづくりを進めます。

子どもも育む人※も笑顔が輝き、 自分らしく成長できるまち中央区

※育む人には、子どもを育てる保護者はもとより、子ども・子育てに関連する施設等の従事者、地域の住民や団体、事業者、区の職員等を含みます。

中央区基本構想 輝く未来へ橋をかける ― 人が集まる粋なまち

基本的な 方向性

- 1 「中央区スタイル」を確立し、世界に輝く東京を創造
- 2 歴史と伝統を継承し、多彩な魅力があふれる美しいまちを形成
- 3 誰もがあこがれ、住みたい・働きたい都心の実現
- 4 未来を切り拓く力を育む「創造の場」の構築
- 5 多様な絆が融合した「プロアクティブ・コミュニティ」の確立

施策の みちずじ

- 1 一人一人の生き方が大切にされた安心できるまちを目指して
- 2 快適で安全な生活を送るための都市環境が整備されたまちを目指して
- 3 輝く個性とにぎわいが躍動を生み出すまちを目指して

中央区基本計画2023

基本施策1 すべての人々が健康で安心して暮らせるまち

- 1-1 ライフステージに応じた健康づくり【健康】

基本施策2 誰もがいきいきと笑顔で暮らせるまち

- 2-1 子どもが健やかに育つ地域づくり【子育て支援】
- 2-2 障害者が地域で自立し、充実した生活を送ることができる環境づくり【障害者福祉】

基本施策8 豊かな学びにあふれ健やかな体を育むまち

- 8-1 子どもたちの可能性が開花する教育の推進【学校教育】
- 8-2 希望に満ち、次代を担う子どもの育成【家庭教育への支援・青少年健全育成】
- 8-3 生涯にわたり学び喜びを分かち合える学習活動の推進【生涯学習】
- 8-4 スポーツの楽しさが広がる環境づくり【スポーツ】

中央区保健医療福祉計画2020

基本理念 みんなが支えあい、自分らしく暮らせるまち・中央区

基本目標

- 1 住み慣れた地域で、健康で安心して暮らせるまちを目指します。
- 2 誰もが生きがいや役割をもって活躍できるまちを目指します。
- 3 地域のつながりを深め、孤立のないまちを目指します。
- 4 お互いの違いを認めあい、差別や偏見のないまちを目指します。
- 5 保健医療福祉等必要なサービスが切れ目なく提供されるまちを目指します。

2 計画策定の視点

「こどもまんなか社会」とは、すべてのこども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、おかれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）な生活を送ることができる社会です。

新たな計画策定の視点として、次の3つの視点のもとで、中央区らしい子どもまんなか社会の実現を目指します。

（1）すべての子どもの健やかな成長とウェルビーイングの向上

子ども施策の基本は、すべての子どもが、人格と個性を尊重しあい、健やかに成長し、社会との関わりを自覚しながら、自分らしく尊厳をもって社会生活を営むことができるよう、その成長を社会が支えつつ、伴走していくことです。

そのためには、子どもの権利が尊重され、妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の各段階で、保健医療、療育、福祉、教育が切れ目なく提供されること、すべての子どもが、安全で安心して過ごせる居場所を持ちながら、社会で生き抜く力を得る機会に接することにより、自己肯定感を高め、幸せな状態で成長し、社会で活躍していくことが重要です。本計画では、健やかな成長とウェルビーイング向上のための取組を進め、子どもの成長と活動を応援し、子どもが元気で明るく育つ環境づくりを進めます。

（2）誰一人取り残されることのない、切れ目ない包括的支援

「誰一人取り残さない」は、「持続可能な開発のための 203 アジェンダ（SDGs）」の根底を流れる基本的な理念です。SDGs は「中央区基本計画 2023」の施策の方向性とも軌を一にしていることから、本計画においても調和を図り、子どもや家庭が抱えるさまざまな複合的な課題に対し、制度・分野の縦割りや支え手・受け手といった関係を越えた「つながり」を構築し、切れ目なく包括的に支援していく体制づくりや取組を進めます。

（3）中央区らしい、子どもまんなかまちづくりを進める

「こどもまんなか社会」の実現に向けては、常に子どもや若者、子育て当事者等の視点に立ち、子ども・子育て部門とまちづくり部門をはじめとした関係部門とが連携し、各種施策を実施し、点検・見直しを進めていく必要があります。

子どもや若者、子育て当事者等の意見を取り入れながら、子育てにやさしい住まいや保育・教育施設、公園・遊び場など、子どもと子育て当事者の生活環境を整備し、生活空間・交流空間の拡充を進めることで、区民が愛着を持てる、子どもまんなかのまちづくりを進めていきます。

3 計画の方向性

計画の方向性としては、新たに次の5点を定め、子ども・若者施策を展開していきます。

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として、多様な人格・個性として尊重され、権利が保障されるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、相談体制の充実、子どもの地域・社会への参加・参画の機会、自己実現の場と体験機会などの取組を進めることで、子どもの成長と活動を応援していきます。

- ☐ 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進
- ☐ 子どもに対する相談体制の充実
- ☐ 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
- ☐ 教育内容の充実
- ☐ 自己実現の場と体験機会の提供

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、地域での多様な子育て支援サービス、相談体制と情報提供のさらなる充実を図るとともに、教育・保育環境の整備と質の向上、子どもの居場所づくりに取り組みます。

- ☐ 子育てに関する相談・情報提供の充実
- ☐ 妊娠期から出産・子育て期の切れ目のない伴走型支援
- ☐ 教育・保育環境の整備
- ☐ 教育・保育の質の向上
- ☐ 多様な子育て支援サービスの提供
- ☐ 子どもの居場所づくり

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援等に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

- ☐ 育ちに支援を必要とする子どもへの支援
- ☐ 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- ☐ **子どもの貧困の解消に向けた支援**
- ☐ ひとり親家庭の自立支援
- ☐ ヤングケアラーへの支援

方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

子ども・若者が社会のなかで成長し、自立し、他者と連携・協働しながら、社会を生き抜き活躍していくために、交流と活動を推進するとともに、地域で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるための、さまざまな情報提供や環境づくりを進めます。

あわせて、生きづらさを抱える若者のための相談体制の充実や、生活支援、就労支援、雇用などの経済的基盤の安定のための取組を進めます。

- ☐ 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- ☐ 生きづらさを抱えた若者の支援
- ☐ 若者がライフデザインを描くための支援

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。

そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援を通して、地域・社会が連携・協働した取組を行い、子どもの育ちや子育てを支援していきます。また、子育て中の働く男女の仕事と家庭の両立に向けて、ワーク・ライフ・バランスに関する施策を充実させ、家庭や職場、地域、社会全体での理解を促進します。さらに、子ども・若者を事故やさまざまな犯罪から守るための安全対策等を講じ、子ども・若者にやさしいまちづくりを進めます。

- ☐ 地域における子育て支援
- ☐ 子どもを守る安全なまちづくり
- ☐ ワーク・ライフ・バランスの推進

4 計画の体系

【基本理念】 【計画策定の視点】

子どもも育む人も笑顔が輝き、自分らしく成長できるまち中央区

すべての子どもの
ウェルビーイングを向上する

誰一人取り残されることのない、
切れ目ない包括的支援

子どももまんなかまちづくりを進める
中央区らしい、

【方向性】

方向性1
子どもの
成長と活動を
応援します

方向性2
子どもが元気に
明るく育つ
環境をつくれます

方向性3
特に配慮を
必要とする
子どもと家庭を
支援します

方向性4
若者が成長・活躍
できる環境を
つくれます

方向性5
地域・社会全体で
子ども・若者を
育む力を高めます

【基本施策】

- 1 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進
- 2 子どもに対する相談体制の充実
- 3 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実
- 4 教育内容の充実
- 5 自己実現の場と体験機会の提供
- 1 子育てに関する相談・情報提供の充実
- 2 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援
- 3 教育・保育環境の整備
- 4 教育・保育の質の向上
- 5 多様な子育て支援サービスの提供
- 6 子どもの居場所づくり
- 1 育ちに支援を必要とする子どもへの支援
- 2 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援
- 3 子どもの貧困の解消に向けた支援
- 4 ひとり親家庭の自立支援
- 5 ヤングケアラーへの支援
- 1 若者が地域で力を発揮できる環境づくり
- 2 生きづらさを抱えた若者の支援
- 3 若者がライフデザインを描くための支援
- 1 地域における子育て支援
- 2 子どもを守る安全なまちづくり
- 3 ワーク・ライフ・バランスの推進